

第五章 第二節 工事請負並物件供給

一、主管給水装置

自然流下

一、ヴェンチユリー管ノ兩端

上流 ソケット
下流 スピゴット

第四條 オリベントメーター送水管用一組ハ次ノ條件ニ適合スルコトヲ要ス

一、主管 内徑

五〇〇耗

一、主管中心線ニオケル靜水壓

二三、〇米

一、主管内心線ニオケル動水壓

三五、〇米

一、ヴェンチユリー管ノ兩端

上流 フランヂ
下流 フランヂ

一、表示水量 每一時間

(最大一、二〇〇立方
最小一七二立方)

一、表示器ト「オリベントメーター」管ノ距離

約一五、〇米
壓力聯絡細管二條各一條ノ長

一、表示器ノ設置場所床面ニ於ケル靜水壓

二三、〇米

一、表示器ノ種類

OD/WC型ニ「インテイク」ヲ附スルモノトス

一、圖示始時刻

月曜日正午

一、圖示ハ

一週一枚

一、圖表ニ印刷スヘキ英文ノ種類

前同上

一、主管給水装置

唧筒送水

第五條 「オリベントメーター」淨水場唧筒場用一組ハ次ノ條件ニ適合スルコトヲ要ス(ウォーターコラム式)

一、主管内徑

五〇〇耗

一、主管中心線ニ於ケル靜水壓

二、六四米

一、主管中心線ニオケル動水壓

最大 二、五八米
最小 〇、一米

一、「オリベントメーター」管ノ兩端

上下流共「フランヂ」

一、表示水量 每一時間

最大 一、二〇〇立方
最小 一七二立方

一、表示器トオリベントメーター管ノ距離

約四、〇米

一、表示器設置場所床面ニオケル靜水壓

〇、四〇〇米

一、表示器ノ種類

OD/WC型ニ「インテイク」ヲ附スルモノトス

一、圖示始時刻

月曜日正午

一、圖示ハ

一週一枚

一、圖表ニ印刷スヘキ英文ノ種類

前同上

一、主管ニ給水装置ハ

自然流下

第六條 本器ノ計量誤差ハ如何ナル場合ト雖モ「ベンチユリメーター」百分ノ一以内「オリベントメーター」ハ百分ノ二以内トス

第七條 圖示用紙ハ各四ヶ年分「レコーダインク」二瓶及「ペン」ハ各組ニ二本宛及必要ナル「ボールト」並ニ「バツキング」ヲ供給スヘシ

第八條 水壓圖表目盛單位ハ每平方吋封度ヲ以テ表示スルモノトス

第九條 V/M型表示器ハ四隅鐵棒四面硝子張ノ管内ニ收メ各圖表全面積計算若クハ時計透視ヲ容易ナラシム

第十條 本器ハ總テ優良ナル材料ヲ用ヒ堅牢ニ製作シ可嚙ニ仕上ヲナスヘシ

第十一條 本市購入契約後三ヶ月以内ニ取付圖面ヲ差出シ器械ハ七ヶ月以内ニ本市鐵管試驗所ニ納入スヘシ

第十二條 各機カ當市指定ノ場所ヘ到着シタルトキハ請負人立會ノ上開函検査ヲ施行ス此ノ場合ニ於テ發見シタル不
合格品並ニ不良品ハ請負人ニ於テ指定期日内ニ調達スヘキモノトス

第十三條 請負人前項ノ検査ニ立會セサルトキト雖検査ヲ猶豫セス請負人ハ其ノ検査ノ結果ニ對シ異議ヲ述フルコト
ヲ得ス

第十四條 供給者ハ本器組立並ニ据付ニ必要ナル説明書ヲ本器ト共ニ差出シ組立調節ノ際ハ經驗アル技術者ヲ派遣シ
本市ノ職工人夫ヲ指揮監督ヲナシ通水試験ニ立會フモノトス

第十五條 CD/ane 及 CD/WC 型表示器ハ前面硝子張ノ鐵筐内ニ收メ各計器ノ透視ヲ容易ナラシムヘシ

豊橋市水道用止水弁購買仕様書

第一條 購買スヘキ止水弁ノ種類員數ハ附屬明細書及圖面ノ通りトス但シ製造所ノ型録ヲ所有スルモノハ二十日以内

ニ詳細ナル圖面ヲ提出シ其ノ承認ヲ得タル上製作セシムルコトアルヘシ

第二條 所要材料ハ左ノ試験ニ合格シタルモノヲ以テ製作スルモノトス

- 一、鑄鐵ノ杭打試験ハ幅二吋厚一吋長サ二十六吋ニ鑄造シタル試験型ヲ用ヒ鑄放シノ儘之ヲ徑間二十四吋ノ支ヘ及
ニ扁平ニ載セ其中心ニ一千八百封度ノ荷重ニ置キ之ニ耐ヘ且ツ漸次荷重ヲ増加シ其ノ切斷前〇、七吋ヨリ少ナカ
ラサル撓ミヲ示スコトヲ要ス
- 二、鑄鐵ノ抗張試験ハ其ノ斷面一平方吋ニ付キ一萬封度以上タルヲ要ス但シ鑄鐵ノ抗張試験ハ必要ト認メタル場合
ニ限り之ヲ行フモノトス

三、弁軸合金ハ鍛ヘタル「ネーバル黃銅トシ」其合金屬調合ハ銅六十二錫一亞鉛三十七トス

四、摺動部及螺旋止用合金屬ノ調合ハ銅八十八錫八亞鉛四トス

五、ボールト用軟銅ノ抗張試験ハ一平方吋ニ付四萬五千封度以上タルヲ要ス

第三條 所要ノ鑄鐵ハ其ノ破砕面總テ灰色ニシテ粒狀緻密全体同質ニシテ容易ニ鋸ヲ以テ磨耗シ得ヘキモノタルヘシ
第四條 鑄鐵部ハ砂澱氣泡罅裂其他鑄造上ノ欠點アルヘカラス是等ノ欠點ヲ補ハムカ爲メ填金等ノ加工ヲ施スヘカラ
ス

第五條 止水弁ハ包匣内ニ砲金製導溝ヲ布シ「ネーバル黃銅」製導輪ニ依リテ弁ノ開閉ヲ容易ナラシメ之ヲ全開シタ
ル時ハ指定ノ全徑大ノ通路ヲ有シ且ツ弁ノ運動ハ完全ニ軸線内ニアラシムヘシ

第六條 止水弁ノ各部重要ナル部分ハ合金屬ヲ使用シ構造機能完全ナルハ勿論長年月ノ放置ニ際シテハ機能ニ障害ヲ
來サ、ルモノタルヘシ

第七條 止水弁機能ノ各部ハ各々交互ニ交換使用シ得ル様製作スヘシ

第八條 止水弁ノ突縁ヲ有スルモノハ旋盤ニテ所定ノ寸法ニ仕上ケ總テ全面ニ密着シ完全ナラシメ其ノ接續ニ要スル
「ボールト」及ゴム製「パッキン」ヲ附屬スヘシ但シ四百五十「ミリメートル」 止水弁ニハ鉛板製「パッキ
ン」ヲ附屬セシムヘシ

第九條 止水弁ノ包匣斷面ハ長方形ノ四隅ニ單ニ丸味ヲ附シタルモノニアラスシテ橢圓形トナシ内壓力ニ對シ充分抵
抗シ得ヘキ様製作スヘシ

第十條 止水弁軸ハ鍛ヘタル「ネーバル黃銅」製ニシテ充分ナル太サヲ有シ「ホウキツトウオルス」一定則ノ角型螺旋
ヲ截刻シ眞直ニシテ最モ圓滑ニ弁ヲ運行シ得ヘキ様製作スヘシ

第十一條 止水弁ノ填料匣ニハ最良ノ填料ヲ以テ之ヲ充タシ其ノ弁軸トノ接觸部分及蓋ノ内面ニハ相當ノ厚サヲ有スル砲金製ノ環ヲ裝置スヘシ

第十二條 止水弁ノ開閉器軸ハ右廻シ()ノトキ通水路ヲ開クヘキ裝置トスヘシ

第十三條 止水弁ハ所定ノ個所ニ製作年號口徑及豐橋市臨時水道部並ニ製作所ノ標ヲ八分ノ一吋以上ノ高サニ鮮明ニ鑄出スヘシ

第十四條 止水弁鑄出部分ハ仕上ケニ先立テ適當ノ溫度ニ熱シテ防銹液ヲ塗抹シ乾燥セシムヘシ防銹液ハ被包面黑色ニシテ稍光澤アリ且鐵膚ノ内外面共平滑堅固ニ附着シ容易ニ剝脫セサルモノタルヘシ

第十五條 止水弁摺動部砲金環ハ楔形又ハ鳩尾型等ニ嵌入シ更ニ同質ノ「セツトスクルー」ニテ完全ニ取付ケ盤陀引ヲナシタル後叮嚀ニ摺合スヘシ

第十六條 突縁接合ヲ以テ取付クヘキ各突縁ハ旋盤ニテ所定ノ寸法ニ仕上ク總テ全面ニ密着シ完全ナラシメ其ノ接合ニ要スル「ボールト」孔ハ所定ノ寸法ニ錐揉ニテ穿孔ヲ施シ「ボールト」及「パツキングゴム」ヲ附屬スヘシ

第十七條 止水弁ノ水壓試驗ハ其ノ兩面各別ニ每平方吋ニ一百五十封度ノ試驗ヲナシ又弁ヲ全開ニシテ同水壓ノ試驗ヲナスモノトス試驗中ハ本市所定型質ノ鏈ヲ以テ各部ヲ普ク打敲ス此場合ニ於テ弁ノ摺合部或ハ其ノ他ノ個所ヨリ漏水シ又ハ漏水ノ虞アルモノハ擯却ス但シ摺合部ヨリ漏水ノ場合手直シノ上完全トナル見込アルモノニ限り供給者之カ手直ヲナシ更ニ試驗ヲナスコトアルヘシ

第十八條 鑄鐵ノ強度試驗ヲ用フル材料ハ同一熔銑毎ニ各參個ヲ造リ之カ試驗ヲ行ヒ其ノ成績ハ參回ノ平均ニ依リ定ムルモノトス

第十九條 合金屬ノ試驗ニ用フル材片ハ各其主体ヨリ切除シテ使用シ得ル様豫メ製作スルモノトス

第二十條 本章試驗カ不合格ニナリタルトキハ其ノ試験片ノ代表スル製作物ハ總テ不合格トス

第二十一條 止水弁各構ノ製作加工ニ際シテハ供給者ハ豫メ其日取ヲ本市ニ申出ツヘシ必要ト認ムル場合ハ本市ハ本市ノ費用ヲ以テ吏員ヲ製造工場ヘ派遣シ検査ヲナシ又ハ其工法ニ就テ指定スルコトアルヘシ

第二十二條 止水弁ハ別表ノ通り分納スヘシ

第二十三條 本仕様書中文意ノ解釋ニ疑義又ハ不明ノ廉ヲ生シタルトキハ豐橋市長又ハ代理者ノ指揮判定ニ從フモノトス

第二十四條 本仕様書ハ消火栓ニモ準用スルモノトス

水位標示器購買仕様書

一、本水位標示器ハ送水唧筒場唧筒井内ノ水位ノ變化ヲ測定スルモノニシテ機構完全ニシテ指示ニ誤差ヲ生セス長年月使用ニ耐ヘ得ルモノタルヘシ

二、本器ニ依リ指示スル水位差ハ標高〇下六尺ヨリ〇上三十尺迄即三十六尺トス

三、浮器及「カウンターウエート」ハ内徑百耗鑄鐵管内ヲ導行スルモノニシテ浮器ト「カウンターウエート」トノ間隔ハ八吋トス

四、本標器ノ「タイフルプレート」ハ示度環徑ヲ八吋トシ四分ノ三環内ヲ三十六等分シ、下六尺ハ赤線ヲ以テ表シ〇上三十尺ハ黒線及黒文字デ表シ二寸目盛トス「ダイヤル」前面ハ硝子板ヲ嵌入シ讀尺ヲ容易ナラシムヘシ

五、浮子ノ昇降三十六尺ヲ指針四分ノ三廻轉迄ニ齒車三枚又ハ四枚ヲ以テ減スル構造トナスヘシ

- 六、本器ノ外筐ハ鑄鐵製トシ内部器械構造ハ耐久性ニ富ミ且腐蝕セサル精良ナル金屬ヲ以テ製作スヘシ
- 七、製作ハ總テ簡易精巧堅牢ニシテ分觀良ク本器ノ目的ヲ完全ニ且ツ充分ニ達セシムルモノタルヘシ
- 八、本器床ハ長一尺五寸幅八寸以内トシ總高一尺四寸以内タルヘシ
- 九、供給請負人ハ契約締結後一ヶ月以内ニ詳細圖面及詳細仕様書ヲ提出シ本市ノ承認ヲ受ケタル後製作ニ着手スヘシ
- 十、納入期日ハ請負契約締結後三ヶ月以内トシ豊橋市水道送水場指定ノ場所ニ取付ケ試験ノ結果合格シタルモノヲ受渡シスルモノトス

ポーランドセメント購買仕様書

- 一、購買スヘキ「セメント」數量ハ二萬二千六百七十二袋トス但シ別紙分納表ニ依リ分納スヘシ
- 一、購買スヘキ「セメント」ハ百袋分ヲ一組トシ試験品ヲ拔取り本市ニ於テ昭和二年四月十四日改正セラレタル商工省規定ノ試験ヲ行ヒ之ニ合格シタルモノトス
- 一、本市ヨリ分納ヲ命シタルトキハ書類到着ノ日ヨリ二週間以内ニ本市柳生橋「セメント」倉庫ニ納入スルモノトシ試験品拔取ハ同場所ニ於テ行フモノトス
- 一、本市ニ於テ執行スル拔取及試験ニ付納入者立會ハサル時ハ其ノ方法ニ付異議ナキモノト見做ス
- 一、容器一袋ニ付正味四十三キログラム入トス
- 一、「セメント」入袋ハ使用済ノ場合其ノ空袋ハ契約袋數ノ八割ヲ限度トシ各使用場所ニ於テ賣主ニ返還ス但シ返還ニ要スル費用ハ賣主ノ負擔トス

- 一、契約數量ハ本市ノ都合ニ依リ増減ヲナス事ヲ得但シ此ノ場合ノ數量ニ對シテハ別ニ納期ヲ指定スルモノトス
- 一、前項ノ場合ニ於テ賣主ニ損害ヲ生スル事アルモ本市ハ其ノ責ニ任セサルモノトス
- 一、第一項但書ノ分納期ハ使用豫定量ニ依リ大体ノ數量ヲ示シタルモノナルカ故ニ本市ノ都合ニ依リ之ヲ變更スルコトアルヘシ

ポーランドセメント分納表

單位	三年	同	同	同	同	同	同	同	四年	同	計
袋	五月二十日迄	六月二十日迄	七月二十日迄	八月二十日迄	九月二十日迄	十月三十日迄	十一月三十日迄	十二月三十日迄	一月三十日迄	二月二十日迄	
	二、五七七	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、五七〇	三、〇〇〇	二、八九〇	二、〇九九	一、五〇〇	一〇〇	一〇〇	三、六七三

但右分納期ハ使用豫定量ニ依リ大体ノ數量ヲ示シタルモノナルカ故ニ本市ノ都合ニ依リ之ヲ變更スコトアルヘシ
 商工省告示第九號

政府ニ於テ購入シ又ハ政府ノ注文スル工事若ハ製造品ニ使用スル「ポルトランド、セメント」ハ左ノ規格ニ依ル但シ己ムコトヲ得サル事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス明治三十八年農商務省告示第三十五號ハ之ヲ廢止ス

昭和二年四月十四日

各省大臣

ポルトランド、セメント

第一章 製造法

第一條 「ポルトランド、セメント」ハ主成分トシテ硫酸、礬土、酸化鐵及石灰ヲ含有スル原料ヲ適當ノ割合ニテ充

第五章 第二節 工事請負並物件供給

分ニ混和シ之ヲ殆ント熔融セントスル迄灼熱シタル後粉碎シテ細末ト爲シタルモノトス
「ボルトランド、セメント」(以下單ニセメントト稱ス)ニハ他ノ物質ヲ混和スルコトヲ得ス但シ其ノ重量ノ三%
以下ノ石膏ヲ混和スルハ此ノ限ニ在ラス

第二章 試驗法

比重

第二條 「セメント」ノ比重ハ三、〇五以上ナルコトヲ要ス但シ三、〇五ニ達セサル場合ニハ暗赤色ニ熱シタル後更
ニ試験スルモノトス

粉末ノ程度

第三條 「セメント」ハ一平方糎ニ付四九〇〇孔ヲ有スル篩ヲ以テ篩ヒ別ケ其ノ殘滓量一七%ヲ超エサルコトヲ要ス
コノ場合ニ於ケル篩ノ針頭ノ徑ハ〇、〇五五糎トス
殘滓量ハ一試料ニ付二回以上、每回五十瓦ノ「セメント」ヲ採リ輕ク篩ヲ敲キ微細分ヲ篩ヒ落シ一分間ノ通過量〇
、一瓦以下トナリタルトキ篩ノ底ノ殘滓ヲ秤リテ之ヲ定ム

凝結

第四條 普通ノ用途ニ供スル「セメント」ハ華氏十五度乃至二十五度ニ於テ注水ヨリ一時間以後ニ凝結ヲ始メ十時間
以内ニ凝結ヲ終ルコトヲ要ス

本試験ニ於ケル注水量ハ「セメント」四百瓦ヲ採リ適宜ノ水ヲ加ヘ注水ヨリ約三分間捏ネ混セテ稍固キ糊狀体ト
ナシ硝子板ノ如キ水ヲ吸收セサルモノノ上ニ置キタル圓筒ニ充シ剩餘ハ之ヲ除キ稠度計ノ金屬棒ヲ其ノ指針力四
十糎ノ目盛ヲ指ス處ヨリ徐々ニ「セメント」中ニ降下セシメ六糎ノ目盛ニ止マルトキニ相當スル水量トス此ノ場

合ニ於ケル水量ハ標準稠度ニ適スルモノトス

凝結ノ初發及終結ヲ試験スルニハ稠度計ノ金屬棒ヲ標準針ニ換ヘ之ト共ニ降下スヘキモノノ全重量ヲ三百瓦トナ
シ圓筒内ニ充シタル標準稠度ノ糊狀「セメント」ノ中ニ該標準針ヲ徐々ニ降下セシメ其ノ指針凡ソ一糎ノ目盛ニ
止マルトキヲ以テ凝結ノ始發トナシ漸次凝結シテ針頭力「セメント」ノ表面ニ痕跡ヲ止ムルコト深凡ソ〇、二五
糎ニ至リタルトキヲ以テ凝結ヲ終リタルモノトス本試験ニ用フル稠度計及標準針ハ次ノ通りトス
稠度計ハ長五糎徑一糎ノ金屬棒及之ト共ニ降下スヘキモノノ全重量ヲ三百瓦トス
標準針ハ長四、五糎斷面一平方糎(徑一、一三糎)ノ金屬棒ニシテ其ノ頭ヲ平ニ切りタルモノトス

膨脹性龜裂

第五條 「セメント」ハ膨脹性龜裂ヲ生セサルコトヲ要ス

膨脹性龜裂ヲ試験スルニハ次ニ規定スル浸水法ニ依ルモノトス但シ浸水法ニ依ル試験時日ヲ有セサル場合ハ煮沸法
ニ依ルコトヲ得

浸水法 「セメント」約百瓦ニ適量ノ水ヲ加ヘ能ク捏ネ混セテ糊狀体ト爲シ之ヲ硝子板上ニ展ハシ徑約十糎中央厚
約一、五糎周圍ニ於テ稍薄キ頭形体トナシタルモノ二個ヲ作り凡ソ二十四時間ヲ經テ水中ニ浸シ二十七日間ニ於テ
龜裂又ハ歪曲ノ有無ヲ檢スルモノトス

煮沸法 浸水法ニ記載セル方法ヲ以テ作りタル饅頭形体ヲ少クトモ二十四時ヲ經タル浸水ヲ滿セル鍋中ニ沈メ徐々
ニ熱シテ凡ソ一時三十分間沸騰セシメ漸次之ヲ冷却シタル後龜裂又ハ歪曲ノ有無ヲ檢スルモノトス
糊狀体ヲ作ルニ用ウル水量ハ「セメント」ノ重量ニ對シ約二十五%乃至二十七%トシ糊狀体ノ載セタル硝子板ヲ輕
ク敲クトキ漸ク周圍ニ流出スルヲ適度トス

饅頭形体ハ凝結終了ニ至ル迄濕氣アル箱ニ入レ若ハ濕布ヲ以テ覆ヒ空氣ノ流通及日光ノ直射ヲ避ケ收縮ノ爲メニ
びわれヲ生セサル様注意スルコトヲ要ス
前項ノひびわれハ多クハ饅頭形体ノ中央ニ起リ膨脹性龜裂ト毫モ相關セサル現象ニシテ普通ノ用途ニ供スル「セ
メント」ニ於テハ特ニ之ヲ生シ易キヲ以テ注意スルコトヲ要ス

抗張力及耐壓力

第六條 セメントノ抗張試驗及耐壓試驗ハ「セメント」一分(重量ニヨル以下之ニ做フ)ニ標準砂三分ヲ混和シタル砂
入「セメント」ニ付之ヲ行フ抗張力ハ供試僅カ七日間(空氣中二十四時間水中六日間)固結ノ後ニ於テ $14Kg/Cm^2$
以上二十八日間(空氣中二十四時間水中二十七日間)固結ノ後ニ於テハ $21Kg/Cm^2$ 以上ナルコトヲ要ス

試驗ハ各六個ノ供試体ニ付キ之ヲ行ヒ其ノ抗張力及耐壓力ノ各平均數ヲ以テ其ノ成績ヲ表ハスモノトス

第七條 抗張試驗ニ用フル供試体ハ中央部ニ於ケル最少斷面積ハ五平方糎トシ之ニ用フル試驗機ハ二重積杆式ノモノ
ヲ以テ標準トス

耐壓試驗ニ用フル供試体ハ立方体ニシテ其ノ各面ノ面積ハ五十平方糎トス

第八條 抗張試驗及耐壓試驗ニ用フル供試体ハ次ニ示ス機械法ニ依リ作ルモノトス但シ抗張試驗ニ用フルモノニ在リ
テハ更ニ便宜手工法ニ依ルコトヲ得

機械法 「セメント」一分ト標準砂三分トヲ充分ニ混和シ之ニ適量ノ水ヲ加ヘ饅ヲ以テ捏ネ混セ之ヲ二疋ノ鏈ヲ有
スル標準鐵鏈機上所定ノ位置ニ固ク取付ケタル型(内面ニ少シク礦油ヲ塗リタルモノ)ノ中ニ充シ鐵心ヲ嵌メ百五
十回之ヲ敲キ型上ノ過剩分ヲ削リ去リ其ノ上面ヲ平滑ニスルモノトス
供試体ヲ作ルニ要スル水ノ分量ハ鐵槌ヲ以テ打ツコト百回乃至百十回ニシテ供試体ノ裏面ニ少シク水分ノ滲ミ出ス

ヲ以テ適度トス

手工法 機械法ニ準シテ作りタル砂入「セメント」ヲ内面ニ少シク礦油ヲ塗り金屬板或ハ硝子板上ニ置キタル型ノ
中ニ充シ鐵窺(頭部ニ幅五糎長八糎ノ平面ヲ有シ柄ノ長三十糎全重量約二百五十瓦)ヲ以テ敲キ其ノ表面ニ少シク
水分ノ滲ミ出スニ至リテ止メ型上ニアル過剩分ヲ削リ去リ其ノ上面ヲ平滑ニスルモノトス

第九條 前條ノ捏ネ混セ及型詰ハ常ニ室内ニ於テ行ヒ作業中日光ノ直射ヲ避ケ乾燥ヲ防キ成形ノ後ハ之ヲ濕氣アル箱
内ニ置キ蓋ヲ以テ蔽ヒ濕度ノ變化及空氣ノ流通ヲ防キ二十時間以上ヲ經テ叮嚀ニ型ヨリ取外スモノトス但シ抗張試
驗ニ用フル供試体ニアリテハ適當ノ裝置ヲ用ヒ成形後直ニ型ヨリ取外スモ妨ケナシ

型ヨリ取外シタル供試体ハ濕氣アル箱ノ内ニ保存シ成形後二十四時間ヲ經テ水槽ニ入レ全ク水中ニ浸スモノトス
型詰ヨリ浸水ニ至ル間ノ室内ノ溫度及水槽ノ水ノ溫度ハ華氏十度以下ニ降ラサル様注意スルコトヲ要ス

第十條 標準砂ハ福島縣相馬郡產ノ天然石英砂ヨリ成ルヘク石英砂粒ヲ損セサル様夾雜物ヲ除去シ充分ニ洗ヒタル後
之ヲ乾燥シ一號篩及二號篩ヲ以テ順次ニ篩ヒ別ケ二號篩ノ底ニ殘留セルモノニシテ次ノ各號ニ合格スルコトヲ要ス
一、二回以上毎回百瓦ノ試料ヲ採リ一號篩及二號篩ヲ以テ篩ヒ別ケヲ行ヒ一分間各篩ノ通過量一瓦以下トナリタル
トキ篩ノ方ヲ止メ二號篩ノ底ニ殘留スル量九十%以上ナルコト

二、夾雜物ハ重量ニ於テハ二、五%以下ナルコト一號篩ハ一平方糎ニ付六十四孔、二號篩ハ百四十四孔ヲ有スルモ
ノトス此ノ場合ニオケル針金ノ徑ハ一號篩ニ在リテハ〇、四糎二號篩ニ在リテハ〇、二九糎トス

第十一條 第六條乃至第九條ニ依ル試驗ヲ行フ時日ナキ場合ニハ「セメント」ノミヲ以テ作レル供試体ニ付抗張試驗
ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於ケル抗張力ハ七日間(空氣中二十四時間、水中六日間)固結ノ後ニ於テ $40Kg/Cm^2$
以上ナルコトヲ要ス

供試体製作ニ關スル方法注意及抗張試験ハ砂入「セメント」ノ規定ニ準ス

苦土硫酸及灼熱減量

第十二條 「セメント」中ニ含有スル苦土ハ三%硫酸(%)ハ二%ヲ超エサルコトヲ要ス
「セメント」ノ灼熱ニ依ル重量ノ減少ハ四%ヲ超エサルコトヲ要ス

海水工用試験

第十三條 海水工用フル「セメント」ノ試験ニハ凡テ海水ヲ用フルモノトス

第三章 試料及受渡

試料

第十四條 「セメント」ノ試料ハ五〇瓩又ハ其ノ端數毎ニ其ノ平均品質ヲ表ハス様五個ノ包裝ヨリ之ヲ採リ能ク混和シタルモノトス

包装及重量

第十五條 「セメント」ノ受渡ニ用フル重量ノ單位ハ瓩トス

第十六條 「セメント」ハ袋入トスル場合ニハ正味五十瓩、樽入トスル場合ニハ正味七十瓩トス

第十七條 袋又ハ樽ノ外面ニ於テ「ボルトランド、セメント」ナルコトヲ明ニシ且正味重量ト製造所名トヲ明記スルモノトス

參照 明治三十八年二月十日農商務省告示第三十五號ハ「ボルトランド、セメント」試験方法ナリ

旭橋附近牟呂用水鐵管伏越工用鐵製材料
購入仕様書

購買セントスル金物類ハ旭橋伏越工事泥吐室及阻水弁室ニ取付クルモノニシテ圖面記載ノ寸法ハ出來上リ寸法トス製作ニ用フル鐵管ハ粘質ニ富ミ各部ノ質約一ニシテ斷面ハ灰白色絹糸光澤ヲ有シ纖維狀ヲ呈シ過度ノ錆ナクシテ寸法正確ノモノタルヘシ

鑄鐵ハ結晶粗大ニシテ粘質ニ富ミ純良ナル材料ヲ以テ鑄造シ其ノ表面平滑ニシテ巢穴突起其他實用ニ不適當ナル缺點及強度等ニ有害ナル痕跡ヲ有セサルモノトス

百五十耗阻水弁廻轉金物

一、阻水弁廻轉金物ハ下部ニ於ケル百五十耗阻水弁「キヤツブ」ニ繼足ヲ附シ地上ニ於テ之カ廻轉ヲナシ阻水弁ノ開閉ヲナサンカ爲ニ設クルモノナレハ下部「キー」トナルヘキ部分ハ三吋八分一吋ノ角鐵ヲ用ヒ示圖ノ如ク製作シ一呎以上ノ所ニテ徑八ノ鐵材ト鍛接シ頭部ハ二吋角鐵ヲ以テ圖示ノ如ク製作シ一呎以下ノ所ニテ鍛接スヘシ

振止金物

一、振止金物ハ前條廻轉金物ノ固定ヲナサンカ爲ノモノニシテ幅一吋四分ノ一吋長サ一吋十吋厚サ四分ノ一吋ノ鐵材二枚ヲ以テ製作シ圖示ノケ所ニ於テ鍛接シ前條廻轉金物ノ圓滑ナル廻轉ヲナスヘク製作スヘシ

ボルト

一、ボルトハ前條振止金物ノ前端ヲ固定スルニ用フルモノニシテ徑二分ノ一吋有効長一吋ノモノニシテ瓦斯ネジト

ナスヘシ

鐵 蓋

一、鐵蓋ハ鑄鐵造ニシテ二枚ヲ以テ一組トナシ表面ニ滑止ヲ附シ充分「コールタール」ヲ以テ錆止ヲナスヘシ

配水鐵管布設工事仕様書

總 則

第一條 工事ハ本仕様書、設計書、及圖面ニ依リ施行スヘシ

第二條 工期ハ着手ノ日ヨリ八十トス但シ工事着手ハ契約後ト命ノ日ヨリトス

第三條 請負人ハ工事着手前工程日割表ヲ提出シ係員ノ承認ヲ受ケタル後該表ニ基キ諸般ノ準備ヲナスヘシ

第四條 工事始終時間ハ本市規定ニ據ルト雖交通頻繁ナル場所又ハ急ヲ要スル場所等ハ夜間施行セシムルコトアルヘシ

第五條 本工事ハ鐵管類其他主要材料ノ一部ヲ本市ヨリ交付シ鐵管布設及是ニ伴フ止水弁消火栓等ノ取付並ニ附屬物ノ築造等ヲナスモノトス

第六條 前條工事ノ内鐵管阻水弁及消火栓ノ接合作業ハ本市直備職工ニテ施工シ其他一切ノ工事（土工据付直備職工手傳道路復舊殘土整理並ニ附帶ノ雜工事及使用材料運搬等）ハ請負人ノ費用ヲ以テ施行スルモノトス

第七條 設計書及圖面記載ノ數量、寸法ハ仕上り量目ナルニ依リ其ノ種類及性質ニ應スル餘裕及手戻等ヲ見込ミタル

工費ヲ計上スヘシ

第八條 本工事ノ位置數量ハ設計書及圖面ノ通り豫定スト雖モ在來地上下工作物ノ障害等ノ都合ニ依リ鐵管類ノ長さ等ニ多少ノ長短又ハ異動等ヲ來スコトアルヘシ但シ此場合ニハ内譯單價ニ依リ精算ス

第九條 布設ニ際シ設計書及圖面ニ記載ナキモ請負人ハ護岸溝渠及下水等ヲ横斷スルタメ取毀チタル際ハ鐵筋布設後直ニ右材料並ニ補足材料ヲ以テ在來ニ準シ復舊工事ヲ行フヘシ但シ本市ニ於テ設計變更ヲ要スト認メタル場合ハ此ノ限リニアラス

第十條 請負人ハ本市直備職工ノ作業ニ不均等ヲ來ササル様留意シ工事ノ手配ヲナスヘシ

第十一條 工事中露出シ又ハ露出セントスル地中埋設物及附近建造物アルトキハ相當ノ豫防ヲナスヘシ万一此等ニ損害ヲ與ヘタル時ハ請負人ハ其ノ責ニ任スヘシ

第十二條 請負人ハ交通安全ニ關シ工事着手前所轄警察署ニ届出テ危險豫防ニ必要ナル設備ヲナスヘシ但シ點燈器及其位置等ハ係員ノ指揮ヲ受クヘシ

第十三條 工事中交通ニ不便若クハ危險ヲ及サ、ル様注意シ家屋ノ出入口及ヒ道路横斷箇所等ニハ假橋ヲ架設スヘシ第十四條 請負人ハ監督員並ニ職工詰所用トシテ箱番及「テント」ノ必要アルトキハ適當ノ位置ヲ借地建設シ晝夜責任アル番人ヲ附スヘシ尙工事ノ都合ニ依リ數回移轉セシムルコトアルヘシ

第十五條 掘鑿ヨリ生スル殘土ハ係員ノ指定場所ニ速ニ運搬スルモノトス

第十六條 工事竣功後ハ係員ノ指示ニ依リ跡片付ヲナスヘシ

第十七條 本仕様書、圖面、其他工事ニ關シ疑義ヲ生シタルトキハ總テ本市ノ解釋ニ從フヘシ

交 付 材 料

第十八條 鐵管瓣類ハ花田町字絹田本市鐵管試驗場ニ於テ其他ノ材料ハ花田町字東郷(柳生橋市電停留所前)本市倉庫ヨリ運搬スヘシ

第十九條 交付材料ノ現場運搬ニ當リテハ其ノ種類數量ニ間違ヒテ生セサル様且積込取卸ノ際毀損亡失等ナキ様注意シ運搬ノ上ハ其都度工事係員ノ點檢ヲ受クヘシ

萬一毀損亡失等生セシメタル時ハ請負人ハ其責ニ任スヘシ異形管、瓣類、鉛等小形ナルモノハ格納スルヲ以テ錠前アル假小屋ヲ建設スヘシ尙「セメント」麻、コークス、木炭等ハ床板ヲ地面上五寸以上隔テシメ雨洩濕氣等ノ憂ナキ場所ニ貯藏ノ必要アルヲ以テ之カ装置ヲ施スヘシ

第二十條 交付材料ハ本仕様書設計書ニ記載ノ通りナルモ工事ノ都合ニテハ増減スルコトアルヘシ依リテ剩餘ヲ來セラルモノハ遲滞ナク請負人ノ費用ヲ以テ本市倉庫又ハ試驗場ヘ運搬スヘシ

請負材料

第二十一條 工事ニ要スル材料ハ充分ノ數量ヲ備ヘ施工上支障ナカラシムヘシ

尙材料檢査ノ際ハ請負人ノ檢査ニ對シ何等異議ヲ申立ツルヲ得ス

第二十二條 道路復舊用砂利ハ係員ノ承認セル地盤平坦ナル場所ヲ選ミ高サ二尺以上ノ方形ニ配立テ檢査ヲ受クヘシ立積ノ算式ハ左記ノ通り

$$V = \frac{H}{3} (A + B + \sqrt{A \cdot B})$$

V = 容積

B = 下面積

A = 上面積

H = 高

計算方法ハ總テ小數以下第二位迄求メ四捨五入シテ第一位ニ止ム

第二十三條 切込砂利ハ堅實ニシテ一寸二分目「フルイ」ヲ通過シ其割合ハ一ニ對シ砂利〇、七砂〇、三ノモノタルヘシ

ヘシ

第二十四條 洗砂利ハ豊川産若クハ之ト同等以上ノ品質ヲ有スルモノニシテ一寸平方ノ篩ノ目ヲ通過シ三分平方ノ篩ニ止リ大小平等ニ混和シ充分洗滌シタルモノタルヘシ

第二十五條 道路砂利ハ豊川産若クハ同等以上ノ品質ヲ有シ一寸二分平方ノ篩ノ目ヲ通過シ砂抜キノモノニシテ清淨ノモノタルヘシ

第二十六條 洗砂ハ豊川産又ハ之ト同等以上ノ品質ヲ有シ質堅ク稜角ヲ有シ細粗混シ塵埃泥土等ヲ混セサル清淨ノモノタルヘシ

第二十七條 玉石ハ徑三寸乃至五寸ノモノニシテ豊川産又ハ同等以上ノ品質ヲ有スル轉石ニシテ土砂其他ニ汚レサルモノタルヘシ

第二十八條 花崗石ハ紀州産又ハ之ト同等以上ノ品質ヲ有シ其色澤一樣ニシテ班紋細ク緻密堅靱ニシテ皮目裂目酸化性斑點ナク黒雲母長石等ノ組織ハ歲月ヲ經ルモ變色分解等ノ虞ナキ良品ノモノタルヘシ

第二十九條 煉瓦ハ燒過一等品ニシテ狂ヒナク且ツ耐力ニ有害ナル缺點ヲ有セサルモノタルヘシ

機 械 器 具

第三十條 工事ニ要スル機械器具ハ充分ノ數量ヲ備ヘ施行上支障ナカラシムヘシ尙別紙調書ノ物品ハ工事期間中貸與スヘキニ就キ本市ヨリ下附ヲ受テ現場ニ運搬配置シ工事完了後ハ指定ノ場所ヘ運搬返納スヘシ但シ毀損亡失等生ゼシ時ハ修理又ハ辨償スヘシ

土工及鐵管布設

第三十一條 鐵管布設順序ハ低所ヨリ高所ニ向ヒ進行スルモノトス

第三十二條 地中埋設物アル路線ニ對シテハ豫メ試掘ヲナシ係員ノ指示ニ依リ鐵管位置ヲ定ムヘシ

第三十三條 掘鑿ハ即日埋戻ヲ了スル範圍内ニ於テ表土又ハ舗裝部ヲ取り去り下層土ト混セサル様區別シ置キ順次所要ノ深サニ掘鑿スルモノトス

第三十四條 鐵管ノ土被ハ國縣道及鐵管内徑四百ミリヨリ五百ミリ迄ハ四尺以上其他ノハスヘテ三尺以上トスルモ在來地上地中工作物障害等ノ都合ニ依リ其ノ深ニ異動ヲ來スコトアルモ實施ニ際シテハ係員ノ指揮ニ從フヘシ但シ異動ノ場合ニ於ケル費用ハ請負人ノ負擔トス

第三十五條 掘鑿幅、繼手掘等ハ鐵管布設土工定規圖ノ如クナルモ實施ニ際シテハ係員ノ指示ニ依ルヘシ地盤軟弱ナル時ハ土留工ヲ施シ豫定ヨリ擴大セサル様注意スヘシ湧水或ハ下水ノ浸水等アル時ハ排水ヲナシ職工作业上支障ナカラシムヘシ

第三十六條 道路ヲ横斷シ掘鑿セル場合ニハ二部ニ分チ片側ノ掘鑿ヲ爲シ交通ニ支障ナカラシメタル後他ノ片側ノ掘鑿ヲナスヘシ二部ニ分チ施工シ能ハサル場合ハ夜間交通杜絶シタル後掘鑿ヲナシ日出前ニ復舊スヘシ

第三十七條 鐵管ノ据付ハ鐵管輸出文字ヲ上向ニシ挿口ヲ承口ニ挿入シ位置ヲ確定シタル後移轉ヲ來サ、ル様胴縮メヲ堅固ニナスヘシ

第三十八條 繼手ハ直備職工ニヨリ承口深五分ノ二チ「マニラ」麻ニテ打固メ「クリツプ」ヲ取付テ完全ニ溶解セル鉛ヲ注入シ「セツト」ヲ以テ充分絞メタル上「コールター」ヲ塗布スルモノトス

第三十九條 制水弁消火栓等ノ瓣類ハ總テ閉鎖シオクモノトス突縁接合ハ「ゴムパツキング」ヲ用ヒ充分絞メ付クルモノトス尙取付ヲ了セサル繼手ハ木蓋ヲ準備シ孔口ヲ覆ヒ置クヘシ

第四十條 接合ヲ了リ埋戻ニ當リテハ鐵管兩側及下端共空隙ヲ生セサル様小棒「バンネル」ヲ以テ上部ハ約一尺層毎ニ六貫以上ノ木梢ヲ以テ搗キ固メ埋戻シ路面ニ達スレハ衣土ヲ敷均シ同様搗キ固ムヘシ

道路復舊

第四十一條 路面復舊ハ埋戻シ後衣土ヲ敷均シ路面ノ凹凸ヲ來サ、ル様數回本梢ニテ搗キ固メタル上路面相當固定シタル後不陸ヲ直シ敷砂利厚二寸ヲ掘鑿幅ノ一倍二分チ二回ニ分チ散布スルモノトス但シ地質ニ依リ敷砂利回數ヲ増減スル事アルヘシ

第四十二條 道路復舊費ハ敷均シ延長ニ依ラス砂利ノ數量ニ就キ精算ス

附屬築造物

第四十三條 消火栓室、制水弁室、制水弁管緣石、排氣弁室、市内電車軌道下鐵管橫斷防護工等ノ築造ハ圖面ニ做ヒ築造スルモノトス

第四十四條 石材煉瓦等ハ使用前充分清水ヲ以テ洗滌シ且水分ヲ吸收セシメタル後使用スルモノトス煉瓦積緣石据付後ハ水洗ヲナシ化粧目地ヲ施スヘシ

第四十五條 室ノ深ハ煉瓦ノ段數ヲ以テ調製シ緣石ハ路面ト同高トナシ固着スル迄延類ニテ覆ヒ且豫防圍ヲナスヘシ

第四十六條 軌道下布設鐵管ニ對シテハ電氣絕緣用綿テープ二回ヲ卷付ケタル上絶緣ワニス二回塗抹スヘシ

第四十七條 以上各室築造工費ノ精算ハ内譯書ニ依リ難キトキハ各其深度ノ近接セル内譯書ノ金額ヲ支拂フモノトス

給水場配水池掘鑿材料置場地均捲揚線路工事 仕様書

- 第一條 本工事ハ八名郡石卷村大字多米豊橋市臨時水道部給水場構内配水池構築ニ要スル掘鑿工事トス
- 第二條 工事ハ本仕様書設計書並ニ圖面ニ依リ施工シ工事ノ順序方法等ハ凡テ監督局ノ指圖ニ從フヘシ
- 第三條 工事監督局ノ測定ニ基キ適當ノ位置ニ遣形ヲ設ケ位置高低等正確ニ施行スヘシ
- 第四條 土工ノ容積ハ地坪ニ依リ計算シ掘鑿ニ際シ増殖アルモ坪數ニ算入セス
- 第五條 掘鑿ノ底幅高等ハ圖面ニ示セル如ク施工スヘシ但シ法リハ三分ヲ標準トシ地質ニ依リ之ニ準據シ難キ箇所ハ監督員ノ指圖ヲ受クヘシ
- 第六條 掘鑿土砂若クハ岩塊ハ圖示ノ如ク周圍ノ盛土ニ充用スヘキニ付遣形ニ從ヒ不規律ニ成ラサル様ニ敷均スヘシ決シテ猥リニ盛立ツヘカラス但シ配水池覆蓋上部ノ盛土ニ用ユルモノ及所要以外ノ土砂及岩塊ハ附近指示ノ箇所ニ盛立ツヘシ
- 第七條 掘鑿土砂若クハ岩塊ノ充用敷地ハ塵埃草木木根等其他有害トナルヘキモノヲ取除キ特ニ傾斜面ハ監督員ノ指揮ニ依リ地盤高三尺毎ニ幅三尺以上小段ヲ有シ鋸齒狀トナシタル後盛土ヲ爲スヘシ
- 第八條 掘鑿ハ二地全時ニ着手スト雖其ノ進行ノ程度ハ配水池第二號第一號ノ順序ニテ凡テ監督員ノ指揮ニ從フヘシ
- 第九條 本掘鑿坪數ハ總坪一千七百立坪ニシテ池底掘鑿施工面ノ高ヲ標高百六十尺構内掘鑿及盛土施工面高ヲ標高一百七十五尺トス
- 第十條 構内整地盛土ヲナス箇所ニシテ池ノ内面ニ當ル部分ハ約五分ノ法リヲ附シ掘鑿ト全時ニ盛立テ簡單ナル土羽

打ヲナスヘシ

- 第十一條 圖示ノ假設場（監督詰所、セメント倉庫、大工小屋、材料置場其他）築造ノ必要上其ノ敷地ニ當ル箇所ハ隨時監督員ノ指揮ニ從ヒ之レカ盛土若クハ地均シテ施工スルモノトス
- 第十二條 圖面及設計書ニ明記シアラサルモノ並ニ工事ノ緩急順序方法等ノ詳細ハ凡テ工事主任ノ指示ニ從フヘシ圖面並ニ設計書記入ノ寸法ハ凡テ仕上寸法トス
- 第十三條 工用材料捲揚線路掘鑿箇所ハ法面一割盛土箇所ハ一割二分ノ勾配ヲ附シ掘鑿底ノ兩側ニハ幅一尺深五寸ノ水拔ヲ取設ケ盛土ハ掘鑿土ヲ以テ之ニ充用スルモノニシテ高約一尺ヲ盛立ツルゴトニ堅固ニ搗キ固メ叮嚀ナル土羽打ヲナスモノトス尙殘土ハ監督員指定ノ位置ニ運搬積置クモノトス
- 第十四條 材料置場地均シハ施工ニ先チ雜草木ヲ切取り現在地盤ノ不陸ヲ丁寧ニ切均スモノニシテ水拔蓋ハ馴染ヨク施工スルモノトス
- 第十五條 水拔蓋用材料ハ充分成熟セル木材ヨリ切取りタル大節死節乾裂腐蝕等ノ欠點ナキモノ押角材ハ末落五分トシ丸太材ハ眞直ニシテ過度ノ凹凸ナキ長材ヲ使用スルモノトス
- 第十六條 請負人ハ工事區域ノ亂雜ニ陥ラサル様整理ヲナシ附近ノ住宅並ニ人畜ニ危害ヲ與ヘサル様充分注意シテ施工スヘシ
- 第十七條 請負人ハ本工事落札ノ日ヨリ起算シテ十五日間以内ニ監督員指定ノケ所ニ監督員詰所三坪以上ノモノ一棟ヲ建設スヘシ
- 第十八條 請負人ハ監督員ノ指揮ニ從ヒ配水池構築ニ要スル掘鑿箇所及周圍盛土ニ充用スル箇所等全部ニ杭及貫枝ヲ以テ遣形ヲ建設スルモノトス

- 第十九條 本仕様書圖面並ニ設計書其他工事上ニ關シ疑義ヲ生シタル時ハ凡テ當部工事主任ノ解釋ニ從フモノトス
- 第二十條 本工事ノ運搬用トシテ軌條ヲ無料ニテ貸渡使用セシム但運搬据付及枕木等ハ請負人ノ負擔トス
- 第二十一條 本工事竣功期間ハ請負契約締結ノ日ヨリ起算シ百四十日以内トス

豊橋市臨時水道部私設専用電話架設工事仕様書

總 則

- 第一條 本工事ハ豊橋市花田町字絹田七九ノ三番地本市水道部鐵管試驗場事務所ヲ起點トシ全市西八町三五ノ四三五番ノ合筆地豊橋市臨時水道部及八名部下川村大字西下條字三ノ下六番地送水場事務所及全郡下川村大字牛川字小鷹野三ノ一番地淨水場事務所及全郡石卷村大字多米字蟬川三三ノ三ノ一三三地給水場事務所等ヲ相連絡スル豊橋市臨時水道部私設専用電話架設工事ニシテ線路ハ二線式トス
- 第二條 線路總延長四千六百十三間八分九十一間ハ地中埋設線トシ四千五百二十二間八分ヲ架空線トス
- 第三條 架空線ハ B5 十二番裸硬銅線ヲ使用シ地中埋設線ニハ B5 十二番高等絕緣被線ヲ使用スルモノトス但シ架空線路中ノ自第四一號柱至第四三號延長四十一間五分及自第五〇號柱至第五一號延長二十一間計延長六十二間五分ハ被覆高等絕緣線ヲ使用スルモノトス
- 第四條 地中埋設線路ハ自第一九號柱至第二〇號延長十六間（豊橋市上傳馬町九三番地先ヨリ全市全町一二三番ノ合筆地先ニ至ル國道及市道）及自支第一六號柱至支第一九號延長七十五間（八名郡下川村大字牛川字田内地内町村道大知波線牛川射の場内）ノ二個所ニシテ國道ニ埋設スル爲ノ覆土ハ四尺以上トシ町村道ニ埋設スル管ノ覆土ハ三尺以

上トス

- 第五條 架空線ト地中線トノ接續ハ架空引止メノ線端ニ十二番高等絕緣鉛被線ヲ接續シ之ヲ腕木下二尺ノ個所ヨリ内徑一吋ノ瓦斯鐵管中ニ引入レ電柱ニ添ツテ地下所定ノ深サニ至リ全管接續用「エルボ」ヲ以テ地中管トノ接續ヲナシ所定ノ深サニ埋設スルモノニシテ地中線ノ引出口ニ於ケル架空線トノ接續方法ハ引入口ノ工法ニ準シ施工スヘシ
- 地中管ノ埋戻ハ層七寸毎ニ木蛸ヲ以テ充分搗キ固メ國道ニハ幅六尺厚四寸ニ砂利布均シ町村道ニハ幅三尺厚三寸ニ砂利布均シ入念施工スヘシ
- 第六條 電柱ハ花田町字絹田鐵管試驗場ニ於テ支給スヘキニ付現場へ運搬ノ上建設スヘシ
- 第七條 特ニ指定セサル限り電柱ノ建テ込ミハ凡テ垂直トシ埋込ミハ柱長ノ五分ノ一トス
- 電柱ノ根伽ハ地表下一尺五寸乃至二尺ノ個所ニ所定ノ鐵線ヲ以テ卷付ケ釣釘打止メ取付ケ埋戻層七寸毎ニ「パンネル」ヲ以テ入念搗キ固メ仕上ノ事殘土ヲ生シタル時ハ監督員ノ指揮ニ從ヒ處理スヘシ
- 第八條 電柱並ニ支柱支線建築ノ爲破損シタル路端ノ並側溝又ハ堤防等ハ從來ノ使用材料及形狀ニ基キ之カ復舊工事を施スヘシ
- 第九條 支柱ニハ根伽一本ヲ取付ケ根入レハ三尺以上トス取付方法及埋込搗キ固メ方法等ハ第七條ニ準スヘシ
- 第十條 支線ニハ B5 十二番鐵線四條ヲ使用スルモノニシテ使用鐵線ハ充分引延ハシ腕木下一尺ノ個所ニ取付ケ根伽卷付ケ地下三尺以上ニ埋設スルモノニシテ搗キ固メ方法等ハ前七條ニ準シ施工スヘシ
- 第十一條 本線路中ノ市街地ニハ遞信省電信警察電話及強電線路其ノ他ノ工作物等アリ架線工事を施工スルニ當リコレ等ノ工作ニハ絕對障害ヲ及サ、ル様假設備ヲ施シ工事を施スヘシ
- 第十二條 線ノ繼手ハ各線場ヲ圓鈎形トシ十八番銅線ヲ正シク卷付ケ「ハンダー」ヲ充分附録セシムヘシ

以上記載シタル各項ノ他装栓方法及他ノ施工方法等ハ凡テ逓信省ノ工事施行規則ニ準據スヘシ

送水本管布設工事仕様書

總 則

- 一、本仕様書ニ依リ施行スル工事は下川村大字西下條字水神地先送水本管中心線一〇間杭ヨリ全村大字牛川字洗島地先八八〇間杭ニ至ル八百七十間ノ布設トス然シテ大井川神田川ノ伏越並ニ宮下橋架渡ニ要スル鐵管ノ据付接合ハ本工事ニ含ムモノトス
- 一、工事は設計書仕様書並ニ圖面ニ基キ正確ニ遺形ヲ設ケ施行スヘシ其順序方法ハ凡テ係員ノ指揮ニ從フヘシ
- 一、工事ノ就業時間ハ本市臨時水道部備人規程ニ準スルモノトス本市ノ都合ニ依リ時間前出場セシムル必要アルトキハ豫メ係員ヨリ通知スルヲ以テ其ノ指揮ニ從フヘシ
- 一、請負人ハ日常現場ニ出頭シ係員ノ指揮ヲ受ケ工事を擔當處理スヘシ若シ本人出頭シ能ハサルトキハ本市ノ承認ヲ受ケタル相當代人ヲ差出スヘシ
- 一、工事中ハ交通ノ危険ヲ防止スル爲メ夜間ハ必要ナル個所ニ點燈スヘシ
- 一、工事中ハ附近ノ家屋物件人畜等ニ危害ヲ及サル様注意スヘシ万一損害ヲ與ヘタルトキハ請負人其ノ賠償ノ責任スヘシ
- 一、工事ニ要スル器具ノ施行上支障ナキ様充分ニ用意ヲナシ進行上支障ナカラシムヘシ尙此外必要ニ應シ材料小屋及箱番ヲ取設クヘシ

材 料

- 一、工事は従事スル職工人夫ハ斯業ニ熟練シタルモノヲ使用スヘシ若シ其使用人ニシテ技能拙劣又ハ不都合ノ行爲アリタルトキハ退場又ハ差替ヲ命スルコトアルヘシ
 - 一、本仕様書ノ内譯書並ニ圖面其他工事ニ關シ疑義ヲ生シタルトキハ凡テ工事主任技師ノ見解ニ從フヘシ
- 材 料
- 一、工事ニ要スル材料ハ使用前検査ヲ受ケ合格シタルモノヲ使用スヘシ
 - 一、検査ノ結果合格トナリタルトキハ直ニ場外ニ搬出シ合格品ハ指定スル場所ニ貯藏シ請負人又ハ代理人之ニ立會フヘシ若シ之ニ立會ハサルトキハ請負人ハ検査ニ對シテ何等ノ異議ヲ述フルコトヲ得ス
 - 一、砂利ハ豊川産ニシテ泥土塵芥ヲ含マサル清淨ノモノニシテ規定寸法ニ適合スルモノタルヘシ
 - 一、鉛溶解用コークス木炭松薪ハ充分乾燥シタルモノニシテ本工事ノ使用ニ適合スルモノタルヘシ
 - 一、コークス、木炭ハ包裝完全ニシテ松薪ハ小割ノモノ長二尺以内一貫五百匁位一束トシタルモノニシテ凡テ貯藏整頓ニ都合ヨキモノタルヘシ
 - 一、花崗石ハ岡崎御影又ハ之ト同等以上ノモノニシテ規定ノ寸法ヨリ相當餘裕ヲ保チ其質堅硬且ツ同一色合タルヘシ
 - 一、土管ハ尾州常滑産ニシテ製作運搬ニヨリ生シタル瑕疵及其他ノ欠點ナキ上等焼ノモノタルヘシ
 - 一、足掛金物及阻水弁開閉用「スピンドル」ハ圖面寸法ニ適合スルハ勿論丁寧奇麗ニ製作シ仕上ハコーラター塗トナスヘシ

土 工

一、掘鑿ハ丁掘繼手掘ノ二種トス丁掘ハ下幅二尺上幅ハ深サニ準シ深一尺ニ付片側一寸擴ケトシ繼手掘ハ長三尺下幅四尺二寸上幅ハ丁掘ニ準シ深ハ鐵管下端ヨリ一尺二寸下リトス丁掘深ハ圖ニ倣ヒ鐵管長サニ應シ繼手掘ト交互ニ掘鑿スルモノトス

一、土坪ハ凡テ地坪ニ依リテ計算シタルモノニシテ掘鑿ニ際シ掘過キ又ハ運搬ニ際シ増殖アルモ土坪ニ算入セス

一、掘鑿ハ鐵管布設ニ伴ヒ進捗スルモノニシテ如何ナル場合ニ於テモ布設豫定ノ二日分ヲ超過スルコトヲ許サス但シ縣道其他特殊ノケ所ハ掘置キヲ許サザルモノトス

一、在來道路ノケ所ハ下層掘鑿土ハ埋戻ニ充用スル量ヲ豫メ見込ミ殘シ置キ殘餘ハ掘鑿ノ際指定又ハ適當ノ場所ニ運搬スヘシ

一、掘鑿ニ際シ湧水アルトキハ相當排水設備ヲ爲シ地盤惡シキ個所ニハ山圍工ヲ施シ鐵管布設ニ支障ナカラシムヘシ

一、埋戻ハ鐵管ノ接合ヲ終リ係員ノ許可ヲ得タル後雨天ノ場合ヲ除ク外必ス其ノ翌日迄ニ埋戻ヲナスヘシ

一、埋戻ハ最初繼手掘鐵管下端マテ細工ヲ以テ埋メ「バンネル」ヲ以テ充分搗キ固メ次ニ尙細工ヲ以テ鐵管閉閉ニ充分突込ミ鐵管上端迄ニ至ラシメ繼手掘ノケ所ハ「バンネル」ヲ以テ搗キ固メ次ニ鐵管上層一尺毎ニ木梢ヲ以テ充分搗固メヲナシ最後ニ在來道路ノ個所ハ衣土ヲ以テ埋戻充分搗キ固メ二寸内外ノ豫盛ヲナシ置クヘシ

一、敷砂利ハ埋戻後五日以内ニ道面ヲ不陸ナキ様地均シヲナシ係員ニ於テ支障ナキト認メタル個所ニ厚一寸五分通り敷キ均シ更ニ十分以内ニ不陸直シノ上補足敷砂利ヲナスヘシ

一、砂土ハ必要ニ應シ道面低キ個所ニ置土ヲナサシムルコトアルモ必要ナキトキハ請負人ニ於テ適當處分スヘシ

鐵管布設

一、布設スル鐵管ハ内面兩口共清淨ニシテ床敷勾配ニ倣ヒ位置高低等正確ニ据付ケ接合部ニハ深サ均等ニ麻ヲ填充シ

「クリツブ」ヲハメ靜カニ溶解鉛ヲ流シ込ミ熱サノ冷メタル後（コーキング）ヲナシ「コールター」ヲ塗り立ツヘシ

一、本市支給職工ハ鐵管据付ノ指揮検査鉛ノ注入（手傳ヲ除ク）麻打及鉛「コーキング」ノ作業ヲナサシムルモノニシテ他ハ凡テ請負トス

混凝土其他

一、工事ニ使用スル「セメント」ハ本市ヨリ支給ス運搬中又ハ保管中毀損亡失シタルトキハ請負人ニ於テ賠償セシム

一、混凝土ノ量ハ打立寸法ニ依リ計算ス

一、混凝土ハ容積配合トシ容器ハ係員ノ承認ヲ得タルモノヲ使用スヘシ

一、型枠ハ混凝土打立ニ際シ歪移動等ナキ様正確堅牢ニ組立幕板合端ハモルタル汁ノ漏洩セサルモノタルヘシ

一、混凝土ハ適當ノ器具ヲ用ヒ隔々ニ行キ渡ル様詰込ミ水分ノ表面ニ滲出スル程度迄搗固ムヘシ

一、混凝土ハ練合セ一時間以上ヲ經過シタルモノヲ使用スヘカラス

一、縁石仕上ハ合端ハ小鑿切上トシ表面見エ掛ノ部分ハ不陸ナキ様三邊小叩仕上トス

運搬

一、鐵管ノ運搬ニ際シテハ其ノ敷場所日時等係員ニ於テ豫メ通知スヘキニ付指定シタル期日内ニ運搬シ指定ノ位置方

向ニ倣ヒ縱列ニ配置スヘシ其他倉庫等ハ係員指定ノ場所ヘ貯藏スヘシ

一、セメントハ請負人ニ於テ濕氣ヲ受ケサル様設備ヲナシタル置場ニ格納スヘシ

一、運搬ノ方法ハ請負人ニ於テ考案シ係員ノ承認ヲ得タル方法ニヨリ運搬スヘシ

一、取扱ハ丁寧ヲ旨トシ且如何ナル場合ト雖モ中途却シ又ハ他ニ假運搬ヲナスコトヲ許サス

大井川橋架設工事仕様書

- 一、施行ノ位置 八名郡下川村大字西下條字埴下地内豊橋市水道送水本管線路ト大井川ト交叉ノ所ニ架ス
- 一、構造 鐵筋混凝土橋、橋臺、混凝土造リ、桁丁字型ニ通り
- 一、兩側高欄ハ耳桁代用、純徑間三十二尺幅十二尺四十五度ノ斜橋トス(川ト線路ノ交叉角)
- 一、工事ハ別紙圖面並ニ本仕様書設計書ニ據リ監督員ノ指揮ヲ受ケ施行スヘシ
- 一、請負人ハ監督員ノ指揮ニ從ヒ中心杭ヲ定メ根伐床掘地形拵ヘノ上正確ナル遣形ヲ堅牢ニ取設ケ検査ヲ受ケ施行スヘシ
- 一、本工事ハ別工事ヲ以テ施行スル橋臺下ノ鐵管伏越並ニ同防護工事ノ終了後監督員ニ於テ支障ナキト認メタル後施行スヘシ

- 一、工費用ノ材料ハ凡テ検査ヲ受ケ合格シタルモノニアラサレハ使用スルコトヲ許サス
- 一、洗砂利ハ豊川産ニシテ質堅牢規定ノ寸法ニ適合スルモノニシテ泥土塵芥等ヲ含マサル清淨ノモノタルヘシ
- 一、「セメント」ハ本市支給品ヲ使用スヘシ請負人ハ現場ニ「セメント」ノ貯藏所ヲ設ケ現場ニオケル「セメント」ノ保管ヲナスヘシ運搬又ハ保管中萬一毀損亡失シタルトキハ請負人ニ代償セシム
- 一、鐵筋ハ軟鋼丸棒ニシテ規定寸法ニ適合スルハ勿論眞直ニシテ深錆ナキモノタルヘシ
- 一、橋臺、基礎床掘完成ノ際ハ監督員ノ検査ヲ受ケ地形ニ着手スヘシ地形ハ床敷ヲ平ニ鋤取り又ハ泥土等ヲ取除キ玉石ヲ小端立ニ並ヘ大峭ヲ以テ充分搗固ムヘシ
- 一、混凝土ハ容積配合トシ監督員ノ検査ヲ受ケタル正確ナル容器ヲ以テ計リ水加減ハ其ノ都度使用場所ニ應シ適當ニ

定メ決シテ加減ヲ誤ル可カラス

- 一、型枠ハ遣形ニ倣ヒ正確ニ組立混凝土打立ニ際シ歪又ハ移動ヲ來サ、ル様堅牢ニ組立テ合端ハ凡テ密着セシメ「モルタル」計ノ漏洩セサルモノタルヘシ
- 一、型枠取除ハ監督員ノ指示ニ從ヒ橋臺ハ六日桁及麻等ハ二十五日以上放置ノ後取外ヲナスヘシ型枠取外ニ際シテハ混凝土ニ激動ヲ與ヘサル様丁寧ニ施行スヘシ
- 一、鐵筋ハ圖ニ倣ヒ正確ニ打曲ケ接合ケ所ハ監督員ノ指示ニ從ヒ同一ケ所デナサズ更互ニナシ徑ノ三十倍以上重ね合スヘシ
- 一、橋臺、桁其他見エ掛ノケ所ハ配合一、三モルタル塗仕上トシ高欄部ハセメント五、寒水三、霞一、花崗石粉六ノ擬石仕上トス
- 一、基礎施工中ハ在來川ニ架樋又ハ其他適當ノ方法ヲ講シ水流ニ支障ナカラシムヘシ
- 一、工事中ハ附近民有地ヲ荒サ、ル様注意スヘシ万一損害ヲ與ヘタルトキハ請負人ニ於テ補償スヘシ
- 一、請負人ハ必要ニ應シ材料小屋又監督小屋ヲ建設スヘシ

送水唧筒場築造工事仕様書

- 一、本仕様ニ依リ施行スル工事ハ起工第四十一號工務施行濟部ヨリ上部即チ標高九尺五寸以上全二十九尺五寸迄ノ間ニ唧筒室(地下室)幅十八尺長六十一尺高サ桁下端迄十三尺五寸一室ト「モーター」及配電盤室幅二十尺長六十三尺一室「オリベントメーター」及事務室幅八尺高十八尺一室ト之ニ附隨シテ電纜溝及地下室階段等ヲ築造スルモノトス

- 二、工事ハ設計書圖面並ニ本仕様ニ基キ正確ナル遺形ヲ設ケ位置高低等狂ナク施行スヘシ
- 三、工事ニ要スル材料及機械器具類ハ豫メ充分ナル數量ヲ準備シ置キ施行上違算ナカラシムヘシ
- 四、工事施行ノ順序方法ハ凡テ工事主任技師ノ指揮ヲ受ケ施行スヘシ

材 料

- 五、材料ハ凡テ所定ノ寸法量目ヲ有シ其ノ質精良ナルモノヲ使用スルモノトス
- 六、混凝土用セメントハ本市規格ノ試験ニ合格シタルモノタルヘキハ勿論ナルモ運搬中又ハ貯藏中ニ惡變シタルモノハ使用スヘカラス
- 七、洗砂利洗砂ハ豊川産堅質ノモノニシテ泥土塵芥等ヲ含マサル清淨ナルモノニシテ別起案ヲ以テ採集シタル生産材料ヲ使用スヘシ
- 八、花崗石ハ紀州産又ハ岡崎産ニシテ其ノ色一様ニシテ斑紋細ク其ノ質均一且堅牢ニシテ皮目裂目酸化性斑點等ノ欠點ナク黒雲母長石等ノ組織分量ハ歲月ヲ經ルモ變化セサル程度ノモノニシテ見本品以上ノモノトス
- 九、石材ノ寸法ハ凡テ仕上ノ寸法ナルヲ以テ荒石ノ寸法ハ仕上ニ差支ナキ様相當餘裕ヲ見込ムモノトス
- 十、「コツトンプアブリツク、アスファルト」寒水石粉、鋼丸棒等ハ豫備購買材料ヲ使用スヘシ
- 十一、木材ハ凡テ本市材料規格ニ適合スルモノニシテ板類ハ並節トス

施 行

- 十二、混凝土ノ調合ハ容積ニ依ルモノニシテ混合機ヲ使用スヘシ
- 十三、工事都合上手練ヲ併用スル場合ニ於テハ洗砂利ヲ練臺上ニ置キ濕氣ヲ帶ハシメ其上ニ別ニ練合セタル「モルタル」ヲ一様ニ擴ケ少クトモ四回以上練合セ一様ナル程度トシ使用スヘシ

- 十四、混凝土施行ハ出來得ル限り型枠一組分ハ同日中ニ打終ルモノトス若シ止ムヲ得サル場合ハ階段形ニ打止メ翌日打始メノ際ハ表面ヲ搔キ荒シ清水ニテ洗ヒ敷モルタルヲナシ施行スヘシ
- 十五、混凝土打立後ハ日光ノ直射セサル様態ヲ以テ掩ヒ尙乾燥ヲ防ク爲メ時々撒水シ常ニ濕氣ヲ保タシムヘシ
- 十六、花崗石ハ表面三邊小叩相端ハ一邊小叩ニ仕上ケ目地ハ三分目以内ニ据付ケ特種ノ形狀ノモノハ現寸法ニ依リ正確ニ仕拵フヘシ

- 十七、アスファルトノ調合ハ設計書記載ノ配合ニ基キ先ツ適當ノ容器ヲ以テ溶解シ之ニ充分乾燥シタル砂及石粉ヲ混シ良ク攪拌シタルモノタルヘシ

- 十八、アスファルト工ハ塗立面ノ混凝土充分乾燥シタル時ニ施行シ第一回ハ三分厚ニ下塗ヲナシ第二回ノ上塗ヲナスモノニシテ各回共燒鏝ヲ以テ壓延ハスヘシ

- 十九、アスファルト工ハ「コツトンプアブリツク」ヲ二枚張リトスルモノニシテ最初混凝土面ニ「アスファルト」ヲ塗リ付ケ其ノ上ニ「コツトンプアブリツク」ヲ張り其ノ上ヲ「アスファルト」ヲ以テ塗リ付ケ燒鏝ヲ以テ充分「フェルト」内ニ「アスファルト」ヲ滲入セシメ第二枚目ノ「フェルト」ヲ張り付ケ最終ノ「アスファルト」ヲ前同様仕上塗リヲナスヘシ

- 二十、鐵筋ハ圖面ニ倣ヒ正確ニ打曲加工シ兩端ハ圓形ニ曲ケ込ミ接合ハ其ノ徑ノ三十倍以上トナシ相互ノ鐵筋ヲ同一ケ所ニ於テ接合スヘカラス

- 二十一、工形桁ハ架渡後油類及銹落ヲナシ表面奇麗ニシタル上混凝土ヲ以テ捲立ツヘシ

- 二十二、混凝土ノ形枠ハ遺形ニ倣ヒ正確堅牢ニ組立テ打立ニ際シ移動ノ歪等ヲ生セサルモノタルヘシ

- 二十三、形枠ノ取除キハ堅壁ニ於テハ五日床ニ於テハ十五日以上放置シタル後ニ施行スルモノニシテ取除キニ際シテ

ハ混凝土ニ激動ヲ與ヘサル様靜カニ施行スヘシ

二十四、工事施行ニ當リ別起案ヲ以テ今後据付又ハ取付クヘキ器具機械ノ位置高低等誤ラサルハ勿論施行ニ便利ノ様考慮シ置クヘシ

二十五、本仕様書設計書圖面其他ニ疑義ヲ生シタルトキハ主任技師ノ指示ニ依ルモノトス

水源集水埋渠築造工事仕様書

總 則

第一條 本仕様書ニ依リ施行スル工事ハ水源集水埋渠總延長百五十六間九分ニシテ内埋管二十四間九分沈粹（高巾六尺内徑三尺鐵筋混凝土管抱入）三十五間全上（高巾五尺五寸内徑二尺五寸鐵筋混凝土管抱入）九十七間ノ築造トス而シテ埋渠築造中湧水ヲ排除スル爲メ唧筒四十馬力（徑十二吋）三臺十馬力（徑六吋）一臺ヲ据付ケ運轉スルモノニシテ之レカ流末ハ在來水路二百間ヲ掘トケ又ハ築堤ヲナシ最大排水時ニ於テモ裕ニ排水シ得ル斷面ヲ有セシメ終點大井川ニ吐水スルモノトス

第二條 工事ハ設計書仕様書圖面ニ基キ正確ナル遣形ヲ設ケ施行スルモノニシテ其ノ順序方法ハ凡テ技師長ノ指揮ニ從フヘシ

第三條 工事係員ハ前以テ工程表ヲ作製シ各工事トノ連絡ヲ計リ進捗上齟齬ヲ來サ、ル様注意シ工事用材料器具等ハ適當ノ時期ヲ選ヒ工事進捗上支障ナキ様準備シ置クヘシ

第四條 工事施行中湧水量水質地質等ニ付參考トナルヘキ事項ハ相當ノ方法ヲ以テ記録ヲ殘シ置クヘシ

構 造

第五條 水源集水埋渠ハ別紙圖面ノ通り豐川本流川底ニ埋設シ伏流水ヲ集水シ接合井ニ導水スルモノニシテ埋管工延長二十四間九分其内接合井ト唧筒場間ハ鑄鐵三十吋鐵管四間ヲ布設シ二十間九分ハ鐵筋混凝土管内徑三尺（集水孔ナキモノ）ヲ布設シ其ノ周圍ヲ切込ミ砂利ヲ以テ埋戻シスルモノトス

埋渠ハ徑三尺鐵筋混凝土管（徑六分ノ集水孔、管一本ニ付七十個アルモノ）長三十五間内徑二尺五寸鐵筋混凝土管（徑六分集水孔、管一本ニ付四十二個アルモノ）二條ヲ延長九十七間ヲ布設シ内徑三尺管ハ高巾六尺内徑二尺五寸管ハ高巾五尺五寸ノ沈粹ヲ以テ包ミ其外圍ヲ玉石及砂利ノ大粒ノモノヨリ漸次小粒ノモノヲ以テ卷キ立テ其外部ヲ砂混リ川砂利ヲ以テ埋戻シ即チ簡易濾過層ヲ構成シ尙集水ノ際管内ニ砂ノ流入セサル構造トナシ洪水時河川表面流水ノ混濁スルト雖モ本埋渠集水ニ何等ノ異狀ヲ來サ、ルモノトス

第六條 本埋渠ハ人口十六万人ニ對スル所要給水量七、四一立方尺及淨水場内ニ於ケル消費水量一、四七立方尺ヲ合算シ每秒八、八八立方尺ヲ集水シ得ル構造トナスモノニシテ之カ集水ノ爲埋管集水孔徑六分合計一万五千九百十八個ヲ有シ此ノ斷面積四五立方尺トナル然ルトキハ最小砂粒ノ移動セサル集水速度ヲ每秒二寸ニ取ルトキ集水量ハ每秒九立方尺トナルヲ以テ本市水道ノ所要水量ニ對シ充分ナルモノトス

材 料

第七條 工事ニ使用スル鐵筋混凝土管ハ別起案ヲ以テ製作シタルモノニシテ内徑三尺管ハ集水孔徑六分ノモノ七十孔徑二尺五寸管ハ集水孔徑六分ノモノ四十二孔アルモノヲ使用スヘシ但シ布設前管体ヲ検査シ龜裂其他ノ欠點アルモノハ使用スヘカラス

第八條 生松押角ハ内地産ニシテ充分樹脂ヲ含ミ矧目眞直且ツ裂目虫穴腐蝕人皮等ナキ木理緻密ノモノニシテ一角ニ

於テ寸法最小邊ノ二割以内ノ丸身ヲ許ス

第九條 板及挽材ハ規定寸法以上ノモノタルヘキハ勿論矧目真直乾裂虫穴腐蝕入皮死節等ナキモノニシテ挽材ハ最小邊ノ二割以内ノ丸身板ハ厚ノ一割以内ノ片面付ヲ許サ、ルモノトス

第十條 杉丸大ハ乾裂虫食等ナキ真直ノモノタルヘシ

施行

第十一條 工事係員ハ設計書仕様書ニ基キ本工事ノ主旨ニ反セサル様細小ノ注意ヲ拂ヒ萬違漏ナキ様施行スヘシ

第十二條 掘鑿土留工ハ如何ナル出水ニ遭遇スルモ崩壞其ノ他ノ故障ヲ來ササル様堅牢ニ組立ツヘシ

第十三條 掘鑿土砂ハ埋戻ノ際便利ノ位置並ニ工事ニ支障ナキ個所ニ積置クモノトス河川堤防掘鑿土ハ特ニ意ヲ拂ヒ

埋戻ノ際從前通り築堤土ニ使用スヘシ

第十四條 排水唧筒据付ハ適當ナル位置ニ堅固ナル臺ヲ設置シ据付ケ掘鑿進工スルモ何等支障ナカラシムヘシ

第十五條 排水路ハ毎秒二十四立方尺ヲ流シ得ル断面ヲ有セシメ築堤ケ所ハ外部ヘ漏水シ耕作地ヲ浸ササル様充分水止メヲナスヘシ

宮下橋水管橋架設工事仕様書

一、工事ハ設計書仕様書圖面ニ基キ施行スルノモニシテ詳細ニ付テハ凡テ本市係員ノ指揮ニ從フヘシ

一、鋼材ハ凡テ八幡製鐵所製品又ハ之ト同等以上ノモノニシテ瑕疵鍛鍊上其他ノ欠點ナク断面均一表面平滑ニシテ真直ナル優良品ヲ使用スヘシ

一、部材ノ切斷ハ表面ニ直角ニ断面平滑ニシテ接合面ハ充分密着スル様可嚙ニ削成スヘシ

一、銕孔ハ鑽孔機ヲ以テ切口平ニ穿テ捲レノ生シタルモノハ平ニ削リ取ルモノニシテ孔徑ハ銕徑ヨリ十六分ノ一吋以上大ナルヘカラス

一、「リベット」鉸メニ際シテハ部材ニ歪其他ノ狂ヲ生セサル様注意シ銕ノ足長ハ綴厚ニ從ヒ米國橋梁會社定規銕頭ニ仕上クル寸法ノモノヲ使用シ充分打着セシメ捲レノ部分ハ可嚙ニ削リ取ルヘシ

一、檜挽材ハ腐蝕虫食龜裂死節大節等ナキ真直ノモノニシテ規定寸法ニ適合スルモノタルヘシ

一、外套棧木ハ六個一組トシ接合ハ二寸相欠トシ釘打取付クヘシ

一、外套材ハ直徑ニ倣ヒ圓身ヲ付シ相端五分相欠キニ仕上ケ棧木當リハ三寸釘ヲ以テ取付クヘシ

一、鐵管防護材ハ鋸屑ヲ一分目篩ヲ以テ篩落シタルモノヲ「ホイロ」上ニテ充分乾燥シ殆ト水分無キト認メタルトキ

コールターヲ鋸屑ノ容積ニ於テ二割ヲ加ヘ尙充分乾燥シタルモノタルヘシ

一、外套卷絡ノ上充分乾燥セシトキヲ見計ヒ「クレオソート」ヲ一回塗抹スヘシ

一、亞鉛引鐵板ハ圓形ニ倣ヒ長手ニ張立テ下端ハ水切ヲ附スヘシ接手ノ濃白ペンキヲ塗り其ノ上ヨリ鐵帶ヲ以テ締付

クルモノニシテ決シテ水ノ滲透セサルモノタルヘシ

一、花崗石ハ岡崎御影又ハ之ト同等以上ノモノニシテ組織緻密堅固ニシテ同一色合ノモノタルヘシ

一、仕上ハ見エ掛リハ四回小叩仕上トシ他ハ小鑿切仕上トス

一、工桁鐵管受金物排氣弁鐵蓋ハ光明丹二回塗栗色ペイント二回塗トス各回共充分乾燥後施行スヘシ

一、桁受金物ハコールター塗仕上トス

一、橋臺混凝土打立後ハ締切ヲ取拂ヒ川浚ヒチナシ在來石垣及法ヲ從前ノ通り体裁良ク取付クヘシ

一、本仕様書ニ記載ナキト雖モ當然必要ナル事項ハ係員ノ指揮ニ從ヒ施行スヘシ

送水場内排水暗渠築造工事仕様書

一、本仕様書ニ依リ施行スル工事ハ送水場内在來排水溝ノ位置ニ拱型鐵筋混凝土暗渠内法高五尺五寸巾五尺ノモノ四十七間ヲ築造スルモノトス

一、工事ハ本仕様書設計書圖面ニ基キ位置高低等狂ヒナク正確ニ遣形ヲ設ケ場内主要工事ニ支障ナキ様適當ノ時期並ニ位置ヲ計リ施行スヘシ

一、本工事ニ使用スル材料ハ左記仕様書ニ適合スルモノタルヘシ

1、鐵筋ハ軟鋼ニシテ設計書ノ規定寸法ニ適合スルハ勿論眞直ニシテ斷面組織均一深錆ナク常滑ニ於テ鐵筋ト同一内半徑ヲ以テ百八十度彎曲スルモ周圍ニ龜裂其他ノ異狀ヲ呈セサルモノタルヘシ

2、セメントハ本市臨時水道部所定ノ試験ニ合格シタルモノタルヘシ但右合格品ト雖モ運搬中異狀ノアリタルモノ又ハ使用前係員ノ検査ヲ受ケ不適當ト認メタルモノハ使用スヘカラス

3、洗砂利洗砂ハ豊川産堅質ノモノニシテ泥土塵埃其他夾雜物ヲ混入セサル清淨ノモノタルヘシ

4、型枠ニ使用スル板挽材ハ凡テ設計書記載寸寸ノモノニシテ腐蝕虫食乾裂死節入皮等ナキ眞直ノモノタルヘシ

一、根伐ハ遣形ニ倣ヒ形枠組立ニ支障ナキ幅員ニ底敷平ニ鋤取ルモノニシテ決シテ掘過キヲ爲スヘカラス

一、底敷ハ大蛸ヲ以テ充分搗固メ玉石ヲ布均シ尙充分ニ搗固メヲナシ目潰砂利ヲ敷均シタル上ニ混凝土ヲ打立ツヘシ

一、鐵筋ハ圖面ニ倣ヒ正確ニ配置シ交叉部毎ニ二十番鐵線ヲ以テ緊結シ接合部ハ同一場所ニ於テナサス鐵筋徑ノ四十分以上ニ重ネ合スヘシ

一、混凝土ハ容積配合トシ正確ナル容器ヲ以テ計リ先ツ「セメント」ト洗砂トヲ計リ灰色トナルマテ充分攪拌シタル上洗砂利ヲ加ヘ漸次注水シ四回以上攪拌スヘシ其水加減ハ係員ノ指揮ヲ受ケ施行スルモノニシテ決シテ水加減ヲ過クルヘカラス

一、混凝土打立ハ左右ヨリ順次ニ打上リ充分搗固メヲナシ先端ニ達セシムルモノニシテ十日中ニ終了シ得ル見込宛區切リ施行スヘシ

一、拱内部型枠ハ混凝土打立後二週間他ハ一週間ニ取除クモノニシテ取除キニ際シテハ混凝土ニ激動ヲ與フヘカラス

一、型枠ハ内面鈹仕上ヲナシ板合端ハ「モルタル」ノ漏洩セサル様胴付ヲナシ枠部ハ取外シニ容易ナル構造トシ正確堅牢ニ組立テ混凝土打立中歪移動等ナカラシムヘシ

一、混凝土打立終了後地上部ハ濡蓆ノ類ヲ以テ覆ヒ充分養生ヲナスヘシ

排水唧筒仕様書

一、本唧筒ハ室内排水用ニシテ送水唧筒場指定ノ位置ニ設置シ地下室ニアル既設汚水溜ヨリ吸水シテ室外ノ最寄溜桝ニ排水スル目的ニ使用スルモノニシテ別項記載仕様ニ基キ製作シ構造最モ堅牢且長時間ノ運轉ニ耐ヘ効率優秀ナルモノトス

一、本唧筒製作ノ上ハ別紙圖面指定ノ位置ニ据付ヲ了スルモノトス

仕様要項

一、本唧筒ノ要項如左

- 一、口徑一吋半渦卷唧筒 一臺
- 二、全上用一馬力誘導電動機 一臺
- 三、全上用大理石配電盤 一面
- 四、据付並ニ配管配線 一式

仕様細目

一、渦卷唧筒之部

- 一、本唧筒ハ口徑一吋半渦卷唧筒ニシテ誘導電動機ト直結シ運轉スルモノトス
- 一、本唧筒ハ左記製作所製ノモノタルヘシ

東京 株式會社荏原製作所製

一、本渦卷唧筒ノ主要條件如左

- 型式 片吸込式直結型
- 全揚程 最高三十尺
- 揚水量 前記水高ニ於テ毎分五立方呎
- 効率 最高水高ニ於テ前記水量ヲ送ルトキ四二%以上
- 回轉數 毎分約一、七〇〇回轉
- 回轉方向 電動機側ヨリ見テ左回轉

一、本唧筒附屬品如左

- 一、鑄鐵製(フートバルブ)「ストレーナー」付 一組
- 二、鑄鐵製呼水漏斗及把手付化金「コック」 一組
- 三、砲金製放氣用「ヴェントコック」 一組
- 四、砲金製「ドレーンコック」把手付及管共 一組
- 五、砲金製一吋半「フランジ」型阻水弁
- 六、壓力計「コック」及管共

東京計器製作所製トシ文字扱ノ徑四寸目盛ハ水柱ヲ米ニテ表ハシタルモノニシテ零ヨリ約十米迄アルモノ、但シ

〇、五米迄讀ニ得ルモノ

- 七、真空計「コック」及管共前項ニ準ス 一個
- 八、鑄鐵製共通床盤 一通
- 九、フレキシブルカフプリング 一揃
- 一〇、スパンナー但シ各大サニ付 四本
- 一一、基礎ボルト
- 一、「ケーシング」ハ鑄鐵製ニシテ吸込口ハ軸心高ニ於テ側方ヨリ吸込ミ上部ハ水平ノ吐出口ヲ具ヘ「ポリコー
ト」ノ渦卷型ニシテ内部ノ羽根車ヲ検査又修繕ノ爲容易ニ取外シ得ル構造トス
- 一、「ケーシング」各部ノ接合面ハ入念ニ仕上ゲ「サイドカバー」ハ正確ニ中心ヲ保有シ得ル構造トシ充分水密
氣密ヲ保ツベン

- 一、「スタツフインダボツクス」ニハ最良品ナル「バツキング」ヲ挿入シ水密氣密ヲ保チ圓滑ニ回轉シ得ルヲ要ス
- 一、唧筒ノ吐出口ニ近キ所ニ壓力計管ヲ吸込口附近ニ真空計管ヲ取付ケ兩計ハ丁字型（眞鍮製）ニ取纏メ「ケーシング」ノ頂上ニ据付クベシ
- 一、「ケーシング」ノ水ガ流出スル個所ニハ適當ナル裝置ヲナスベシ
- 一、羽根車ハ砲金製ニシテ回轉ニ對スル鈎合良好ナルノミナラス軸方向ニ於ケル推力ヲ完全ニ鈎合フモノニシテ運轉極メテ圓滑振動少キモノトス右推力ニ對スル鈎合裝置ハ口の式ヲ採用スヘカラス
- 一、羽根車ハ「シユラウチング」ヲ有シ「ケーシング」トノ接觸部分ニハ「ケーシング」ニ砲金製「ラビリンズリング」ヲ堅固ニ嵌入シ出來得ル限リ水ノ漏洩少ナキモノトス右（リング）ハ取替へ得ル構造トス
- 一、車軸ハ硬鋼製ニシテ心ニ狂ヒナク正シク仕上ゲ軸承トノ接觸ハ充分ナル摺合セテナスヘシ
- 一、軸承ハ自働注油式ニシテ最大回轉ニ於テ運轉スルニ足十分ナル投影面積ヲ有シ「ケーシング」ニ拵ヘタル坐ニ堅固ニ取付ケタル構造トス但シ軸承ハ割「メータル」トス
- 一、唧筒ハ電動機ト直結シ鑄鐵製共通床盤上ニ設置セラレ「フレキシブルカップリング」ニ依リ心ニ狂ヒナク正シク組立テラレタルモノニシテ「ボールト」締付後各二個宛「ノツクボールト」ヲ打込ヘシ
- 一、「フレキシブルカップリング」ハ軸心狂ヒナキ總仕上トシ「ボールト」ノ頭部ハ「カップリング」ノ「フランジ」面ヨリ突出セス「フレキシブル」部ノ構造ハ護謨輪ヲ用ヒタルモノトス
- 一、試験ハ水壓試験工場内及現場試験運轉ノ三種トシ係員立會ノ上施工シ之ニ合格スルヲ要ス
- 一、水壓試験ハ工場内ニ於テ左記壓力ニヨリ行フ
 - ケーシング 每平方吋上 一百封度

弁鐵管類

每平方吋上

二百封度

- 一、唧筒ノ試運轉ハ格定回轉ニテ行ヒ左記指示ノ試験施行表ノ要求ニ適合シ且甚タシキ音響震動等ナク又摩擦面ニ於ケル過熱セサル時合格トス

試験施行表

水量毎分 立方呎	總 水 嵩	繼續時間	唧筒効率%	所要馬力	摘 要
五以上	三〇呎	六〇以上	四二以上	〇、七以下	
八以上	二五	六〇以上	四五以下	〇、九以下	

但シ性能曲線中最大馬力ハ一馬力ヲ超過スヘカラス

○印ノ點ニ適合スル様阻水弁ヲ調整シ試験ヲ行フヘシ

一、水嵩ノ測定ハ豫メ誤差檢定ヲ爲シタル壓力計及真空計ニ依ル

一、電動機出力ハ豫メ誤差檢定ヲ爲シタル電壓計電流計及電力計ニ依リ入力ヲ測定シ電動機ノ試験成績表ニ依リ

出口ヲ計算ス

一、水量ノ測定ハ「ウエア」又ハ水槽ニ據ル

一、運轉時間ハ試験施行表ノ通りトシ連續三時間以上運轉スルヲ要ス

一、吸水位（損失水嵩ヲ含ム）ハ唧筒軸中心ヨリ二十二尺下ニアルモノトス

二、誘導電動機之部

一、本仕様書ニ示ス電動機ハ前記渦卷唧筒ニ直結シテ運轉スルモノニシテ構造最モ堅牢能ク長時間ノ連續運轉ニ耐ヘ

効率優秀仕様各項ニ適合スルモノタルヘシ

一、各電気機械器具（配電盤ヲ含ム）ノ試験ハ係員立會ノ上一々之ヲ行ヒ係員ノ承認ヲ經テ後發送スルモノトス

一、本機ハ左記製作所製ノモノタルヘシ

東京 株式会社芝浦製作所製

東京 株式会社日立製作所製

全 全 明電舎製

一、本機ノ主要條項左ノ如シ

型式 三相交流栗鼠籠型開放型

容量 一馬力

周波數 六十「サイクル」

線間電壓 二百「ボルト」

回轉數 毎分（全負荷ニ於テ）千七百回轉

負荷種類 連續負荷

一、本機ノ全負荷ニ於ケル能率力率左ノ如シ

能率 七九%以上

力率 八三%以上

一、本機ハ規定重壓ナ周波數ノ下ニ全負荷ニテ連續六時間以上運轉シ其如何ナル部分ノ溫度モ周圍ノ室内溫度以上攝

氏四十度ヲ超エス尙引續キ二十五「パーセント」過負荷ヲ以テ二時間連續運轉ヲ行フ時其如何ナル部分ノ溫度モ室

内溫度以上攝氏五十度ヲ超エサルモノトス

一、本機捲線ノ絶縁耐力ハ左記電壓ヲ以テ試験シ一分間以上之ニ耐ユルモノタルヘシ本試験ハ前記上昇溫度試験後直

ニ行フ

交流電壓 一千五百「ボルト」

一、本機ハ何等ノ故障ヲ惹起ズルコトナク連續二時間二十五「パーセント」過負荷ニ耐ユルモノトス

一、本機ハ無負荷二分ノ一負荷四分ノ三負荷全負荷二十五「パーセント」過負荷ニ於ケル試運轉ノ時ノ電壓、電流、

電力、回轉數、力率、能率等ヲ示セル試験成績表ヲ認メ係員ノ承認ヲ得タルモノタルヘシ

一、本機ハ全負荷ノ儘圓滑ニ起動スルニ足ルモノタルヘシ

一、回轉子ハ回轉ニ對スル釣合良好ニシテ回轉ニ際シテ震動極メテ少ク絶對ニ噪音ヲ發セサルモノトス

一、軸承ハ「オイルリング」給油裝置ヲ有スルモノニシテ外部ヨリ容易ニ點檢シ得ルモノトシ十分ナル投影面積及耐

壓カヲ有シ連續運轉ニ耐ユルモノトス

一、軸承ニハ「オイルゲイジ」及油抜「コック」ヲ附スヘシ

一、本機ハ右仕様ニ適合スルノミナラス音響、震動、過熱等ナク係員ノ適當ナルモノト認メタルモノヲ以テ合格トス

三、配電盤ノ部

一、本配電盤ハ二百五十「ボルト」用ノモノニシテ鐵製脚及「ステー」ヲ有スルモノトシ盤ハ表面平滑ニ仕上ケタル

厚サ四十耗巾四百耗長サ八百五十耗以上ノ疵割目鑿脈等ナキ良質ナル純白色ノ大理石板黒漆ニ焼付ケタルモノトス

一、本配電盤ハ電動機ノ部ニテ掲ケタル製作所製ノモノトス

一、本配電盤ニ取付クヘキ器具左ノ如シ

- 一、標示燈「ブラケット」及笠共 一個
- 一、三極單投刃型開閉器 二百五十ボルト三十アンペア五アンペア包装可熔片 一個
- 一、交流電流計 零一拾アンペア 一個
- 一、標示燈用埋込式タンブラー開閉器フューズ付 一個
- 一、カードホルダー、ガラス板入 一個
- 一、本配電盤ニ取付クヘキ器具ハ堅牢正確ノモノニシテ絶縁良好ナル優秀品トス但シ容量及目盛ハ多少相違アルモ差支ヘナシ
- 一、配電盤上ノ器具電線接続ハ總テ盤ノ裏面ニ於テナシ之レニ使用スル電線ハ開閉器ノ電氣容量ニ相當スル太サノ高等絶縁線(第四種)ヲ用ヒテ完全ニ接続スヘシ
- 一、電流計ハ横河電機製作所製若クハ之レト同等以上ノ製品トス
- 一、開閉器ハ其使用電壓電流ヲ明記スヘシ
- 一、本器ニハ別項記載ノ附屬品ノ外絶縁物端子裏面接続線及導體取付金具其他本配電盤ノ使用後据付ニ必要ナル附屬品一切ヲ具備セシムヘシ但シフューズ(包装共)一個ニ付二個宛豫備ヲ附スヘシ
- 一、配電盤及取付ケタル器具ハ交流千五百ボルトノ電壓ニテ一分間以上耐ユルモノトス

四、据付並ニ配管配線之部

- 一、現場取付工事ニ於テハ左記諸設備ヲナスヘシ
 - 一、電動機直結排水唧筒据付 一臺
 - 一、全上配電盤取付 一面

一、配管配線工事

一式

- 一、唧筒場内ニ於ケル前項諸器械ノ据付並ニ配管配線ハ別紙圖面ニ準據シ係員ノ指揮ニ從ヒ施行スヘシ
- 一、唧筒電動機及配電盤ハ別紙圖面ニ據リ室内正確ナル位置ニ設置シ唧筒ハ楔形平鐵ヲ共通床盤ト既設基礎臺ノ間ニ挿入シ軸ヲ水平ニ狂ヒナク置キ而ル後「セメント」一、川砂一ノ割合ニ調合シタル乳狀「モルタル」ヲ基礎ボールト孔ニ流シ込ミ共通床盤ノ表面ニ隙間ナク充填シ基礎臺ノ表面ハ前記配合ノ「モルタル」ヲ以テ五分厚ノ化粧塗ヲナシ充分乾燥後締付クヘシ
- 一、配電盤ハ真直ニ樹立セシメ壁面トノ隙間ハ約一尺トス
- 一、唧筒ノ吸水管送水管及弁類ノ配管並ニ取付ハ設計圖ヲ作製シ承認ヲ求ムヘシ但シ管ニハ「ユニオン」接手ヲ使用スヘシ
- 一、唧筒ノ「ドレーン」管及排水管等ハ鑄鐵製漏斗ニ取纏メ最寄溜樹ニ導クヘシ但シ管ノ太サハ内徑一吋半トス
- 一、唧筒吸込口ニハ鑄鐵製曲管ヲ用ヒ其他ノ曲管ハ可鍛鐵製捻込「ベンド」トシ送水管ノ端末ニハ「ベンド」ヲ使用スヘシ
- 一、前記ノ管ハ總テ亞鉛引「ナシヨナル」製瓦斯管トス
- 一、配電盤ヨリ電動機ニ到ル間ノ配線ハ徑二、六耗第四種絶縁電線相等極線トシ螺旋切内外亞鉛鍍厚口「コンテットチューブ」ニ納メ配線スヘシ
- 一、右コンテットチューブハ配電盤背部ニテ立下リ「コンクリート」床中ニ埋管シ電動機「ターミナル」附近ニ於テ立上ルモノトシ立下リ個所ニハ適當ナル振止め金具ヲ用ヒ固定スヘシ
- 一、電動機ノ「フレーム」計器ノ外匣配電盤ノ「フレーム」各「メンバー」ト(電氣的接続完全ナルヲ要ス)電線ヲ

收容セル鐵管ノ類等ハ總テ接地ストキモノトス

- 一、右接地線ハ完全ニ接地スヘシ
- 一、金屬管内ニテ電線ノ接續ヲ許サス且強力加ハラサル様施設スヘク管口ニハ「ノツツル」ヲ設クヘシ
- 一、金屬管ノ埋管部ニ於ケル接續捻込ミハ水密ニ施行スル等管内ニハ濕氣ノ浸入セサル様留意スヘシ
- 一、各「ターミナル」ハ結線ノ上完全ニ鐵付トナスヘシ
- 一、本工事中仕様ニ示ササル部分ハ總テ電氣協會標準規程並ニ逓信省全電氣工作物規程ニヨリ施設スヘシ
- 一、管ハ室内ニ於テハ黑色「エナメルペイント」ニ回塗トシ地中埋設ノ分ハ「コールターピッチ」ニ回塗トス但電氣ニ關係スル分ハ絶縁塗料ニ依ルヘシ

注意事項

- 一、現場施設後設備ノ試運轉ヲ行ヒ之レニ合格シタルモノト認メタル後ニアラサレハ本唧筒其他一切ノ受授ヲ行ハス
- 一、總テ「ボールト」ノ頭部ハ打出シトシ「ナット」ハ實體ヨリ打抜トス「ボールト」ノ長サハ現物ニ適合セシメ長短ナキモノニシテ捻切上リ程度ハ適度トス
- 一、總テ金屬ハ良材ヲ用ヒ鑄物ニアリテハ鑄集疵片肉等ナク鑄肌密ナルヲ要シ肌砂等叮嚀ニ除去スヘシ
- 一、總テ黒肌鑄放シノ部分ハ光明丹「ペイント」塗ノ上黒色「エナメルペイント」ニ回塗粧スヘシ
- 一、機械ニハ格定容量製作所名其他必要ナル事項ヲ記入シタル銘板ヲ附スヘシ
- 一、各唧筒電動機及其附屬品ニ付試験ノ費用ハ請負者ノ負擔トス但シ現場据付後ノ試運轉ニ要スル電氣料ハ當水道部ノ負擔トス
- 一、請負者ハ組立圖切斷面圖各ニ葉宛ヲ作成シ製作着手前係員ノ承認ヲ受クヘシ

- 一、本仕様書並ニ圖面ニ明記ナキト雖モ當然欠クヘカラサルモノハ係員ノ指示ニ從ヒ請負金額内ニ於テ調辯スヘシ
- 一、本仕様書並ニ契約履行上疑義ヲ生シタルトキハ當水道部ノ見解ニ依ル
- 一、取付工事施行ノ爲在來建設物ヲ變形又ハ取毀チタル部分ハ係員ノ指示ニ從ヒ十分修繕ヲ加ヘ工事完了ノ上ハ各部清掃不用品取片付等一切請負者ニ於テ其ノ責ニ任スヘシ

豊橋市水道浄水場唧筒仕様書

一、設備 一般

- 一、本唧筒ハ水道用ニシテ浄水場唧筒ニテ唧筒井ヨリ濾過池ニ導キ給水場配池池ニ送ル目的ニシテ唧筒電動機及各附屬品ハ格定ニ合致シ構造最モ堅牢ニシテ取扱上容易且至便ナルヘク宜シク長時日ノ間何等ノ支障ナキ連續運轉ニ堪フルノミナラス効率優秀ニシテ本仕様書各項ニ適合スルモノトス尙唧筒室内ニオケル唧筒電動機及其附屬品ノ据付並ニ吸水管送水管ノ取付工事ヲナスモノニシテ工事ニ必要ナル一切ノ材料ハ請負者ニ於テ負擔シ誠實ニ本仕様書並ニ別紙圖面ニ依リ施設スヘキモノトス

二、設備 要項

- 一、本設備ノ要項左ノ如シ
- イ、口径七吋浄水場唧筒 附屬品共 四台
- ロ、全上用四十馬力誘導電動機 附屬品共 四台

ハ、据付工事

一式

一、本仕様書ニ示ス唧筒及其附屬品等ハ左記孰レカノ製作所製ノモノタルヘシ

東京 株式會社

荏原製作所製

東京 全

日立製作所製

神戸 全

三菱造船所製

大阪 藤田鑛業株式會社

西島製作所製

一、本仕様書ニ示ス誘導電動機及其附屬品ハ左記孰レカノ製作所製ノモノタルヘシ

東京 株式會社

芝浦製作所製

全 全

日立製作所製

全 全

明電社製

神戸

三菱電氣株式會社製

三、設備細目

イ、淨水場唧筒之部

一、唧筒ハ口徑七吋ノモノ四台ニシテ三相交流誘導電動機ニ直結シテ運轉スルモノトス

唧筒主要條件

一、唧筒ノ主要條件(一台ニ付)左ノ如シ

型式 横置型二段片吸込式 タービン唧筒

總水嵩

最低 九一、〇呎

最高 一〇六呎

水量

最高水嵩ニ於テ 每秒

一、八五六方尺

効 率

最高水嵩ニ於テ前記水量ヲ送ルトキ

七二%以上

右兩水嵩ノ間ニ於テ最高効率

七三%以上

(請負者ハ見積書中ニ保證効率ヲ記入スルコト)

回轉數

毎分

約一、一五〇回轉

回轉方向

電動機側ヨリ見テ左廻リ

唧筒附屬品

一、本唧筒一台ニ付附屬品左ノ如シ

一、鑄鐵製共通床盤取付「ボールト」基礎「ホルト」付 一基

但シ唧筒及電動機並ニ既設「コンクリート」基礎ニ適合スル様製作ノコト

二、鑄鐵製「フートバルブ」及「ストレイナー」吸込管取付「ボールト」附屬一組

但シ吸込管内徑八吋ニ適合スルモノ

三、鑄鐵製吸水用漏斗砲金製把手付「コック」付 一組

四、砲金製放氣用「ヴェントコック」及管 一式

但シ「ケーシング」ノ最高部ニ取付タルモノニシテ「ケーシング」中ニ「エアポケット」ヲ作ル虞アル個所

ニハ總テ取付クルモノトス

五、砲金製「ドレーンコック」(把手付)及管 一組

但シ「ケーシング」ノ最低部ニ取片ケ「ケーシング」内ノ残水ヲ全部排水シ得ルモノ

六、鑄鐵製内徑七吋「スルースバルブ」把手スタント及一切取付ボールト共 一個

開閉ノ度ヲ示スベキ「インデツクス」ヲ附ス

七、鑄鐵製内徑七吋逆止瓣バイパス付把手スタント一切ノ取付ボールト共 一個

内徑一吋半ノバイパスヲ設ケバイパスニハ内徑一吋半ノ砲金製スルースバルブヲ附ス

八、壓力計コック及管共 一組

東京計器製作所又ハ之ト同等以上ノ製品ニシテ文字板ノ徑五吋目盛ハ水柱ノ米突ニテ表ハシ零ヨリ約五十米迄アルモノ

(但シ二米迄讀ミ得ル檢定済ノモノ)

九、真空計「コック」及管 一組

東京計器製作所又ハ之ト同等以上ノ製品ニシテ文字板ノ徑五吋目盛ハ水柱ノ米突ニテ表ハシ零ヨリ約十米迄アルモノ

但シ「フレキシブル」ニスル爲ノ部分品ハ豫備品トシテ一組ヲ附ス

一〇、「フレキシブルカウプリング」 一組

但シ「フレキシブル」ニスル爲ノ部分品ハ豫備品トシテ一組ヲ附ス

一一、内徑八吋鑄鐵製直管(吸込共)取付ボールトヲ含ム 一式

一二、内徑七吋鑄鐵製直管及曲管(吐出管)取付ボールトヲ含ム 一式

一三、其他本唧筒ニ必要ナル附屬品 一式

一、本唧筒四台ニ要スル附屬品如左

一、内徑七吋鑄鐵製曲管片落管取付ボールト共 一式

二、内徑十四吋鑄鐵製直管分岐管片落管取付ボールト共 一式

三、内徑二十吋 全 一式

四、分解組立用工具

右ノ内スバナーハ各大サノモノニ付二組宛トス

五、豫備軸承「メタル」大サ異ナル各軸承ニ付スラストメタルモ全斷 一個宛

ケーシング

一、「ケーシング」ハ優良ナル鑄鐵製ニシテ大異別紙圖面ニ示ス如ク軸中心直下ニ吸込口ヲ軸心高ニ於テ側方水平ニ吐出口ヲ具備シ外蓋ハ丸型ニシテ内部ノ羽根車案内羽根ヲ検査又ハ修繕ノタメ容易ニ取外シ得ル構造トス

二、「ケーシング」ハ「ステーヂ」毎ニ分括結合セズ一体トナシ軸ノ兩端ニアル「サクシヨンベントカバー」ハ正確ニ中心ヲ保有シ得ル構造トナスヘシ但シ「サクシヨン」ハ電動機直結側ニ置クヘシ

三、ケーシング各部ノ接合面ハ入念ニ仕上ケ充分水密氣密ヲ保ツヘシ

四、吐出管及吸水管ヲ取附クル「ケーシングフランジ」ノ厚サハ三〇〇耗以上トシフランジ面ニ附スル段ハ四耗トス

五、「スタツフィン」ボツクスニ於テ外氣カ「ケーシング」内ニ吸込マルル虞レアル個所ニハ「ウォータースील」

「スヘキ導水管ヲ附シ且ツ適當ナル「パツキング」ニヨリ氣密ニ保ツヘク同ボツクスニ給油スルモノニアリテハ油

カ「ケーシング」内ニ吸込レサル様特別ノ裝置ヲ施スモノトス

六、「ケーシング」ノ唧筒軸ト接觸スル個所ニハ砲金製ライナーヲ附スヘシ

七、「ケーシング」圓筒部内面ニ於テ「レバリング」ヲ作スル隔壁盤方嵌入接觸スル個所ニハ砲金製

「ライナー」ヲ附スヘシ

一、「ケーシング」ニハ砲金製「コック」附呼水注入口及「ケーシング」ノ最上部其他必要ナル個所ニ空氣放出用九十度「ヴェントコック」ヲ備ヘ其ノ排水口ニハ銅管ヲ附シ其ノ先端ニ於テ漏斗附排水瓦斯管ニ取纏ムヘシ右漏斗ハ適當ナル位置ニ取附クヘシ

一、「ケーシング」ノ最下部（各段毎ニ）ニハ砲金製「ドレーンコック」ヲ附シ銅管ニヨリ前記漏斗附排水管ニ導ク
一、唧筒ノ吐出口ニ近キ所ニ壓力計管ヲ吸込口ニ近キ所ニ真空計管ヲ取附ク壓力計及其眞計ハケーシング上部ニ取付ケタル丁字型「スタンド」ニ固定ス但シ「スタンド」ハ砲金又ハ眞鍮製（總仕上）トシ管ハ銅管ヲ用ヒ「ユニオン」ニヨリ連結セシムヘシ

一、「ケーシング」内ノ水又ハ軸承ノ油等ガ唧筒室ノ床又ハ唧筒井ニ流出セサル様特ニ注意シ若シ流出ノ虞アル個所ニハ適當ナル裝置ヲナシ銅管若クハ瓦斯管ニヨリ前記漏斗附排水瓦斯管ニ導ク

一、各排水用管類ハ適當ナル留金具ニヨリ振止メヲ附スヘシ

羽根車及案内羽根

一、羽根車ハ最優良ナル燐青銅製ニシテ回轉ニ對スル釣合良好ニシテ運轉極メテ圓滑ノミナラス震動無ク音響ヲ發セサルモノトス

一、案内羽根ハ各段毎ニ設置シ燐青銅製ニシテ「ケーシング」ニ堅固ニ取附ケ水ノ震動ノ爲取附ニ弛ミヲ生セサル様注意スヘシ

一、羽根車案内羽根ノ表面ハ水ノ摩擦損失ヲ少カラシムル爲充分可嚙ニ削リ仕上ヲナスヘシ

一、羽根車ノ兩側ニハ「シユラウディング」ヲ有シ羽根車ト「ケーシング」ト接スル部分ニハ砲金製「ラビリンズリ

ング」ヲ「ケーシング」ニ嵌入シ出來得ル限り水ノ漏洩ヲ少カラシム

一、前記接觸部摩擦シタルトキハ本「リング」ノミヲ取換フルコトヲ得ル構造トシ本「リング」ハ水ノ震動ニヨリ取付ニ弛ミヲ生セサル様充分堅固ニ取付クヘシ

一、羽根車ハ唧筒軸ニ適當ノ方法ニヨリ堅牢ニ固定シ必要アルトキハ他ノ羽根車ト容易ニ取替ヘ得ルモノタルヘシ

唧筒軸

一、唧筒軸ハ優良ナル「ニツケルスチール」製ニシテ心ニ狂ヒナク正確ニ仕上ケ廻轉ヤ横振ナキモノトス

一、軸ト水ト接觸スル部分ニハ砲金製若シクハ之ト同等ナル材質ノ「ライナー」ヲ充分固ク嵌メ軸ノ防蝕ヲ施シ毫モ弛ミヲ生スルコトアルヘカラス但シ羽根車入替ノ際ハ容易ニ分解シ得ルヲ要ス

軸承

一、軸承ハ「ケーシング」ノ兩側ニ設ケ外側軸承ハ「サイドカバー」ニ内側軸承ハ「サクシオンベントカバー」ニ拵ヘタル坐ニ堅固ニ取付ケタル構造トス

一、軸承ハ全負荷最大回轉ニハ特ニ入念ニ施行スルヲ要ス

一、軸承「メタル」ハ鑄鐵若クハ砲金製臺上ニ高級「ホワイトメタル」ヲ裏付ケタルモノニシテ「メタル」ハ容易ニ豫備品ト取換エ得ル構造トス但シ豫備品ハ孰レノ軸承ニモ入替ヘ得ルモノトス

一、軸承ノ注油ハ「オイルリング」給油式トス

一、外側軸承ニハ「スラスト」軸承ヲ伴ヒ「スラストアラ」若クハ「ボールベヤリング」ノ方法ニ依リ完全ニ「スラスト」ヲ防止スルヲ要シ水冷却裝置ヲ施スヘシ但シ若シ「ボールベヤリング」ヲ使用スル場合ハ「SKE」「ボールベヤリング」ヲ用フヘシ

一、軸承ニハ注油口「オイルケージ」及油抜「コック」等ヲ附スヘシ

電動機組立

一、唧筒ハ四十馬力電動機ト直結シ中心正シク鑄鐵共通床盤上ニ設置組立ツヘシ

一、「フレキシブルカップリング」ハ中心狂ヒナキ總仕上トシ「ボールト」ノ如キ凸部ハ外部ヨリ觸レサル様安全保護装置ヲ有シ釣合良好ニシテ組立後「カップリング」兩盤ノ間隔ハ五耗以上置クヘシ

一、「カップリング」軸孔ハ唧筒及電動機兩軸徑ニ適合セシメ毫モ弛ミナク削成シ組立後ニ於テ兩盤外周ハ些少タリ

トモ出入アルヘカラス

一、共通床盤ハ唧筒トニ角孔ヲ有スル箱形ニシテ裏側ニハ充分ニ「リブ」ヲ設ケ其ノ上下兩面ハ正シク水平ニ削上クヘシ

一、唧筒及電動機ヲ共通床盤上正シキ位置ニ設置シタル上ハ「ボールト」締附後各二個ノ「ノックボールト」ヲ打込ムヘシ

弁類

一、總テ「スルースバルブ」ノ「バルブ」及「バルブシート」及「スピンドル」ハ砲金製又ハ同様ノ材質ニテ製作シ人力ニテ把手ヲ回轉シ開閉シ得ルモノニシテ床上ニテ把手ニヨリ開閉操作シ得ル構造トス

一、逆上辨ノ「バルブ」「バルブシート」ハ砲金製ニシテ「バイパス」用辨ノ開閉ハ前記同様床上ニ於テ把手ニヨリ行フモノトス

一、「スルースバルブ」把手支持用ノ「スタンド」ニハ瓣開閉ノ指度ヲ示スヘキ「インデックス」ヲ附スヘシ右「インデックス」ハ齒車式トシ齒車盤ニ砲金板ヲ貼附ケ之ニ十分率ノ目戰ヲ刻ス

一、辨把手ノ高サハ床面ヨリ八百耗トシ「バイパス」ニ對スル把手ノ高サハ六百五十耗トス

一、把手ノ周圍及「スタンド」下面ハ削上クヘシ

一、把手ニハ開閉ノ方向ヲ示スヘキ印ヲ明刻スヘシ

附屬鑄鐵管

一、附屬鑄鐵管ノ種類及數量ノ内譯次ノ如シ

吸込管

一、口徑七吋八吋突緣片落管 長サ七呎六吋 四本

一、口徑八吋突緣管 長サ約八呎九吋 四本

吐出管

一、口徑九吋突緣直管 長サ約二呎六吋 四本

一、口徑十四吋突承直管 全 二呎六吋 一本

一、口徑二十吋 全 全 全

一、口徑 全 片突直管 全 五呎 二本

一、口徑七吋九十度突緣曲管 全 九個 九個

一、口徑七吋十四吋片突片落管 長サ二呎六吋 一本

一、口徑十四吋二十吋片突落管 全 全 全

一、口徑十四吋七吋突緣又管 全 三呎 一個

一、口徑二十吋七吋突承又管 全 全 二個

一、口徑 全 突緣又管 全 一個

但シ唧筒据付中心距離ノ變動セサル限リ管ノ長サニ些少ノ相違アルモ差支ナシ

一、前記鑄鐵管ノ附屬品トシテ左記ノモノヲ調製スヘシ

一、鑄鐵製盲蓋ニ徑七吋

一個

一、鑄鐵製吸込管孔用蓋但シニツ割トス

四個

一、鑄鐵管ハ圖示ノ如ク「フランジ」及「ソケット」接手トシ其大サ「ボールト」ノ數太サ等ハ上水協議會規程ニ準據スヘシ尙本項ハ唧筒及弁ニ適用ス

一、「ソケット」接手ニ對シ別紙圖面ノ指示ノ如ク「ボールト」ニテ補強裝置ヲ施スヘシ但シ「ボールト」附屬ノ「ナット」ハ突縁ノ兩側ヨリ締附クヘシ

一、鑄鐵管ノ管内「フランジ」ノ肉厚ハ上水協議會規程普通壓管ニ相當スルモノヨリモ總テ二耗加ヘタルモノトス

一、鑄鐵管「フランジ」面ハ管中心ニ正シク九十度ニ仕上グヘシ

水 壓 試 験

一、唧筒「ケーシング」弁及鐵管類ハ一切水壓試驗ヲ施行ス

一、水壓試驗ヲ要スルモノハ夫々本仕様書ニ明示セル壓力ニ於テ現場据附前之ヲ行ヒ水ノ漏洩セサルモノトス但シ水ノ漏洩ナキモ著シキ片肉鑄疵又ハ氣泡孔アルカ使用上不都合ト認メラルル欠點アルトキハ不合格トス

一、機械ノ重要ナル部分ニ附テハ請負者ハ豫メ其工場ニ於テ機械組立前水壓試驗ヲ行フヘシ

一、「ケーシング」ハ毎平方吋上百六十封度ノ水壓試驗ニ耐ヘ附屬「コック」類モ全壓ノ水壓試驗ヲ行ヒ水ノ漏洩セサルモノトス

一、弁及鑄鐵管類ハ毎平方吋上二百五十封度ノ水壓試驗ニ耐フルモノトス

一、總テ水壓試驗ハ係員立合ノ上行フモノトス

試 運 轉

一、試運轉ハ各唧筒ニ付之ヲ行ヒ工場内試運轉現場据附後試運轉ノ二種ニ合格スルヲ要ス

一、工場内試運轉ハ左ノ工場ヨリ發送スル前本仕様書細目ニ示セル通り行ヒ詳細ナル記録ト共ニ試運轉成績表ヲ提出シ係員ノ承認ヲ經タル後現品ヲ發送スルモノトス

一、現場据附終了ノ後本仕様書細目ニ明示セル通り試運轉ヲ施行シ係員ノ承認ヲ經タル後請負者ハ本品ノ引渡ヲ行フ

一、唧筒試運轉ハ次ノ順序及方法ニテ行ヒ試驗施行表ニ示ス水量水嵩及ヒ効率アルコトヲ要ス

一、試運轉ノ際ノ回轉數ハ毎分約一、一五五回轉トス但シ工場内試運轉ニ於テ五十「サイクル」ノ電氣ニ依リ運轉スル場合ハ毎分約九百六十五回轉トス

一、水量ノ測定ハ「ウエア」又ハ水槽ニ據ル

一、水嵩ノ測定ハ豫メ誤差檢定ヲナシタル壓力計及真空計ニ依ル此ノ仕様ハ水壓試驗ニモ適用ス

一、電動機出力ハ豫メ誤差檢定ヲナシタル電壓計電流計及電力計ニ依リ入力ヲ測定シ電動機ノ試驗成績表ニ據リ出力ヲ計算ス

一、吸水嵩（損失嵩ヲモ含ム）ハ唧筒軸ノ中心高ヨリ十八呎下ニアルモノトス若シ保子難キトキハ吸込管ニ「スルースバルブ」ヲ取付ケ吸水嵩カ十八呎ナル様調製ス可シ

一、運轉時間ハ試驗施行表ノ通りトシ連續六時間以上運轉スルモノトス

一、本試運轉ノ方法ハ工場内試運轉及現場据付後ノ試運轉ニ適用ス但シ現場ノ事情ニヨリ止ムヲ得サルトキハ係員ハ多少ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

- 一、試験ハ試験施行表指示ノ要求ニ適合シ且甚クシキ音響震動等ナク又摩擦面ニ於テ過熱セラレサルトキ合格トス
- 一、工場内ノ試運轉ニ於テ唧筒性曲線カ試験施行表ト一致スルカ若クハ之ヨリ以上ノ良好ナル成績ヲ得ルニ非サレハ何回ニテモ改造ヲ命シ請負者ハ之ニ應スヘシ

試験施行表

水量(毎秒立方呎)	總水當	運轉繼續時間	唧筒効率	所要馬力
◎ 零	一一八以上	一〇以上分	零%	一六以下
◎ 一、六	一一三以上	三〇以上	六七以上	二九以下
◎ 一、八五以上	一〇六	二〇〇以上	七二以上	三一以下
◎ 二、二以上	九五	六〇以上	七一、五以上	三四以下
◎ 二、五以上	八〇	六〇以上	六五以上	五以下

第三點第四點ノ間ニ於テ最大効率七三%以上ノ特性ヲ有スヘシ尙◎印ノ點ニ適合スル様「スルースバルブ」ヲ調整シテ試験ヲ行フモノトス

誘導電動機ノ部

- 一、淨水場唧筒運轉用四十馬力誘導電動機及附屬品ハ別冊仕様書ニ準據シ製作スヘシ

口、据付工事

- 一、唧筒其附屬品及電動機ノ据付並ニ唧筒場内吸水管送水管其附屬品等ノ取付工事ハ總テ請負者ニ於テ施行スルモノ

トス但シ電動機附屬ノ起動器抵抗器ノ取付及配線工事ハ本工事ニ含まス

- 一、基礎工事ハ大体別紙圖面ノ通り本水道部ニ於テ施行スルモノニシテ請負者ハ契約後二ヶ月以内ニ基礎工事ニ必要ナル一切ノ圖面ヲ提出シ係員ノ承認ヲ受クヘシ

- 一、機械ノ据付ハ別紙圖面ニ依リ正確ノ位置ニ設置シ楔形平鐵ヲ機械臺ト既設基礎臺トノ間ニ挿入シ基礎臺ト機械臺トノ間ニ五分以上ノ間隙ヲ存シ軸ヲ垂直ニ狂ヒナク置キ然ル後「セメント」一川砂一ノ割合ニ調合シタル乳狀「モルタル」ヲ流込ミ基礎「ボールト」ノ周圍及基礎臺ノ底部ニ隙間ナク充填シ基礎臺ノ表面ハ前記配合ノ「モルタル」ヲ以テ厚サ五分ノ化粧塗ヲナス

- 一、吸込管ノ床ヲ貫通スル個所ハ係員ノ指揮ニ從ヒ徑八吋管「フランジ」ノ通過シ得ル程度ノ堅孔トシ孔上縁ヲ仕上ケ之ニ鑄鐵製「フランジ」付「カバー」ヲ以テ配管後周圍ニ生スル孔ヲ掩フヘシ但シ管ノ中心ト蓋ノ中心トハ正シク一致スルヲ要ス(圖面參照)

- 一、右工事終了後一週間以上放置シ「モルタル」ノ十分凝固シタル後ニ非サレハ取付殘工事ヲナスコトヲ得ス

- 一、唧筒附屬ノ「スルースバルブ」逆止瓣「フートバルブ」等及鑄鐵管ノ支持ハ當水道部ニ於テ施行スヘキニ付當水道部ニテ施行スル迄請負者ハ木材等ニテ假施設ヲナシ置クモノトス

- 一、「フートバルブ」ハ唧筒井底ニ高サ約一尺ノ「コンクリート」臺ヲ築キ其ノ上ニ載セ置クモノトス

- 一、各「フランジ」間ノ「パッキング」ハ厚サ五厘乃至一分ノ「ボール」紙ノ兩面ニ入念ニ白「ペンキ」ヲ塗リタルモノヲ使用シ十分水壓ニ耐フル様水密ニ締付クヘシ特ニ吸込管ニアリテハ外部ヨリ空氣ヲ吸入セサル様入念ニ氣密ニ取付クヘシ

- 一、唧筒附屬ノ排水漏斗ニハ徑一吋以上ノ瓦斯管ヲ取付ケ之ヲ配管溝壁ニ沿フテ走ル徑二吋ノ排水主管ニ取纏メ既設

- 一、排水溜槽ニ導クヘシ但シ管ノ接續ハ「ユニオン」ヲ使用シ瓦斯管ハ亜鉛鍍トス
- 一、排水管ハ係員ノ指揮ニ從ヒ体裁ヨク配當シ適當ノ個所ニ振止メ金具ヲ用ヒ固定スヘシ

四、注意事項

- 一、唧筒各部ノ強サニ對スル設計ハ二割ノ過負荷ニ於テ安全ニ運轉シ得ル事ヲ標準トス
- 一、總テ「ボールト」ハ頭部ヲ打出シトシ「ナット」ハ實体ヨリ打抜キトス「ボールト」ノ長サハ現場ニ適合セシメ長短ナキモノニシテ捻切上リノ程度ハ濫ミ勝チトシ弛キモノヲ使用スヘカラス
- 一、總テ金屬ハ良質ノ材料ヲ用ヒ鑄物ニアリテハ鑄集鑄疵片肉等ナク鑄肌密ナルヲ要シ鑄張り肌砂等ハ可嘩ニ除去スヘシ
- 一、唧筒弁及其他ノ黒打鑄放シノ部分ハ總テ光明丹ニ回塗リノ上黒色「エナメルペイント」ニ回塗トス但シ床上ニ露出スル唧筒共通床盤「スタンド」鑄鐵管等ハ仕上「ペイント」塗リ前ニ肌潰下地塗ヲナスヘシ
- 一、機械ニハ格定容量機械番號製作所名製作年月其他必要ナル事項ヲ記入シタル銘板ヲ取付クヘシ
- 一、各唧筒及附屬品ニツキ行フ試験ノ費用ハ總テ請負者ノ負擔トシ試験ハ本水道部員立會ノ上之ヲ行フ但シ現場据付後ノ試運轉ニ要スル電力料ハ本水道部ノ負擔トス
- 一、請負者ハ契約後二ヶ月半以内ニ唧筒電動機及其附屬品一切ノ組立圖切斷圖及係員ノ指示セル機械重ナル部分ノ分解圖各三葉宛ヲ作成シ製作ニ着手スル様ニ係員ノ承認ヲ受クヘシ若シ承認ヲ經スシテ製作シタルモノハ受領セス
- 一、本仕様書並ニ圖面ニ明記ナキモノト雖モ當然欠クヘカラサルモノハ係員ノ指示ニ從ヒ請負者ニ於テ調辨スヘシ
- 一、本仕様書ニ契約履行中疑義ヲ生シタルトキハ本市水道部ノ見解ニヨル
- 一、萬止ムヲ得ス本仕様書ニ準據シ難キ點アルトキハ豫メ入札前其準據シ難キ點及理由ヲ具除シ本市水道ノ承認ヲ得

且其異ナル點ヲ明記セル書類ヲ見積書ニ添付スヘシ

- 一、本唧筒ノ目的ニ不適當ノ箇所アルカ若クハ前記手續ヲ經スシテ本仕様書ニ違背スルトキハ請負者ハ本水道部ノ命スル期間内ニ於テ無償ニテ何回ニテモ本唧筒ノ目的並ニ仕様書ニ適合スル迄修理又ハ改造スルモノトス
- 一、本取付工事施行ノ爲在來ノ建築物ヲ變形又ハ取毀チタル部分ハ係員ノ指示ニ從ヒ十分修理ヲ加ヘ工事完了ノ上ハ各部清掃不用品取片付等一切請負者ニ於テ其責ニ任スヘシ
- 一、本仕様書ニ添付スル圖面ハ左記一葉トス

淨水場唧筒配置圖

淨水場唧筒運轉用電動機及附屬品仕様書

一、仕様一般

- 一、本仕様書ニ示ス電動機及附屬品ハ水道用唧筒ヲ運轉スル目的ニシテ構造最モ堅牢能ク長時間ノ連續運轉ニ堪ヘ効率優秀ニシテ仕様各項ニ適合スルモノタルヘシ
- 一、各機械器具ノ試験ハ工場内試験ト現場据付後ニ於ケル試験トノ二種トシ各機械器具ニツキテ本水道部係員立會ノ上一々之ヲ行フモノニシテ仕様細目ニ示ス各項ニ適合スルノミナラス著シキ音響震動過熱等ナク長時間連續スルニ足ルト本水道部係員ノ認メタルモノトス工場内ニ於ケル試験ハ機械器具ヲ發送スル前之ヲ行ヒ本水道部係員ノ承認ヲ經テ後發スルモノトス
- 一、現場据付後ノ試験ハ本水道部ヨリ其ノ期間ヲ通告スヘキニヨリ請負者ハ電動機製作所ノ技術者ヲ現場ニ派遣シ立

會フモノトス

右試験ニ合格シ本仕様書ニ適合スルモノト認メタル後請負者ハ本品ノ引渡ヲ行フヘシ

一、試験ノ成績表ハ請負者ニテ作成シ本水道部ニ提出シ係員ノ承認ヲ受クルモノトス

一、工場内試験ニ要スル費目ハ一切請負者ノ負擔トス

一、電氣器具機械ノ製作者ハ二ヶ月以内ニ電動機及其附屬品組立圖全結線圖及重要ナル部分ノ分解圖各三葉ヲ提出シ着手前係員ノ承認ヲ受クルモノトス

一、本仕様書ニ記載ナキ事項ハ總テ製造所ニ於ケル最近制度ノ仕様ニヨリ製作シタルモノタルヘシ

二、仕様要項

一、本仕様ノ要項如左

一、四十馬力誘導電動機附屬品共

四 臺

三、仕様細目

一、誘導電動機ノ主要條項左ノ如シ

一、型式 三相交流捲線回轉子型開放型

二、容量 四十馬力

三、周波數 六十「サイクル」

四、線間電壓 三千「ヴォルト」

五、回轉數 毎分(全負荷ニ於テ)千五百五十五回轉

六、力率 各負荷ニ對スル力率ハ第一表ニ示シタル以上ノモノタルヘシ

第一 表

二十五パーセント過負荷	全 負 荷	四分ノ三負荷	二分ノ一負荷
八七	八六	八二	七二

七、能 率 各負荷ニ對スル能率ハ第二表ニ示シタル以上ノモノタルヘシ

第二 表

二十五パーセント過負荷	全 負 荷	四分ノ三負荷	二分ノ一負荷
八七	八七	八六	五八

八、溫度上昇 規定電壓及規定周波數ノ下ニ全負荷ニテ連續六時間以上運轉シ其ノ如何ナル部分ノ溫度モ周

圍ノ室内溫度以上攝氏四十度ヲ超エス尙引續キ二十五パーセント過負荷ヲ以テ二時間連續運轉スルトキ其ノ如

何ナル部分ノ過度モ室内溫度以上攝氏五十度ヲ超エサルモノトス

九、絶緣耐力 絶緣耐力ハ左記以上ノモノトス

固定子捲線ト他ノ總テノ部分トノ絶緣ハ交流七千ヴォルトノ電壓ニテ十分間以上耐フルモノトス本試験ハ前項

溫度ノ上昇試験後直ニ之ヲ行フ

十、過負荷 何等ノ故障ヲ惹起スルコトナク連續二時間二十五パーセント過負荷瞬時百パーセントノ過負

荷ニ堪ユルモノトス

一、本機ニ對シテハ無負荷二分ノ一負荷四分ノ三負荷全負荷二十五%過負荷ニ於ケル試運轉ノ時ノ電壓電流電力力率能率等ヲ示セル試驗成績表ヲ認メ本水道部係員ノ承認ヲ經テ之ヲ差出スヘシ

一、本機ハ全負荷ノママ圓滑ニ起動スルニ足ルモノニシテ充分ナル容量ヲ有スル起動機及金屬抵抗器ヲ具備スルモノトス

一、本機ノ起動電流ハ全負荷起動ニ於テ其全負荷電流ノ一倍半以內タルヘシ

一、起動機ハ「コントローラー」型トシ結線要領圖ヲ示シタル金屬板ヲ同様ノ「カバー」表面ニ取付クヘシ

一、金屬抵抗器ハ「フロワースペース」成ルヘク少ナキ樣樹立セシメ多孔鐵板製「カバー」ヲ體裁ヨク取廻スヘシ

一、起動機ト金屬抵抗器トハ適當ナル鐵鋼製「フレームワーク」ニヨリ體裁ヨク組立テ「フレームワーク」ニハ乳白色電灯ノ點火スル設備ヲナスヘシ但シ兩器間ノ配線ヲ考慮シ設計圖ヲ提出シ承認ヲ受クヘシ

一、回轉子ハ回轉ニ對スル釣合良好ニシテ回轉ニ際シテ震動極メテ少ナク絶對ニ噪音ヲ發セサルモノトス

一、回轉子捲線ヲ短絡スルト同時ニ刷子ヲ「スリツプリング」ヨリ切離シ得ルモノトス

一、起動機及「スリツプリング」短絡裝置カ始動ノ位置ニ非サレハ配電盤上ノ自動油入開閉器ヲ閉チ得サル安全裝置ヲ備フヘシ

一、「スリツプリング」ハ軸承ノ外側ニ在ルモノニシテ防塵「カバー」ヲ有スルモノトス

一、軸承ハ回轉子ノ兩側ニ設ケ「オイルリング」給油式トシ外部ヨリ容易ニ點檢シ得ル構造トス

一、軸承ハ全負荷最大回轉ニ於テ運轉スルニ足ル十分ナル投影面積及耐壓力ヲ有スルモノニシテ軸トノ摺合セハ特ニ入念ニ施行スルコトヲ要ス

一、軸承「メタル」ハ鑄鐵若シクハ砲金製台上ニ高級「ホワイトメタル」ヲ裏付ケタルモノニシテ「メタル」ハ容易

ニ豫備品ト取替ヘ得ル構造トス

一、軸承ニハ注油口「オイルゲージ」及油抜き「コック」等ヲ附スヘシ

一、本機ノ端子ノ位置ハ「カツプリング」側ヨリ見テ左側ニ設クヘシ

一、本機ニハ刷子端子間隙計其ノ他据付運轉及分解ニ必要ナル附屬品一切ヲ添付スヘシ

一、本機ニハ各軸承ニ付豫備「メタル」一台分ヲ附屬セシムヘシ右豫備「メタル」ハ他ノ孰レノ機械ノ軸承ニモ取替得ルヲ要ス

四、注意事項

一、總テ電線ハ逓信省令電氣工事規程ニヨリ成規ノ試驗ヲ了シタル一流製造所ノ製品ヲ使用スヘシ

一、總テ「ボールド」ハ頭部ハ打出シトシ「ナット」ハ實體ヨリ打抜キトス「ボールド」ノ長サハ現場ニ適合セシメ長短ナキモノトス但シ捻切上リノ程度ハ溢ミ勝トシ弛キモノヲ使用スヘカラス

一、總テ金屬ハ良質ノ材料ヲ用ヒ鑄物ニ在リテハ鑄集鑄疵片肉等ナク鑄肌密ナルヲ要シ鑄張り肌砂等ハ可嚙ニ除去スヘシ

一、電動機其他ノ黒打鑄放シ部分ハ總テ光明丹二回塗りノ上黒色「エナメルペイント」二回塗トス但シ電動機ノ外部ハ仕上「ペイント」塗前ニ肌潰シ下地塗ヲナスヘシ

一、本仕様書ニ示ササル部分ハ總テ逓信省令電氣工事規程ニヨリ施行スヘシ

一、本仕様書ニ明記ナキト雖當然欠クヘカラサルモノハ係員指示ニ從ヒ請負金額內ニ於テ請辨スヘシ

浄水場内排水設備工事仕様書

- 一、工事ハ本仕様書設計書並ニ圖面ニ擴リ本市直營ヲ以テ施行スルモノトス
- 二、施行スヘキ工事種別及構造ノ大要左ノ如シ

イ、人孔築造

人孔基礎ハ配合一、三、六ノ混凝土ニシテ側体ハ二等品煉瓦ヲ用ヒ瓦型積トシ昇降用足場釘ヲ配設シ縁石ニハ岡崎産花崗石ヲ据付ケ鑄鐵蓋ヲ裝置ス

人孔内法寸法明細書

人孔番號	内徑	口徑	高
甲 一號	四、〇〇	三、〇〇	一、二、四九八
甲 二號	四、〇〇	三、〇〇	一、七、〇〇〇
甲 三號	三、〇〇	三、〇〇	一、三、四六七
甲 四號	三、〇〇	三、〇〇	一、三、三七五
甲 五號	三、〇〇	三、〇〇	一、三、二三一
甲 六號	三、〇〇	三、〇〇	一、三、〇八八
甲 七號	三、〇〇	三、〇〇	一、二、九四四
乙 一號	三、〇〇	三、〇〇	一、〇、七三一
乙 二號	三、〇〇	三、〇〇	一、〇、六三五
乙 三號	三、〇〇	三、〇〇	一、〇、四八七

ロ、排水鐵筋混凝土管

排水管ハ別起案ヲ以テ準備購入セルモノニシテ別紙圖面ノ通り配設シ各人孔ニ連絡布設スルモノニシテ管設接合ニハ配合一、三ノ「モルタル」ヲ詰メ込ミ又塗立テ漏水ヲナカラシムルモノトス而シテ布設延長左ノ通りトス

- 内徑二尺五寸 厚二寸五分 延長九十八間二分
- 内徑二尺 厚一寸八分 延長七百四十二間九分
- 内徑一尺 厚一寸一分 延長十間

但シ右延長ハ人孔ノ部分ヲ除キタルモノナリ

- 三、工事ニ要スル諸材料 豫メ充分數量ヲ準備シ施行上違算ナカラシムルモノトス
- 四、特殊ノ事情ニ依ル必要アリト認めタル時ハ工事主任ニ於テ適當ナル模様替ヲ行フモノトス

材料

- 一、材料ハ凡テ所定寸法量目ヲ有シ其實精良ナルモノヲ使用スルモノトス
- 二、材料検査ハ特ニ規定アルモノノ他ハ工事主任ニ於テ適當ト認めル方法ヲ以テ施行スルモノトス
- 三、煉瓦ハ小石又ハ適當ノ砂ヲ含マス分子緻密ニシテ欠割燒割歪等ノ欠點ナク且同一色合ヲ帶ヒタルモノニシテ互ニ打撃スル時ハ金屬的音響ヲ發シ其ノ吸出量ハ重量六分ノ一以下ノモノトス

乙 四號	一〇、三四四
乙 五號	一〇、二〇〇
乙 六號	一〇、〇五六

- 四、石材ハ岡崎産花崗石ニシテ石質堅硬緻密均一ニシテ裂罅等其瑕疵ナキ良質ノモノトス
- 五、丸鋼線等ノ鐵物ハ其質均一ニシテ疵罅裂等ノ欠點ナキモノトス
- 六、鑄鐵蓋ハ別紙圖面ノ通りニシテ全体同質鑄方完全砂竅罅裂氣泡等ノ欠點ナク表面又平滑ナルモノトス
- 七、諸材料ハ凡テ倉庫若シクハ適當ノ個所ニ區分貯藏シテ、使用、數量及殘量ヲ明瞭ナラシムル様整理ヲナスモノトス
- 八、本仕様書設計書圖面其他ニ關シ疑義ヲ生シタルトキハ工事主任ノ指示ニ據ルモノトス

調整井築造工事仕様書

第一章 總 則

- 一、本工事ハ本仕様書設計書並ニ圖面ニ從ヒ直轄ヲ以テ施行スルモノトス
- 二、施行位置 八名郡下川村牛川淨水場内
- 三、構造及方法
 - 調整井ハ長方形ニシテ其數四個内二個ヲ本工事ニテ築造スルモノナリ而シテ其ノ大サハ長サ十三尺一寸五分巾五尺四寸深サ十二尺二寸ニシテ劃壁ニ依リ二室ニ區分セラレ一ハ量水室他ヲ阻水弁室トナス
 - 側壁及基礎ハ一、二、四、配合ノ鐵筋混凝土造トシ劃壁ハ防水用トシ「アスファルト」工ヲ施シ厚三寸五分ノ鐵鋼混凝土ヲ打設シ防水ヲ完全ナラシム
 - 壁及池底ハ防水「モルタル」工ヲ施シ防水ス

第二章 材 料

- 一、材料ハ總テ當市水道工用材料規格ニ依ル

第三章 施 行

- 一、工事施行ニ當リテハ係員ニ於テ正確ナル測量ヲナシ位置高低等圖面ト差違ナキ様施行スヘシ
- 二、營造物基礎トナルヘキ處ハ草根雜木等ノ腐蝕スヘキ雜物ハ全ク殘留セシメス湧水雨水等ニ對シテハ適當ノ排水方法ニ依リ工事ニ支障ナキ様取計フモノトス
- 三、混凝土工 混凝土ハ容積配合ニシテ機械練リトシ場合ニ依リテハ手練ヲ採用スルモノトス混打用水量ハ係員其ノ都度指示スルモノトス混凝土ハ練上後凝結前ニ使用シ盡クスモノトス混凝土打數日ニ涉ルカ又時日ヲ經過シテ施行スル場合ハ既設部分ヲ搔キ散シ清水ニテ洗滌シタル後「セメント」液又ハ強度ノ「モルタル」ヲ塗抹後打設スルモノトス構造物ハ型枠取除後充分撒水養生ヲナスヘシ
- 四、切石工 石材ノ規定寸法ニ三遍小叩仕上ケ三分目地「モルタル」ヲ以テ据付クルモノトス
- 五、「アスファルト」工 「アスファルト」ハ最初釜ニ入レ良ク煮沸溶解セシメ乾燥セル砂及石粉ヲ混合シ全ク混合シタル後混凝土面ノ掃除ヲナシタル上塗抹スルモノトス
- 六、「アスファルトフェルト」工 最初混凝土面ニ「アスファルト」ヲ塗抹シタル上ニ「アスファルトクロス」ニテ板重ネ二張付ケ厚三分ニ化上クルモノトス
- 七、防水「モルタル」上塗工 配合一、三、防水劑混入「モルタル」ハ厚五分ニ池底面及豎面ニ塗抹スルモノトス
- 八、鐵筋工 鐵筋ハ設計ニ示寸法ノモノトシ接手ハ各直徑ノ三十倍以上ヲ抱キ合セ二十番線ヲ以テ結束スルモノトス

- 九、型枠工 型枠ノ組立据付等ハ正確堅固ヲ期シ又堅枠内面及堰板合端ハ鉋削リトス不陸ヲ去リ漏水セサル様施行スヘシ但シ前面露出セサル混泥土面ノ型枠其他必要ナキ箇所ハ鉋削ヲ省略スル事ヲ得亦型枠内面ニハ必要ニ應シ撤去ヲ容易ナラシムル爲油脂ノ類ヲ塗布セシムルコトアルヘシ
- 十、型枠除去ハ混泥土施行後一週日ヲ經ルヲ要スルモ季節ニ依リテ適當ノ加減ヲナスヘシ除却ノ際ハ直チニ内面ニ附若スル「モルタル」ヲ洗ヒ去リ反覆使用ニ差支ナカラシム
- 十一、各種異形管突縁接合箇所ハ何レモ「コールター」或ハ「ペイント」ヲ塗抹シ然ル後所定ノ「ボールト」ヲ以テ入念ニ締附ケ漏水ナキ様仕上クルモノトス
- 十二、本設計書仕様書圖面其他ニ關シ疑義ヲ生シタルトキハ凡テ當部技師長ノ解釋ニ從フモノトス

配水鐵管布設工事仕様書

- 第一條 工事ハ仕様書設計書及圖面ニ依リ施行スヘシ仕様書ニ明記シアラサルモノ並ニ工事順序方法等ハ係員ノ指揮ニ從フヘシ
- 第二條 工期ハ着手ノ日ヨリ 日トス但シ工事着手ハ契約後下命ノ日ヨリトス
- 第三條 請負人ハ工事着手前工程日割表ヲ提出シ係員ノ承認ヲ受ケタル後該表ニ基キ諸般ノ準備ヲナスヘシ
- 第四條 工事始終時間ハ本市規程ニ據ルト雖モ交通頻繁ナル場所又ハ急ヲ要スル箇所等ハ夜間施行セシムルコトアルヘシ

第五條 本工事ハ鐵管類其他主要材料ノ一部ヲ本市ヨリ交附シ鐵管布設及之ニ伴フ止水弁消火栓等ノ取付並ニ附屬物ノ築造等ヲナスモノトス

第六條 前條工事ノ内鐵管阻水弁及消火栓ノ接合作業ハ本市直備職工ニテ施工シ其他一切ノ工事（土工据付直備職工手傳並ニ附帶ノ雜工事及使用材料運搬等）ハ請負人ノ費用ヲ以テ施行スルモノトス

第七條 設計圖及圖面記載ノ數量寸法ハ仕上ハ量目ナルニ依リ其種損及性質ニ應スル餘裕及手戻等ヲ見込ミタル工費ヲ計上スヘシ

第八條 本工事ノ位置數量ハ設計書及圖面ノ通り豫定スト雖モ在來地上下作物ノ障害ノ都合ニ依リ鐵管類ノ長サ等ニ多少ノ長短又ハ異動ヲ來スコトアルヘシ但シ此ノ場合ニハ内譯累價ニ依リ精算ス

第九條 布設ニ關シ設計書及圖面ニ記載ナキモ請負人ハ護岸溝渠及下水等ヲ横斷スル爲取毀チタル際ハ鐵管布設後直ニ右材料茲ニ補足材料ヲ以テ在來ニ準シ復舊工事ヲ行フヘシ但シ本市ニ於テ設計變更ヲ要スト認メタル場合ハ此限ニ在ラス

第十條 請負人ハ本市直備職工ノ作業ニ不均等ヲ來ササル様注意シ工事ノ手配ヲナスヘシ

第十一條 工事中露出シ又ハ露出セントスル地中埋設物及附近建造物アル時ハ相當ノ豫防ヲナスヘシ万一是等ニ損害ヲ與ヘタル時ハ請負人ハ其責ニ任スヘシ

第十二條 請負人ハ交通保安ニ關シ工事着手前所轄警察署ニ届出テ危險豫防ニ必要ナル設備ヲナスヘシ但シ點燈器及位置等ハ係員ノ指揮ヲ受クヘシ

第十三條 工事中交通ニ不便若クハ危險ヲ及ササル様注意シ家屋ノ出入口及道路横斷箇所ニハ假橋ヲ架設スヘシ

第十四條 請負人ハ監督員並ニ職工詰所用トシテ箱番及「テント」ノ必要アルトキハ適當ノ位置ヲ借地建設シ晝夜責

- 任アル番人ヲ附スヘシ尙工事ノ都合ニ依リ數回移轉セシムルコトアルヘシ
- 第十五條 掘鑿ヨリ生スル殘土ハ係員ノ指示ニ從ヒ交通ニ支障ナキ様集積スヘシ
- 第十六條 工事竣功後ハ係員ノ指示ニ依リ跡片付ヲナスヘシ
- 第十七條 本仕様書 圖面其他工事ニ關シ疑義ヲ生シタル時ハ總テ本市ノ解釋ニ從フヘシ

交 附 材 料

- 第十八條 鐵管、瓣類ハ花田町字絹田本市鐵管試驗場ニ於テ其他ノ材料ハ花田町字東郷（柳生橋市電停留所前）本市倉庫ヨリ運搬スヘシ
- 第十九條 交附材料ノ現場運搬ニ當リテハ其ノ種類數量ニ間違ヲ生セサル様且稽込取卸ノ際毀損亡失等ナキ様注意シ運搬ノ上ハ其ノ都度工事係員ノ點檢ヲ受クヘシ
- 萬一毀損亡失等生セシメタルトキハ請負人ハ其ノ責ニ任スヘシ
- 異形管及弁類、鉛等小形ナルモノハ格納スルヲ以テ錠前アル假小屋ヲ建設スヘシ尙「セメント」麻、「コークス」木炭等ハ床板ヲ地面上五寸以上隔テシメ雨漏濕氣等ノ憂ヒナキ場所ニ貯藏ノ必要アルヲ以テ之カ裝置ヲ施スヘシ
- 第二十條 交附材料ハ本仕様書設計書ニ記載ノ通りナルモ工事ノ都合ニテ増減スルコトアルヘシ依リテ剩餘ヲ來セルモノハ遲滞ナク請負人ノ費用ヲ以テ本市倉庫又ハ試驗場へ運搬スヘシ

請 負 材 料

- 第二十一條 工事ニ要スル材料ハ充分ノ數量ヲ備ヘ施工上支障ナカラシムヘシ
- 尙材料檢査ノ際ハ請負人又ハ代人之ニ立會フヘシ若シ立會ハサルトキハ請負人ハ檢査ニ對シ何等異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

- 第二十二條 道路復舊用砂利ハ係員ノ承認セル地盤平坦ナル場所ヲ選ミ高サ二尺以上ノ方形ニ配立テ檢査ヲ受クヘシ立積ノ算式ハ左記ノ通り

$$V = \frac{h}{6} \left\{ (2a+d)b + (2d+a)b \right\}$$

但 $\begin{cases} a & b & \text{ハ梯立ノ底面} & \text{長及巾} \\ & a & b & \text{ハ 全上面} & \text{全} \\ & h & & \text{ハ 高サトス} \end{cases}$

計算方法ハ總テ小數以下第二位迄求メ四捨五入シテ第一位ニ止ム

- 第二十三條 切込砂利ハ堅實ニシテ一寸目篩ヲ通過シ其ノ割合ハ一ニ對シ砂利〇、七砂〇、三ノモノタルヘシ
- 第二十四條 洗砂利ハ豊川産若クハ之ト同等以上ノ品質ヲ有スルモノニシテ八分平方ノ篩目ヲ通過シ三分平方ノ一ニ止メ大小平等ニ混和シ充分洗滌シタルモノナルヘシ
- 第二十五條 道路用砂利ハ豊川産若クハ同等以上ノ品質ヲ有シ一寸平方ノ篩目ヲ通過シ砂抜キノモノニシテ清淨ノモノタルヘシ
- 第二十六條 洗砂ハ豊川産又ハ之ト同等以上ノ品質ヲ有シ質堅ク稜角ヲ有シ細粗混シ塵埃泥土等ヲ混セサル清淨ノモノタルヘシ
- 第二十七條 栗石ハ徑三寸乃至五寸ノモノニシテ豊川産又ハ同等以上ノ品質ヲ有スル轉石ニシテ土砂其他ニ汚レサルモノタルヘシ
- 第二十八條 花崗石ハ紀州産又ハ之ト同等以上ノ品質ヲ有シ其色澤一樣ニシテ班紋細ク緻密堅靱ニシテ皮目裂目酸化性班點ナク黒雲母長石等ノ組織ハ歲月ヲ經ルモ變色分解等ノ虞ナキ良質ノモノタルヘシ

第二十九條 煉瓦ハ一等品ニシテ狂ヒナク且ツ耐力ニ有害ナル缺點ヲ有セサルモノタルヘシ

機械器具

第三十條 工事ニ要スル機械器具ハ充分ノ數量ヲ備ヘ施工上支障ナカラシムヘシ

機械器具ニシテ本市ニ於テ貸與ノ必要ヲ認メタルモノハ借用證ヲ徴シ貸與スルモノトス但シ請負人ハ機械器具ヲ亡失毀損シタルトキハ修理又ハ辨償スヘシ

土工及鐵管布設

第三十一條 鐵管布設順序ハ低所ヨリ高所ニ向ヒ進行スルモノトス

第三十二條 地中埋設物アル路線ニ對シテハ豫メ試掘ヲナシ係員ノ指示ニ依リ鐵管位置ヲ定ムヘシ

第三十三條 掘鑿ハ即日埋戻ヲ了スル範圍内ニ於テ表土又ハ鋪裝部ヲ取り去リ下層ノ土ト混セサル様區別シ置キ順次所要ノ深サニ掘鑿スルモノトス

第三十四條 鐵管ノ土被ハ國縣道及鐵管內徑四百ミリヨリ五百ミリ迄ハ四尺以上其他ハ總テ三尺以上トス但シ在來地上中工作物障害等ノ都合ニ依リ其ノ深サニ異動ヲ來スコトアルモ實施ニ際シテハ係員ノ指揮ニ從フヘシ

第三十五條 掘鑿巾、繼手掘等ハ鐵管布設土工定規圖ノ如クナルモ實地ニ際シテハ係員ノ指示ニ從フヘシ地盤軟弱ナル時ハ土留工ヲ施シ豫定ヨリ擴大セサル様注意スヘシ湧水或ハ下水ノ浸水等アルトキハ排水ヲ爲シ職工作業上支障ナカラシムヘシ

第三十六條 道路ヲ横斷シ掘鑿スル場合ニハ二部ニ分チ片側ノ掘鑿ヲナシ交通ニ支障ナカラシメタル後他ノ片側ノ掘鑿ヲナスヘシ二部ニ分チ施工シ能ハサル場合ハ夜間交通杜絶シタル後掘鑿ヲナシ日出前ニ復舊スヘシ

第三十七條 鐵管ノ据付ハ鐵管鑄出文字ヲ上向ニシ挿口ヲ承口ニ挿入シ位置ヲ確定シタル後移動ヲ來ササル様胴縮メモノトス

ヲ堅固ニナスヘシ

第三十八條 繼手ハ直備職工ニヨリ承口深ノ約五分ノ二ヲ「マニラ」麻ニテ打固メ「クリツブ」ヲ取附ケ完全ニ溶解スル鉛ヲ注入シ「セツト」ヲ以テ充分締メタル上「コールター」ヲ塗布スルモノトス

第三十九條 阻水弁消火栓等ノ弁類ハ總テ閉鎖シ置クモノトス突縁接合ハ「ゴムパツキング」ヲ用ヒ充分締メ附クルモノトス

尙取附ヲ了セサル繼手ハ木蓋ヲ準備シ孔口ヲ覆ヒ置クヘシ

第四十條 接合ヲ終リ埋戻ヲ施工スルニ當リテハ鐵管兩側及下端共空隙ヲ生セサル様小棒「バンネル」ヲ以テ上部ハ約一尺層毎ニ六貫以上ノ木梢ヲ以テ撞キ固メ埋戻シ路面ニ達スレハ衣土ヲ敷均シ同様撞キ固ムヘシ但シ鐵管上端一尺迄ハ石塊煉瓦層ノ混入セサル様注意スヘシ

第四十一條 布設出來形ハ實測延長ニ依ルモノトス故ニ請負人ハ係員立會ノ上各起終點ニ標杭ヲ設置スヘシ

附屬築造物

第四十二條 阻水弁筐、區測量水器室、消火栓室、水路横斷工等ノ築造ハ圖面ニ倣ヒ築造スルモノトス

第四十三條 石材煉瓦等ハ使用前充分清水ヲ以テ洗滌シ且水分ヲ吸收セシメタル後使用スルモノトス
煉瓦積縁石据付後ハ水洗ヲナシ化粧目地ヲ施スヘシ

第四十四條 室ノ深サハ煉瓦ノ段數ヲ以テ調製シ縁石ハ路面ト同高トナシ固着スル迄葦類ニテ覆ヒ且豫防圍ヲナスヘシ

第四十五條 軌道下布設鐵管ニ對シテハ電氣絶縁用線「テープ」ニ回ヲ卷上ケタル上絶縁「ワニス」ヲ二回塗抹スヘシ

第四十六條 以上各室築造工費ノ精算ハ内譯書ニ據リ難キトキハ各其深交ノ近接セル内譯書ノ金額ヲ支拂フモノトス

分水井築造工事仕様書

總 則

- 一、本工事ハ仕様書設計書並ニ圖面ニ從ヒ直轄ヲ以テ施行スルモノトス
- 二、施行ノ位置ハ名郡下川村大字牛川淨水場内
- 三、構造

分水井ハ長方形ニシテ其ノ大サハ長サ二十八尺幅八尺深サ八尺五寸及長サ四尺幅三尺九寸深サ八尺九寸ノ溢水溜槽ニシテ割壁ニ依リ三室ニ區分セラレ送水場ヨリノ送水水壓ヲ殺滅シ濾過池並ニ唧筒場へ直送ノ設備ヲ施ス基礎側壁割壁ハ一、二、四、配合鐵筋混凝土造トシ側壁及底部ハ全部「アスファルト」工ヲ施シ底部ハ混凝土側壁ハ煉瓦ヲ以テ押トナシ防水ヲ完全ナラシム上部ハ花崗石ヲ以テ化粧シ縞鋼板ヲ以テ蓋トナス

材 料

- 一、使用材料ハ總テ當市水道工用材料規格ニ依ル

施 行

- 一、工事施行ニ當リテハ係員ニ於テ正確ナル測量ヲナシ位置高低等圖面ト差異ナキ様施行スヘシ
- 二、營造物基礎トナルヘニ處ハ草根雜木等ノ腐蝕スヘキ雜物ハ全ク殘留セシメス湧水雨水等ニ對シテハ適當ノ排水方

法ニ依リ工事ニ支障ナキ様取計ヲフモノトス

- 三、混凝土ハ容積配合ニシテ機械練トシ場合ニ依リテハ手練ヲ採用スルモノトス

混打用水量ハ係員其ノ都度指示スルモノトス混凝土ハ練上後凝結前ニ使用シ盡スモノトス

混凝土打設數日ニ涉ルカ又時日ヲ經過シテ施行スル場合ハ既設ノ部分ヲ搔キ散ラシ清水ニテ洗滌シタル後「セメント」液又ハ強度ノ「モルタル」ヲ塗抹後打設スルモノトス

構造物ハ型枠取除後充分撒水養生ヲナスヘシ

- 四、切石ノ石材ハ規定ノ寸法ニ三遍小叩仕上ケ三分目地「モルタル」ヲ以テ据附クルモノトス

- 五、「アスファルト」工 「アスファルト」ハ最初釜ニ入レ良ク煮沸溶解セシメ乾燥セル砂及石粉ヲ混合シ全ク混合シタル後混凝土面ノ掃除ヲナシタル上塗抹スルモノトス

- 六、「アスファルトフェルト」最初混凝土面ニ「アスファルト」ヲ塗抹シタル上ニ「アスファルトクロス」二枚ヲ重ネ張附ケ厚三分ニ仕上クルモノトス

- 七、防水「モルタル」上塗工 配合一三防水劑混入「モルタル」ハ厚五分ニ地底面及豎壁面ニ塗抹スルモノトス

- 八、鐵筋工鐵筋ハ設計ニ示ス寸法ノモノトシ接手ハ各直徑三十倍以上ヲ抱キ合ハセ二十番線ヲ以テ結束スルモノトス
- 九、型枠工 型枠ノ組立据付等ハ正確堅固ヲ期シ又豎枠内面及堰板合端ハ鉋削トス不陸ヲ去リ漏水セサル様施行スヘシ但シ外面露出セサル混凝土面ノ型枠其ノ他必要ナキ箇所ハ鉋削ヲ省略スルコトヲ得亦型枠内面ニハ必要ニ應シ型

- 枠撤去ヲ容易ナラシムルタメ油脂ノ類ヲ塗布セシムル事アルヘシ
- 十、型枠除去ハ混凝土施行後一週日ヲ經ルヲ要スルモ季節ニ依リテ適當ノ加減ヲナスヘシ除去ノ際ハ直チニ内面ニ附

着スルモルタルヲ洗ヒ去リ反覆使用ニ差支ナカラシム

- 十一、各種異形管 突縁接合ケ所ハ何レモ「コールタル」或ハ「ペンキ」ヲ塗抹シ然ル後所定ノ「ボルト」ヲ以テ入念ニ締メ附ケ漏水ナキ様仕上クルモノトス
- 十二、煉瓦工 煉瓦ハ充分清水中ニ濕シヨク洗滌ヲナシ接合部ハ空隙ナキ様積上クルモノトス
- 十三、本設計書、仕様書、圖面、其他ニ關シ疑義ヲ生シタルトキハ凡テ當部技師長ノ解釋ニ從フモノトス

仕様書中掲載せざるもの

- 一、鑄鐵製ローラー及支臺購買仕様書
- 一、運搬車々體購買仕様書
- 一、十二封度軌條及附屬品購買仕様書
- 一、廻轉式鍋型運搬車購買仕様書
- 一、クリンプ形鐵鋼購買仕様書
- 一、ロードローラー附屬品媒介又購買仕様書
- 一、形鋼購買仕様書
- 一、阻水弁及消火栓「スピンドル」購買仕様書
- 一、阻水弁開閉臺購買仕様書
- 一、換氣金物購買仕様書
- 一、調整井鐵蓋購買仕様書
- 一、變壓機購買仕様書
- 一、異形管試驗機附屬金具購入仕様書
- 一、十二封度用分岐線購買仕様書
- 一、運搬用車輪及軸承購買仕様書
- 一、人孔用緣石仕様書
- 一、鋼丸棒購買仕様書
- 一、分水井鐵蓋購買仕様書
- 一、ベンチユリーメーターチューブ室及阻水弁室鑄鐵蓋購買仕様書
- 一、調整井用量水立管及附屬開閉器購買仕様書
- 一、公設共用栓購買仕様書

- 一、阻水弁開閉器購買仕様書
- 一、鑄鐵管購入仕様書
- 一、丹礬注入濟電柱仕様書
- 一、淨水場及給水場排水管購買仕様書
- 一、花崗石仕様書
- 一、アスファルト購入仕様書
- 一、鐵管試驗場周圍鐵條柵並通用門築造工事仕様書
- 一、淨水場内濾過池堀鑿並ニ土塙築造工事仕様書
- 一、水道事務所電燈配線工事仕様書
- 一、捲揚機械並ニ唧筒基礎工事仕様書
- 一、送水場外周側溝付混凝土擁護壁築造並一部排水設備工事仕様書
- 一、消火栓室内鐵蓋製作仕様書
- 一、鐵筋購買仕様書
- 一、鐵筋コンクリート土管購入仕様書
- 一、鐵桁及鑄鐵蓋仕様書
- 一、階段購買仕様書
- 一、水道鐵管試驗場並ニ置場敷地々盛工事仕様書
- 一、鐵筋混凝土管製造工事仕様書
- 一、鐵管試驗機基礎及排水工事仕様書
- 一、柳生橋用地雨水排水其他工事仕様書
- 一、豊橋市臨時水道部私設電話工事仕様書
- 一、阻水弁管製作仕様書

第三節 工事變更

實施設計に基き工事費内譯書に明記せし如く、着々工事の進捗を見たるも、時に中途必要を生じたる爲め、設計變更の件、内務大臣若くは縣知事に申請して夫々認可を受

け、工事變更したるもの左の如し。

設計變更一覽増減對照表

種目	元設計額	變更設計額	増	減	摘要
土工費 送水場	四二、九九七	四二、九九七	五、五九三		
送水場土塙築造費	二一、九三二	二七、五二五	四、七五六		
田川橋架設費	—	四、七五六	四、七五六		
淨水場築造費	—	二四、一四〇	二四、一四〇		
接合池築造費	—	一三、九五三	一、八六九		
唧筒場土工費	一一、〇八四	一三、九五三	一、八六九		
分水井築造費	二、五九三	四、二四四	一、六五一		
自瀘過池至唧筒室	六、三九七	一六、七一五	一〇、三一八		
送水場至配水管及弁並布設費	一、二〇、四八〇	一、一六三、五三〇	四三、〇五〇		
淨水場唧筒場費	二二、六九四	二九、三四〇	六、六四六		
送水場唧筒場費	二七、二四四	三三、一四〇	五、八九六		
豊川鐵管橋費	二三、二八六	四四、四二五	二一、一三九		鐵管費ヨリ流用
下地町内配水管及弁並布設費	二九、六三二	一九、六三二			
計	一、三〇九、三三九	一、四三四、三九七	一二五、〇五八		増額ハ豫備費ヨリ流用スルモノトス

配水管及弁並布設費工事變更

給水工事施工ニ當リ電車軌道ノ布設セル道路ハ右軌道ヲ横斷セサルヘカラス然ルニ右工事中電車ヲシテ再三停車セシムルノ不便アルノミナラス維持ニ於テモ不便ナルヲ以テ軌道ノ兩側ニ給水管ノ増設ヲナサントスルニアリ

一金壹百拾六萬參千五百參拾圓
一金壹百拾八萬四千五百七拾參圓貳拾錢八厘

設計額
變更設計額

豊川鐵管橋設計變更

豊橋市ト下地町ノ中間ヲ流ルル豊川ニハ鐵管專用橋トシテ長百六十呎「ワローレン」式「トラス」三連ヲ架設スル豫定ナリシモ徑間百六十呎ナルヲ以テ「ワローレン」「トラス」ヨリ堅牢ナル「ブラット」「トラス」ニ變更スル事トセリ從テ其費用ノ増額ハ鐵管費ヨリ流用スルモノトス 鐵管ノ設計總噸數ハ合計約六千噸ニシテ豫算ハ一噸百十圓ナルモ實際購入ニ際シ一噸百二圓以下ニテ購入セルヲ以テ四萬八千圓以上ノ殘金ヲ生シタリ依ツテ此レヲ流用スルモノトス

○送水場土工費變更

盛土ノ増加額ハ土地買収ニ當リ分筆ヲ以テ買収スル能ハス全筆ヲ買収セサルヘカラサル土地アリシヲ以テ市ハ買収區域ヲ有効ナラシムル爲メ買収全區域ヲ盛土スルコトトセリ(反別ニ變更ナシ)排水管ハ以前内徑二尺五寸ノ鐵筋混凝土管ナリシモ遊水地帯堤防附近ノ水ヲシテ迅速ニ配水セシメンガ爲メ断面ヲ増加セリ 唧筒場ハ前設計ニ於テ模型ポンプ使用ノ豫定ナリシモ堅型ポンプヲ使用スルハ最モ安全ナリト認メ堅形ヲ使用スルコトトセルヲ以テ唧筒場ノ構造モ從ツテ變更セリ

○送水場土塙築造費設計變更

前設計ニ於テハ土牆法面防護ノ爲メ厚三寸ノ混凝土ヲ施工スルコトトセシモ盛土陷落ノ際混凝土毀裂ノ恐アルヲ以テ張芝ニ變更セリ
尙土牆腰混凝土壁ハ計算ノ結果斷面個所ヲ圖ノ如ク變化セリ (圖省略)

○神田川橋新設

送水線路内下川村字下野及川田間ヲ流ルル神田川ハ前設計ニ於テハ架橋セサル豫定ナリシモ鐵管路巡視其他道路上不便ナルヲ以テ本橋ヲ架設スルコトトセリ

○淨水場接合池新設

淨水場唧筒ノ能率ヲシテ有効ナラシムル爲メ内法巾五十五尺横四十四尺水深有効九尺ノ鐵筋混凝土接合池ヲ増設スルコトトセリ

○淨水場唧筒場土工費變更設計

右ハ前設計ニ於テ床面ハ「モルタル」仕上ナリシモ床面ヲ損障スル恐アルヲ以テ今回「タイル」張ト變更セリ

○淨水場分水井築造設計變更

前設計ハ鐵筋混凝土構リ圓形ナリシモ全鐵筋混凝土構リ角形トシ量水「ノツチ」二個ヲ設置シ餘水量及使用水量ヲ計量スルコトトセリ

○濾過池ヨリ唧筒室ニ至ル送水鐵管變更設計

右ハ接合池新設ニ依リ鐵管ヲ延長シ同時ニ水量ヲ計ラン爲メ變更セリ

尙前設計ニ於テ十八吋管ハ低壓管ヲ使用スル豫定ナリシモ購入ニ際シ市内配水管ニモ同徑ノ普通壓管ヲ購入セントスルヲ以テ低壓管ト混同スル恐アリ依テ全部普通壓管ヲ購入シテ本個所ヘモ使用スルコトトセリ

○配水管及弁並布設費設計變更

公道ニ屬スル給水工事ハ市ガ負擔スヘキモノナルヲ以テ本設計ニ於テ昭和四年度分ニ屬スル給水豫定戸數四、八四七戸ノ内一、九一〇戸ハ共同栓ヲ使用スルモノト見込ミ残り二、九七三戸ニ對スル公道敷設ヲ見込ミタリ

○唧筒馬力變更

前計畫ニ於テハ淨水場唧筒ハ一台ニ付水量毎秒一八五立方呎全揚程九十六尺ニ對シ効率七〇%ノ推定ノ下ニテ二八、五馬力ヲ要シ之ニ多少ノ餘裕ヲ見込ミ三十五馬力電動機ト定メ送水場唧筒ハ一臺ノ容量即チ水量毎秒二、二二立方呎全揚程百十尺ニ對シ同効率ノ下ニ所要馬力四十ヲ要スル爲メ電動機ハ四十五馬力ノ豫定ナリシモ機械及鐵管内ノ損失、水頭凡テヲ計算スルトキハ淨水場唧筒揚程ハ百六尺送水唧筒揚程ハ百十八尺トナリ各揚程ニ於テ約一割ノ増加ヲ來シ之ガ爲メ直結スヘキ電動機ノ馬力數ハ夫々五馬力ヲ増シ送水唧筒ニハ五十馬力淨水場唧筒ニハ四十馬力ノ電動機ヲ使用スルコトニ變更セリ

水源地对岸護岸工事設計變更

水源地对岸護岸工事設計中法面ハ鐵筋入り混凝土施工ナリシモ右ハ法面ノ不定沈下ニ依リ法面ニ龜裂ヲ生シ洪水時ニハ其ノケ所ヨリ法面裏ヲ洗ヒ去ラルル懼レアルヲ以テ法面ヲ石張ニ變更スルモノトス

一金壹萬四千五百貳拾六圓也	元	設計	額
長百間法リ一割五分法長延長平均六間	變更	設計	額
對岸延長二百二十間法リ一割左岸延長五十間法リ一割	元	設計	工事要項
			外根堅工共變更設計工事要項

第四節 雜 工 事

- 一、電話 架 設
- 二、電 燈 設 備
- 三、動力配線工事
- 四、道 路 築 造
- 五、道 路 修 繕
- 六、橋 梁 架 設
- 七、境界標石埋設

一、電話架設 本工事は、左記事務所相互の連絡を計る爲めの豊橋市臨時水道部私設専用電話の架設工事にして、線路は二線式とす。

豊橋市花田町絹田七九ノ三

水道部鐵管試驗場事務所

全 市西八町三五ノ四三五合筆地

豊橋市臨時水道部

八名郡下川村大字西下條三ノ下六番地

送 水 場 事 務 所

全 郡全 村大字牛川字小鷹野三ノ一

淨 水 場 事 務 所

全 郡石巻村大字多米字蟬川三三ノ三ノ一

給 水 場 事 務 所

線路延長四千六百十三間八分にして、内九十一間は地中埋設線、四千五百二十二間八分は架空線なり。架空線はBS十二番裸硬銅線を使用し、地中埋設線はBS十二番高等絶線鉛被線を使用す。但し架空線中、自第四十一號柱至第四十三號柱延長四十一間五分、及自第五十號柱至第五十二號柱亘長二十一間、計亘長六十二間五分は被覆高等絶線を使用す。

昭和二年八月十一日工事設計起案提出、全九月二十七日請負を以て起工し、全年十二月十八日線路中の一部分工事法變更の必要生じたる爲之が設計變更書提出、全年十二月二十一日竣工。(電話架設申請手續別項参照)

精算額 四、參四參、五參

二、電燈設備 本工事は左の三なり。

(一) 鐵管試驗場附屬事務所電燈新設工事

メートル燈室内六個、定額外燈門側一個、配線其他點燈迄の工事一式。

精算額 貳壹、〇〇

(二) 水道事務所電燈工事

普通燈十九個、常夜燈四個、内門燈二個は黑色錆色付ブラケットを附し、其他はコード金屬製ブラケットを用ふ。精算額 參參六、九五

(三) 送水場構内電燈設備工事

送水場内照明の爲構内四隅に電燈を設く。基礎はコンクリート造にして深さ三尺幅二尺四方とす。該基礎に高さ十五尺の鑄鐵製ポールをポルト締取付け。ポールはベッキ塗仕上とす。ポールの上部には乳白色硝子製グローブ及回轉自在投光式ヘッド

を設け、各二百燭光の電球を附す。精算額 壹、〇九四_円、〇〇

三、動力配線工事 左記の三種

(一) 送水場内工事用電動力線架設工事

本工事に於て東邦電力株式會社が施行する送電工事は、電力供給契約書により責任分界點に於て止るを以て、同責任分界點より電動機据付個所迄の架線工事は市に於て施行する必要あり。變壓器棚九尺角のもの一ヶ所、引込柱一ヶ所を建設し、之に三十キロ變壓器五臺に接続し得る架設をなし、尙低壓電流を五臺の電動機に引込み接続する所要架設工事をなす。精算額 五八五_円、〇〇

(二) 淨水場工事用電動力線架設工事

淨水場内電力供給責任分界點より場内ミキサ一排水唧筒及場外工事用場内唧筒用電動機に至る配線工事にして、精算額 四參貳_円、六〇

(三) 給水場工事用電動力線架設工事

電力供給責任分界點より電動機に至る配線工事にして、精算額 貳貳八_円、四〇

四、道路築造 専用道路二線を造る、左の如し。

(一) 送水本管線路専用道路

送水場と淨水場間は千九百八十九間あり、その間に於て、詳しくは、送水本管中心線自二十七間三分至二百五十間三分、及び自五百八間六分至六百九十間、合計延長四百四間四分水道専用道路として築造す。在來の田畑山林千五百七十二坪を買収して之に二間幅の道路を築造し以て材料運搬水道監視等に便ならしむ。而して此道路を横斷せる川用水路等には夫々橋梁架設、カルバート築造土管布設等施行し舊來の道路と完全に連絡せり。又此道路築造の結果、附隨工事として、土管布設十二ヶ所、カルバート築造及橋梁等二十一坪並に舊來の道路に於て水管橋一ヶ所架設す

工費精算額 參、四壹〇_円、〇〇

(二) 自給水場至市道専用道路

本路線は給水場より市道第三十八號東田岩崎線に至る延長千七百五十九尺、幅員十二尺路面勾配最大五分ノ一の道路にして、切取法延長八百五十六尺四寸、幅一尺、壁厚五寸の混凝土造側溝を築造せり。又市道第三十九號東田旭町線との交點には、市道に沿ひ幅二尺深一尺厚八寸延長十八尺の側溝を築造して花崗岩縁石を据付け縞鋼板を以て蓋を施す。盛土及切取法面には張芝を施して法面を保護し、路面は川砂利二寸に敷均して築造せり。工費精算額 四、壹八〇_円、〇〇

五、道路修繕 見るべきものは次の二なり。

(一) 鐵管試驗場入口道路修繕工事

道幅に炭殻を入れ現在地盤より中央にて一尺五寸高の蒲鉾形に盛り、大蛸四人掛にて充分に突固め水排け宜しき様施行す。但し炭殻の厚さ一尺を七寸迄突固めしものなり。精算額 八五^円、〇〇

(二) 淨水場並給水場工事用砂利運搬に關する道路修繕工事

自八名郡下川村大字牛川字南郷至全郡全村大字牛川字小鷹野延長一千間の道路修繕にして、之に要する土量は淨水場内排水設備工事より生ずる殘土を充用し、工事は直營にて施行す。精算額 六九^円、一九

六、橋梁架設 左の四橋梁架設工事をなせり。

(一) 神田川橋架設工事

八名郡下川村大字西下條字下野地先専用道路と神田川との交叉點に架設せり。その構造の概要は、有効徑間二十二尺有効幅十一尺を有する三連上路梁桁橋にして、橋臺は混凝土造、橋脚二ヶ所梁間四通、床板並高欄は凡て鐵筋混凝土造にて高欄は人造花崗石洗出し兩端親柱は花崗石なり。

工費精算額 四、貳七^円、參〇

(二) 蟬川鐵橋架設工事

専用道路が蟬川を横斷する個所に架設せり。専用道路と相關聯するが故に請負を以て施行し、純徑間三十尺有効幅員十二尺、兩端橋臺は混凝土造、中心距離四尺、桁幅一尺高十二尺、床板厚六寸の鐵筋混凝土造にて、橋面には厚五寸に土砂を盛り、川砂利厚二寸に敷均せり。工費精算額 貳、六九^円、〇〇

(三) 宮下橋水管橋架設工事

牟呂用水路上を送水本管(内徑五百ミリの横斷する爲、在來の宮下橋と並行して土形鋼十二吋メ六吋長二十八尺六寸の主桁二本を幅三呎に架設し、別工事にて架渡したる鐵管を檜材を以て巻立て其内部に鐵管防護材を填充し、防寒防腐の用となす。橋臺及基礎は混凝土造なり。工費精算額 壹、四〇^円、七^角、壹〇

(四) 大井川橋架設工事

八名郡下川村大字西下條字埴下地内豐橋市水道送水本管線路と大井川と交叉する所に架せるが、此の交叉角四十五度なるに依り地形に應じて四十五度の斜橋とす。純徑間三十二尺有効幅十二尺丁狀單桁鐵筋混凝土橋にして、桁四通の内二本耳桁は高

欄を以て代用せり。工費精算額 貳、壹參六、四六
七境界標石埋設 左の境界標石埋設工事をなす。

(一) 送水場境界標石埋設工事 送水場及送水線路専用道路と私有地との境界を確保する爲、下川村大字西下條字水

神及全村大字牛川西側地内に於て境界標石七十九個を埋設す。

工費精算額 壹〇貳、四貳

(二) 淨水場並給水場境界標石埋設工事

淨水場周圍に於て三ヶ所排水管线路に於て二ヶ所、淨水場正門前三ヶ所、自淨水場至給水場専用道路にて二ヶ所、自給水場至市道専用道路にて十ヶ所、計二十ヶ所に於て花崗石境界標石を埋設し、全しく鐵筋混凝土境界標石を、排水管线路に八ヶ所、淨水場正門前に二ヶ所、給水場周圍に於て五十五ヶ所、自淨水場至給水場専用道路にて六ヶ所、自給水場至市道専用道路にて六ヶ所、計七十七ヶ所に埋設せり。

工費精算額 貳四參、五〇

電話施設申請手續

昭和二年五月十八日 遞信大臣に宛て水道用私設電話施設認可願を提出す。

全 年六月九日 私設電話施設の件許可の旨名古屋遞信局長の通牒に接す。

全 年八月九日 工事成期期限延期の儀に付申請す。

全 年八月十六日 右期限變更の件許可の通牒あり。

全 年八月十九日 私設電話線路設計變更願を提出す。

全 年八月廿九日 右變更の件許可の通牒あり。

全 年九月十五日 配水鐵管布設事務所新設に伴ひ私設電話變更の件に付遞信大臣に出願す。

全 年九月廿二日 右變更の件許可の通牒あり。

全 年二月廿九日 名古屋遞信局より私設電話落成届出の件に付照會あり。

全 年三月八日付 工事竣功報告をなし。

全 年全月九日 私設電話落成の届出をなせり。

左に申請書類、通牒等を順次載せて参考に供す。

水道用私設電話施設許可願

今般當市ニ於テ水道事業經營ニ付、當市役所及當市鐵管試驗場事務所、送水場水源事務所、淨水場事務所、給水場事務所、等ヲ連絡通信シ得ラルヘキ私設電話

ヲ開設致度候間御許可相成度別紙圖面其ノ他關係書類相添へ此段奉願候也

昭和二年五月十八日

豐橋市長 田 部 井 勝 藏

遞信大臣 望月圭介殿

添 付 書 類

一、私設電信規則第五條事項書

一、工事 方法書

一、水道布設工事施行認可書寫

一、平 面 圖

一、回 線 圖

私設電信規則第五條事項書

一、施設ヲ必要トスル事由

送水ノ完全ヲ期スルタメ迅速ナル通信機關ノ設備ヲ必要トス

二、電信又ハ電話ノ別及其ノ回線

(イ) 種 別 電 話

(ロ) 回 線 一 回 線

三、機械設置ノ場所及線路經過地名

(イ) 機械設置ノ場所

豐橋市花田町字絹田七九ノ三番地

全 市西八町三五ノ四三五六合筆地

八名郡下川村大字西下條字三ノ下六番地

全 郡全 村大字井川字小鷹野三ノ一番地

全 郡石卷村大字多米字蟬川三三ノ三ノ一番地

(ロ) 線路經過地名

別紙圖面ニ記載ノ通り

四、落成 期 限

御許可ノ日ヨリ六十日間

豐橋市水道部鐵管試驗場事務所

豐 橋 市 水 道 部

豐橋市水道部送水場水源事務所

豐橋市水道部淨水場事務所

豐橋市水道部給水場事務所

工 事 方 法 書

一、線 路

イ 架 空 線 路

ロ 地 下 埋 設 線 路

(イ) 架 空 線 路

線路ノ障害物ナキ個所ハ末口四寸長サ二十二尺ノ杉電柱ニ角二寸長サ二尺ノ棒腕木ヲ徑五分「ボールト」ヲ以テ
取付ケ既設電線路ニ接近スルカ如キ個所又ハ他線路ヲ横斷スル場合ハ二尺以上ノ間階ヲ保タシムルタメ末口四寸
長サ二十四尺又ハ末口四寸五分長サ二十八尺ノ杉電柱ヲ用ヒ角二寸長サ二尺五寸又ハ角三寸長サ三尺ノ棒腕木ヲ

長サ二尺五寸ノ「アームタイ」ヲ以テ片腕木トシ徑五分「ボルト」ヲ以テ取付ケ樹立シ電話用中形二重磚子又取付ケBS十二番裸硬銅線二條ヲ架設ス

尙誘導作用ヲ防止スルタメ電柱五本乃至十本毎ニ線路ヲ交叉セシムルモノトス

(ロ) 地下埋設線路

第十九號柱ヨリ第二十號柱ニ至ル亘長十六間ハ道路線ニ準應スル架空線路ノ工事至難ナルヲ以テ此ノ區間ヲ地下埋設線トセリ

第十九號柱架空線引止メノ線端ニ十二番高等絶緣鉛被線ヲ接續シ之ヲ腕木下二尺ノ個所ヨリ地下埋設用肉徑一吋ノ瓦斯鐵管中ニ引入レ電柱ニ添ツテ地下四尺ニ至リ全管繼用手「エルボン」ヲ以テ地中管ト接合シ直線部繼手ニハ並形「ソケット」及「ユニオン」三ヶヲ用ヒ故障ノ際ニ於ケル管ノ取外シニ便セリ

第二十號柱ニ於ケル引出口及架空線トノ接續方法ハ第十九號柱ニ於ケル工法ニ準スルモノトス

二、電 話 機

電話機ハ「デルウエル」電話機ニシテ總敷五個ヲ据付ケ之ヲ一回線中ニ納ム各電話機毎ニ地氣線ヲ設ケ十二號型保安機ヲ以テ保安裝置ヲ施スモノトス

三、水道布設工事施行認可書ノ寫

別紙ノ通

四、平 面 圖

別紙ノ通

別紙ノ通

名監電第二二九七七號通牒

昭和二年六月九日

豊橋市御中

名古屋逓信局長 野 本 正 一

昭和二年五月十八日附出願私設電話施設ノ件逓信大臣ニ於テ左記命令ヲ以テ許可セラレタリ

記

第一條 許可ノ有効期間ハ許可狀下附ノ日ヨリ五年トス

但期間滿了ノ日ヨリ六ヶ月前ニ期間ノ伸長ヲ出願スルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 逓信大臣ハ私設電話ノ全部若クハ一部ヲ政府ノ經營ニ係ル電話ニ變更セシムルヲ適當ト認ムルトキ又ハ公益

上必要ト認ムルトキハ許可ノ全部若クハ一部ヲ取消スコトアルヘシ

前項ニ依リ許可ヲ取消ス場合ニハ許可ノ失効トナルヘキ日ヨリ三ヶ月前其旨私設者ニ通知ス

第三條 前條第一項ノ場合ニ於テハ既設ノ電話工作物ヲ以テ政府ノ經營ニ係ル電話ニ供用セシムルコトアルヘシ

第四條 逓信大臣ハ他ノ電信電話ノ施設者カ其ノ線路ヲ施設スルニ當リ公益上必要ト認ムルトキハ私設者ニ屬スル電

話線路ノ供用ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於ケル共用ノ條件ハ當事者協議ノ上之ヲ定メ若クハ協議調ハサルトキハ逓信大臣之ヲ定ム

第五條 本命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ因リ私設者ニ於テ履行スヘキ義務ノ爲ニ生スル費用ハ總テ私設者ノ負担

トス

本命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ因リ私設者ニ於テ損害ヲ受クルコトアルモ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第六條 逓信大臣ハ公益上必要ト認ムルトキハコノ命令書ノ條項ヲ増減變更スルコトアルヘシ

昭和二年八月九日
逓信大臣 望 月 圭 介 殿

豊橋市長 田部 井 勝 藏

工事落成期限ノ儀ニ付申請

名監電第二二九七七號ヲ以テ御許可相成候當市水道用私設電話施設工事落成期限ハ本月九日ニ相成居候處電柱建設ニ要スル國縣道占用ノ儀ニ付官廳ニ對シ手續中ノ處未タ許可不相成モノモ有之候爲着手致シ兼候ニ付工事落成期限ヲ更ニ六十日追加延期ノ儀御許可被下度此段及申請候也

名監電第三二五三五號通牒

昭和二年八月十六日

豊橋市長 殿

名古屋逓信局長 野 本 正 一

昭和二年八月九日付出願私設電話工事落成期限變更工事落成期限ノ件逓信大臣ニ於テ許可セラレタリ

昭和二年八月十九日

逓信大臣 望 月 圭 介 殿

豊橋市長 田部 井 勝 藏

私設電話線精設計變更願

昭和二年六月九日付名監電第二二九七七號ヲ以テ御許可相成候私設電話施設ニ係ル經過線路中陸軍省用地及八名郡下川村管理地域ノ一部ハ線路經過地及架空線路ヲ地下埋設線路ニ變更ノ上夫々御承認相成候ニ付テハ別紙圖書ノ通り特別ノ御詮議ヲ以テ變更ノ儀御許可相成度此段及御願候也

設 計 變 更 書

一、變更線路經過地名

別紙圖書記載ノ通り

一、線 路

架空線路ノ一部ヲ地下埋設線路ニ變更スルモノトス詳細左記事由書ノ通り

變更ノ事由

當市水道用私設専用電話線路中陸軍省管轄地域歩兵第十八聯隊練兵場ノ東端ヲ通過スル架空線路(自第五三號柱至第六二號柱間)延長二百二十間五分ハ全省ニ於テ將來練兵場ノ擴張計畫アルタメ圖示第一點ヲ通過セシメ又全省所管地域下川村大字牛川地内牛川射の場ヲ横斷スル架空線路(自第十六號柱至第十九號柱間)亘長七十五間ハ遠距離射の際障礙トナルヲ以テ之ヲ地下埋設線ニ變更(圖示第二點)ノ上許可アリタルニヨルモノニシテ又下川村ノ管理ニ係ル全村牛川地内朝倉川右岸道路ニ沿フ架空線路(自第六十三號柱至第七十五號柱間)亘長三百十七間三分(圖示第三點)ハ河川法ニ依リ電柱建設ノ儀承認相成難キヲ以テ之カ線路ヲ當市飽海地内ヲ通スル市道ニ變更スルモノナリ

名監電第三四〇九四號

通牒昭和二年八月二十九日

豊橋市長 殿

名古屋逓信局長 野 本 正 一

昭和二年八月十九日附出願私設電話變更ノ件逓信大臣ニ於テ許可セラレタリ

昭和二年六月九日付名監電第二二九七七號ヲ以テ御許可相成候當市水道事業用私設電話ハ豊橋市役所内水道部外四ヶ所ニ相成居候處右五ヶ所ノ外今般市内配水鐵管布設事務所ヲ新設シ總テ鐵管布設ニ關スル工事々務ヲ取扱フ事ニ相成候ニ附テハ該事務所ハ上水道事業經營上至大ノ責務ヲ有スル個所ニシテ過般御許可ニ係ル個所ト相連絡シ送水上ノ安全ヲ期センカ爲メ今般右ニ供フ線路ノ延長並ニ機械壹個増設致度候間御許可相成度別紙圖面其ノ他關係書類相添ヘ此段願奉候也

昭和二年九月十五日

豊橋市長 田部 井勝藏

逕信大臣 望月 圭介殿

添付書類

- 一、私設電信規則第五條事項書
- 一、工事方法書
- 一、水道布設工事施工認可書寫
- 一、道路平面圖
- 一、回路線圖

名監電第三七九八五號通牒

昭和二年九月二十二日

名古屋逕信局長 野 本 正 一

豊橋市長 殿

昭和二年九月十五日附出願私設電話變更ノ件逕信大臣ニ於テ許可セラレタリ

名監電第六五八四號

昭和三年二月二十九日

名古屋逕信局

豊橋市長 殿

私設電話落成届出ノ件

名監電第三四〇九四號(昭和二年八月二十九日)許可
三七九八五號(昭和二年九月二十二日)

本件施設工事ハ既ニ落成シタル儀ト認メラル、トモ于今其ノ届出無之處理上支障不尠ニ付私設電信規則第七條ニ依リ至急相當取運ト共ニ之カ手續ヲ怠リシ事由別紙ヲ以テ開申相成度候
追テ許可ヲ受ケタル期限内ニ竣工セサリシ義ナラハ全規則第六條ニ依リ其ノ理由ヲ詳具シ落成期限變更方速ニ出願(本手續遅延理由ヲモ詳記スルヲ要ス)相成度候

私設電話工事竣工報告

一、工事落成年月日 昭和二年十一月二十日

二、工事設計

一、機械ノ種別及個數

(イ) 機械ノ種別 壁懸用「テルウエル」電話機

(ロ) 個數 六 個

二、線路ノ亘長 メートル 一〇、一三六、七二

に便宜上人件に關する訓令を列舉せん。(物件關係の訓介は第二節に掲ぐ)

豊橋市臨時水道部處務規定	昭和二年三月十八日	訓令第三號
豊橋市臨時水道部工事區試験場處務細則	昭和二年六月三十日	訓令第八號
臨時水道部現業吏員勤務心得	全 年全月全 日	訓令第一一號
臨時水道部吏員宿直心得	全 年全月全 日	訓令第一二號
臨時水道部被服其他給與及貸與規程	全 年全月全 日	訓令第一〇號
臨時水道部備人規程	全 年全月全 日	訓令第七號
臨時水道部供給職工人夫使役手續	全 年全月全 日	訓令第一四號
物品出納規程	全 二年六月二十三日	訓令第九號
物品購買手續	全 年全月全 日	訓令第一三號

豊橋市臨時水道部處務規定

昭和二年三月十八日 訓令第三號
 昭和二年六月七日 訓令第六號
 昭和二年九月一日 訓令第一九號
 昭和二年九月十日 訓令第二〇號改正

第一條 水道布設ノ爲メ本市ニ臨時水道部ヲ置ク

第二條 臨時水道部ニ左ノ課、係ヲ置ク

- 庶務課
- 庶務係
- 會計係
- 工務課
- 工務係
- 經理係

第三條 課及係ノ分掌事項ヲ定ムルコト左ノ如シ

庶務課

庶務係

- 一 職員以下ノ進退ニ關スル事項
 - 一 文書ノ收受發送ニ關スル事項
 - 一 諸規程ニ關スル事項
 - 一 印章保管ニ關スル事項
 - 一 會議ニ關スル事項
 - 一 歳入歳出豫算ニ關スル事項
 - 一 收支命令ニ關スル事項
 - 一 宿直及日誌ニ關スル事項
 - 一 給水ニ關スル事項
 - 一 公債ニ關スル事項
 - 一 水道誌ノ編纂ニ關スル事項
 - 一 統計其他諸報告ニ關スル事項
 - 一 前各號ノ外他ノ課、係ニ屬セザル事項
- 會計係
- 一 收入支出ニ關スル事項

- 一 物品ノ購入並修繕ニ關スル事項
- 一 物品ノ出納並不用品ノ處分ニ關スル事項
- 一 歳入歳出決算ニ關スル事項
- 一 借入金及償還ニ關スル事項
- 一 保證金ニ關スル事項
- 一 金券有價證券及印紙切手類ノ出納保管ニ關スル事項
- 一 前各號ノ外調度會計ニ關スル事項

工務課

工務係

- 一 工事ノ設計實施並監督ニ關スル事項
- 一 工所用材料ノ試験及検査ニ關スル事項
- 一 既成工作物ノ維持及管理ニ關スル事項
- 一 水源地送水場淨水場給水場等ノ取締ニ關スル事項
- 一 淨水送水及水栓水糞ニ關スル事項
- 一 水質検査ニ關スル事項
- 一 電線電話線ニ關スル事項
- 一 前各號ノ外工務ニ關スル事項

經理係

- 一 土地建物及地上物件ノ買收貸借並補償ニ關スル事項
- 一 工事及勞力ノ請負並ニ工所用材料ノ購入ニ關スル事項

- 一 工所用物品材料ノ保管及受渡ニ關スル事項
- 一 工所用ノ物品及不用品ノ検査ニ關スル事項
- 一 工所用出來形検査及報告並工事費精算ニ關スル事項
- 一 工事ノ統計及沿革ニ關スル事項
- 一 前各號ノ外經理事務ニ關スル事項

第四條 水道部ニ部長一名技師長一名各課ニ課長ヲ置ク、但シ必要アル場合ニ於テハ係ニ係長ヲ置クコトアルベシ

第五條 部長ハ上司ノ命ヲ承ケ部員ヲ承ケ部員ヲ指揮監督シ部務ヲ掌理ス

技師長ハ上司ノ命ヲ承ケ技術ノ全般ヲ掌ル

課長ハ上司ノ命ヲ承ケ其ノ事務ヲ分掌ス

課員ハ(係長ヲ含ム)課長ノ命ヲ承ケ其事務ニ從事ス

第六條 部長事故アルトキハ主務課長之ヲ代理ス

第七條 本規程ニ定ムルモノ、外ハ本市役所處務規程ヲ準用ス

豊橋市臨時水道部工事區試驗場處務細則

(昭和二年六月二十三日訓令第八號)

第一條 工務課工務係ニ工事區及試驗場ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌セシム

- 一、工事ノ設計施行及監督ニ關スル事項
- 一、工所用材料ノ試験及検査ニ關スル事項
- 一、工事費精算ニ關スル事項
- 一、所屬員ノ勤怠ニ關スル事項

一、其他工務課長又ハ工務係長ノ委任又ハ命令シタル事項

第二條 工事區ノ區域ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一工事區 水源工事 送水場 送水本管

第二工事區 淨水場 給水場 配水本管一部

第三工事區 配水本管配水管

試驗場 特定工用材料試驗検査

第三條 工事區及試驗場ニ主任ヲ置キ各相當附屬員ヲ配置ス

主任ハ課長係長ノ指揮監督ヲ受ケ附屬員ヲ指揮監督シ所管ノ事務ヲ擔任ス

主任事故アルトキハ次席者其事務ヲ代理ス

第四條 主任ニシテ物品取扱主任ヲ兼ヌル者ハ物品取扱手續ニ依リ保管出納ノ責ニ任スルモノトス

第五條 工事區及試驗場ヨリ本課ニ報告スヘキ事項ノ大要左ノ如シ

一、工事作業ノ着手及竣功報告

二、工程報告

三、吏員以下傭人勤怠報告

四、試驗検査ノ成績ニ關スル報告

五、其他必要ナル報告

第六條 工事區及試驗場ニハ左ノ帳簿ヲ備付クヘシ

一、吏員以下傭人出勤簿

二、工事並ニ作業日誌及工場日誌

三、文書收受簿

四、備品保管帳

五、消耗品受拂簿

六、工用材料受拂簿

七、郵便切手受拂簿

八、其他主任ニ於テ必要ト認ムルモノ

第七條 工事區及試驗場ニ於ケル文書ハ大要左ノ如ク分類整理スヘシ

一、諸規程綴(訓令、訓示、告示、等ヲ含ム)

二、諸工事並ニ作業ニ關スル書類

三、諸報告控

四、往復ノ書類

五、各種物件ノ送狀類

六、所屬員ノ身上ニ關スル書類

七、其他雜書類

第八條 本細則ニ明記セサル事項ハ工務課長臨機之ヲ定ム

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時水道部現業吏員勤務心得 (訓令第一二號)

第一條 工務課所屬ノ吏員ニシテ現業ニ従事スル者ノ勤務ハ本心得ニ據ルモノトス
第二條 工務課所屬ノ技師、技手、雇ニシテ工事ニ従事スル吏員ニハ土曜日半休日曜日ノ休日及ビ暑中休暇ヲ與ヘサルモノトス

但シ事務ニ差支ナキ限り大祭祝日及十二月三十日ヨリ翌年一月三日迄ノ休暇及毎月二日以内ノ公休ヲ與フルコトヲ得

事務上ノ都合ニヨリ休暇日ニ出勤シタル場合ハ其ノ後三十日以内ニ於テ代休暇ヲ與フルコトヲ得

第三條 前條ニ依ル休暇ノ外事務ニ差支ナキ限り一ケ年ヲ通シ左記ノ休暇ヲ與フルコトヲ得

- 一、技師、技手 二週間以内
- 一、雇 一週間以内

第四條 職務ノタメ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ニハ相當ノ休暇ヲ與フ

第五條 左ノ場合ニ於テ終業時間前五時間以内ニ於テ早退セシムルコトアルヘシ

- 一、前夜居殘勤務午後十時以後ニ亘リタルトキ
- 二、前日臨時々間外勤務長時間ニ亘リタルトキ
- 三、宿直ヲナシタルトキ

第六條 工事作業ニ直接關係アル吏員ノ勤務時間ハ傭人ノ就業時限十分前ヨリ其終業時限後迄トス但シ徹夜作業シタル翌日ハ工務課長ノ見込ヲ以テ五時間以内ノ休養ヲ與フルコトヲ得

附 則

本心得ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時水道部吏員宿直心得 (昭和二年六月二十三日 訓令第一二號)

第一條 臨時水道部吏員ノ宿直ハ本心得ニ據ルヘシ但シ市長ニ於テ免除スルノ必要ヲ認メタル者ハ此限りニ在ラス

第二條 宿直ハ書記、技手及雇員(係長及工事監督ニ従事スルモノヲ除ク)ヲ以テ之ニ充ツ其ノ輪番順序ハ平日ト休日トニ區別シ庶務課ニ於テ之ヲ定メ宿直通知簿ニ依リ當番者ニ通知スヘシ

第三條 宿直ノ勤務時間ハ退廳時限ヨリ翌日出勤時間迄休日ハ出勤時限ヨリ退廳時間迄ヲ勤務時限トス

第四條 宿直員ハ退廳時間後ニ到達シタル文書物件ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ處理スヘシ

- 一、至急ノ記號アル親展書及電報ハ直チニ其宛名ニ送付スヘシ
- 二、水道部ニ宛テタル文書ハ凡テ之ヲ開披シ其ノ緩急ヲ圖リ至急ヲ要スルモノト認ムルモノハ直チニ當該課長ニ送付處理スヘシ
- 三、電話ニ依ル通信又ハ物件ハ前各號ニ準スヘシ

第五條 宿直員ハ時々廳中ヲ巡視シテ戸締火元等一切ノ取締ニ任シ非常急變ノ場合ハ臨機之ヲ吏員ニ警報スヘシ

第六條 宿直中ニ取扱ヒタル事件ハ一々宿直日誌ニ詳記スヘシ

附 則

本心得ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時水道部被服其他給與及貸與規程

(昭和二年六月二十三日訓令第一〇號
昭和二年七月二十五日訓令第一七號改正
全年八月三十一日訓令第一八號改正)

- 第一條 水道工事ニ従事スル吏員並ニ工手、職工、工夫、常備人夫、給仕、使丁ニハ別表ニヨリ被服ヲ給與ス
 - 第二條 職工、工夫ニ貸與スヘキモノ左ノ如シ
 - 一、帽 章 一、服及外套ノ釦
 - 第三條 被服其ノ他ハ就職ノ際又ハ使用満期毎ニ現品ヲ以テ之ヲ給與ス
 - 第四條 月數ノ計算ハ曆ニ從フ 但シ一ヶ月未滿ノ端數ハ之ヲ半月ト見做ス
 - 第五條 使用期間中ノ修補ハ總テ被給者ノ自辨トス
 - 第六條 被給者轉職退職又ハ死亡シタルトキニ於テ使用期限未了ノ被服アルトキハ直チニ返納セシム
 - 第六條 前項返納品ハ其ノ使用殘期ヲ逐ヒ之ヲ給與品ト爲スコトヲ得
 - 第七條 使用期間内ノ被服ヲ亡失又ハ修補シ得サル程程ノ毀損ヲ爲シタルトキハ之ヲ辨償セシム 但シ職務ノタメ避クヘカラルサル障害ニ起因シタルモノハ此ノ限リニ在ラス
 - 前項但シ書ニ依ル場合ハ更ニ給與スルコトヲ得
 - 第八條 被服其ノ他ノ給與ハ別紙様式ノ被服其ノ他交付簿ニ依リ處理スヘシ
 - 第九條 第二條ニ依ル貸與品ハ轉職退職又ハ死亡シタルトキハ直チニ返納スヘシ
- 附 則
- 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號

吏員 工手

品目	員數	保存期限	支給期月	支給別	地質形狀
洋服上着	一枚	一ケ年	四月	現品	雲齋織 カーキ色背廣形ノ長

備考 工事現場ノ作業シ着衣ノ汚損スル憂ヒアルモノニ限ル

第一號ノ二

工手 (自動車サイドカーノ運轉ヲナスモノ)

品目	員數	保存期限	支給期月	支給別	地質形狀
帽子(日覆付)	一個	一ケ年	四月	現品	黑絨陸軍形
夏服	一組	自六月至八月 翌年九月	五月	同	紺サシ詰襟
冬服	一組	自十月至翌々年 五月十六ヶ月	九月	同	黑絨詰襟
外套	一着	二ケ年	九月	同	黑絨筒袖
短靴	一足	一ケ年	四月	同	黑皮
手套	一組	一ケ年	四月	同	革製
ゲートル	一足	二ケ年	四月	同	革製

但シ、サイドカー運轉手ニハ防寒用外套ヲ支給スル事ヲ得

職工、工夫、常備人夫

品目	員數	保存期限	支給期月	支給別	品別	地質形状
帽子(日覆付)	一個	自六月一ヶ年	四月	現	品	黑絨陸軍形
夏服	一組	自六月一ヶ年	五月	同	品	小倉霜降詰襟
冬服	一組	自十月一ヶ年	九月	同	品	小倉霜降裏付詰襟
外套	一着	自十月一ヶ年	九月	同	品	黑絨筒襟

但シ本表ノ外室外作業ニ従事スル職工工夫ニハ必要ニ應シ夏帽子ヲ支給スルコトヲ得

給仕

品目	員數	保存期限	支給期月	支給別	品別	地質形状
帽子(日覆付)	一個	自六月一ヶ年	四月	現	品	黑絨陸軍形
夏服	一組	自六月一ヶ年	五月	同	品	小倉霜降詰襟
冬服	一組	自十月一ヶ年	九月	同	品	小倉黑裏付詰襟
短靴	一足	自六月一ヶ年	四月	同	品	黑皮

使丁

品目	員數	保存期限	支給期月	支給別	品別	地質形状
帽子(日覆付)	一個	自六月一ヶ年	四月	現	品	黑絨陸軍形
夏服(法被股引)	一組	自六月一ヶ年	五月	同	品	紺木綿一重
冬服(法被股引)	一組	自十月一ヶ年	九月	同	品	紺木綿裏付

被服交付簿

品目	員數	摘要	支給年月日		領收印	使用満期日	摘要	返納年月日	帽鈕	章數	備考
			被給者	所屬場所							

臨時水道部備人規程

(昭和二年六月二十三日訓令第七號
全三年十月一日訓令第二十四號改正)

第一章 總 則

第一條 本規程ニ於テ備人ト稱スルハ直備ノ工手、職工、工夫、人夫ヲ謂ヒ常備人ト臨時備人トニ區別ス
前項臨時備人トハ備人中臨時ニ直備スルモノヲ謂フ

第二條 工手ハ擔當ノ業務ニ従事スルノ外備人ノ監督其他ノ事項ニ關シ吏員ヲ補佐ス

第三條 職工ニシテ業務ニ精勵シ技術拔群品行端正ノ者ハ之ヲ其ノ組長トナスコトヲ得

組長ハ擔當ノ業務ニ従事スルノ外係員ノ指揮ヲ受ケ組内備人ノ監視ニ任ス

第四條 備人ノ身上ニ關スル願届書類ハ係員ヲ經テ部長ニ差出スヘシ

前項ノ願届書類ニシテ臨時備人ニ關スルモノハ課長ヲシテ之ヲ處理セシム

第二章 採用及解備

第五條 備人ハ相當ノ技術經驗ヲ有スル者ヨリ之ヲ採用ス
但シ人夫職工見習ハ此ノ限リニ在ラズ

第六條 備人ノ採用及解除ハ部長之ヲ行フ 但シ臨時備人ニ限リ課長之ヲ行フ

前項但書ニ依ル採用又ハ解備ハ第一號様式ニ依リ部長ニ報告スヘシ

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ備人ニ採用スルコトヲ得ス

- 一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノ
- 二、身体虛弱ナルモノ又ハ傳染性ノ疾患アリト認メラル、モノ

三、品行不良ナルモノ

四、年齢十七歳未満又ハ五十五歳以上ノ者但シ特殊ノ技術アルモノ又ハ特殊ノ作業ニ使役スルモノハ此ノ限リニ在ラス

五、懲戒ノ爲解職セラレタル者

第八條 常備人ニ採用セントスルトキハ左記事項ニ對スル市區町村長ノ身分證明書ヲ差出サシムヘシ

一、年 齡

一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトノ有無

第九條 常備人ニ採用セラレタル者ハ三日以内ニ第二號様式ニ依リ保證人連署ノ誓約書ヲ差出スヘシ

第十條 保證人ハ左ノ資格ヲ具備スル者ニ限ル

- 一、豊橋市内又ハ接續郡部ニ居住スルコト
- 二、年齢二十歳以上ノ男子ニシテ一戸ヲ構ヘ獨立ノ生計ヲ營ムコト

前項ノ保證人ニシテ不適當ト認メタルトキ又ハ其ノ資格人ヲ缺キタルトキハ更ニ保證人ヲ立テシム

保證人ノ姓名身分又ハ居所等ニ變更アルトキハ直ニ其旨届出ツヘシ

第十一條 備人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ解職ス

但第一號第二號又ハ第十號ニ該當スル者及第七條第一號ニ該當スル場合刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者ニシテ職務ニ關係セサルモノナレハソノ情狀ニ依リ特ニ勤續セシムルコトアルヘシ

一、職務ニ基因スル場合ヲ除クノ外傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ引續キ六十日以上就業セサルトキ

二、私事ノ故障ニヨリ引續キ三十日以上就業セサルトキ

- 三、身体又ハ精神ノ故障ニ因リ就業ニ堪ヘスト認メタルトキ
- 四、第七條第一號乃至第三號ニ該當シタルトキ
- 五、現役ニ服シ又ハ戰時事變ノ爲メ召集セラレタルトキ
- 六、事業上ノ都合ニ依リ必要ナキニ至リタルトキ
- 七、本人解傭ヲ求メ事情已ムヲ得スト認メタルトキ
- 八、見習ニシテ成業ノ見込ナキモノ
- 九、係員ノ指導ニ従ハス或ハ作業ノ妨害ヲナシ又ハ怠慢其他不都合ノ所爲アリタルトキ
- 十、無届缺勤シタルトキ

臨時傭人ニアリテハ前項第一號第二號ニ規程スル日數ニ達セサルモノト雖モ解傭スルコトアルヘシ

第三章 服 務

第十二條 勤務時間ハ一日九時間乃至十時間トシ其時限左ノ通りトス

但シ作業又ハ業務ノ性質上此制限ニ依ラサルコトアルヘシ

自四月 一 日 午前七時始業 自十一月 一 日 午前七時三十分始業
 至十月三十一日 午後五時終業 至三月三十一日 午後四時三十分終業

喫飯時間ハ三十分休憩時午前午後ニ於テ各十五分宛トス

業務ノ都合ニ依リ係員ハ其都度工務課長ノ承認ヲ經テ適當ニ變更スルコトヲ得

第十三條 天災地變ノ場合ハ速ニ出勤シ係員ノ指揮ヲ受クヘシ

第十四條 出勤シタルトキ第三號様式ノ就業票ヲ係員ニ差出シ退散ノ際之ヲ受取ルヘシ

但シ出勤簿ニ依ルモノハ此ノ限りニ在ラス

第十五條 始業時間ニ達シタルトキハ直ニ就業シ終業時間後現場ノ跡始末ヲナシ係員ノ検査ヲ受ケタル後退散スヘシ

第十六條 交代ヲ要スル業務ニ従事スル者ニ在リテハ被交代者ハ其業務ヲ交代者ニ引繼キタル後ニアラサレハ退散スルコトヲ得ス

第十七條 出勤時間ニ遅レタルモノハ特ニ係員ノ許可ヲ得タル場合ノ外就業ヲ許サス

第十八條 就業時間中ハ係員ノ許可ナクシテ業務ヲ中止シ又ハソノ場所ヲ離ル、コトヲ得ス

第十九條 疾病其ノ他ノ事故ニ依リ缺勤セントスルトキハ前日又ハ當日午前中ニ其ノ旨書面若クハ口頭ヲ以テ届出ツヘシ

傭人ニシテ傷痍疾病ノタメ引續キ十五日以上缺勤スルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添へ届出ツヘシ

第二十條 器具機械材料ノ維持保存ニ付テハ常ニ周到ノ注意ヲナシ終業ノ際ハ清掃整理シ保管ノ場所ニ格納スヘシ

専用ノ器具機械類ハ濫ニ轉貸スヘカラス又解傭セラレタルトキハ速ニ返納スヘシ

第二十一條 器具機械材料其ノ他ノ物品ニ異狀アルコトヲ發見シ又ハ之ヲ亡失毀損シタルトキハ直チニ係員ニ申出テ指揮ヲ受ケ相當ノ手續キヲナスヘシ其ノ亡失毀損ノ原因故意又ハ怠慢ニ因ルト認メタルトキハ其ノ損害ヲ辨償セシムヘシ

第二十二條 常傭人休暇日ハ左ノ如シ但シ工場法ニ依リ休暇日ノ制限アルモノ及其他特種ノ作業ニ従事スル者ハ工務課長ニ於テ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

一、十二月三十日ヨリ翌年一月二日迄

二、元始祭、新年宴會、紀元節、春季皇靈祭、神武天皇祭、天長節、明治節、秋季皇靈祭、神嘗祭、新嘗祭、大正天皇祭

前項ノ外工務課長ニ於テ毎月二日以内ノ休暇ヲ與フルコトヲ得

徴兵検査ヲ受ケ又ハ簡閲点呼ニ參會スル者ニ對シテハ其當日ニ限り休暇ヲ與フ

業務上ノ必要ニ依リ休暇日就業セシメタル場合ニ於テハ其ノ後三十日以内ニ於テ代休暇ヲ與フルコトアルヘシ

第二十三條 常備人ニシテ平素業務ニ精勵シ成績良好ノ者ニハ工務課長ニ於テ前條ノ外一年ヲ通シ七日以内ノ休暇ヲ與フルコトヲ得

第二十四條 業務ノタメ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ニハ相當ノ休暇ヲ與フ

第二十五條 常備人ニハ業務ノ都合ニ依リ勤務時間外ニ宿直ヲ命スルコトアルヘシ

第二十六條 左ノ場合ニ於テハ終業時限前五時間以内ニ於テ早退セシムルコトアルヘシ

一、前夜居殘勤務午後十二時以後ニ亘リタルトキ

二、前日臨時時間外勤務長時間ニ亘リタルトキ

三、宿直ヲナシタルトキ

第二十七條 傳染病又ハ他人ニ厭忌セラル、虞レアル疾病ニ罹リタルトキハ其ノ症狀ニ依リ日數ヲ定メ出勤セシメサルコトアルヘシ

同居者又ハ近隣ヨリ傳染病發生シ必要ト認メタル場合亦同シ

第四章 給 與

第二十八條 給料ハ日給トシ其ノ等給及ヒ金額ハ部長之ヲ定ム

但シ最上級四圓ヲ超過スルコトヲ得ス

常備人ニシテ最上級ヲ受ケ勤続二年以上ニ亘リ技倆優秀成績良好ノモノニハ特ニ五十錢以内ノ増給ヲナスコトヲ得
臨時備人ノ給料ハ工事ノ種類又ハ成績ニ依リ工務課長之ヲ定ム

第二十九條 勤務時間外ニ就業セシメタルトキハ左ノ割合ニヨリ加給ス

一、早出二時間迄又ハ居残り三時間迄

日給額ノ百分ノ十

二、居残り三時間ヲ超エ七時間迄ノ各其ノ超過部分ニ對シ

日給額ノ百分ノ十二

三、居残り七時間以上早出二時間以上ニ亘リタルトキハ其超過部分ニ對シ

日給額ノ百分ノ十五

四、宿直中臨時作業ニ從事セシメ又ハ勤務時間外臨時出頭ヲ命シ就業セシメタルトキハ前各號ニ相當スル時間ノ割合ニ依リ加給ス

前項各號ニ亘リ一時間未満ノ端數アルトキハ三十分未満ハ切捨テ以上ハ一時間ニ滿タシム

第三十條 水中作業其他特ニ困難ナル勞務ニ服セシメタルトキハ其ノ日給額ヲ限度トシ相當加給スルコトヲ得其ノ給額ハ工務課長之ヲ定ム

第三十一條 給料ハ出勤日數ニ應シ支給ス第二十二條及第二十三條ノ休暇日數並ニ忌引日數ハ出勤日數ニ算入ス

第二十七條ニヨリ勤務スルコト能ハサル日數又ハ交通遮斷ノ爲メ勤務スルコト能ハサル日數ハ日給額ノ半額ヲ支給ス

第三十二條 日給ヲ受クルモノ採用ノトキハ發令ノ當日ヨリ増給減給ハ發令ノ翌日ヨリ之ヲ計算ス

第三十三條 常備人ニシテ休暇日ニ就業セシメタル場合ハ其ノ日給額ノ一日分ヲ加給ス

但シ其ノ就業勤務時間ニ滿タサルトキハ就業一時間ニ付日給額ノ百分ノ十ヲ加給ス勤務時間外ニ亘リタルトキハ第二十九條ノ例ニ依ル

休暇日ニ出勤ヲ命セラレタルモノ出勤セサルトキハ其ノ日ノ給料ヲ支給セス

第三十四條 遅刻早退シタルトキ又ハ懲戒ノタメ退場セシメタルトキハ不就業一時間毎ニ日給額ノ百分ノ十ヲ減ス

但シ第二十六條ノ場合及業務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル場合ハ此ノ限りニ在ラス

第三十五條 給料ハ前月二十一日ヨリ其月二十日迄ノ分ヲ二十七日ニ支給スルモノトス

但シ臨時備人ニ限り一ヶ月二回ニ支給スルコトヲ得

毎年三月分ニシテ翌月ニ支給スルモノ解職死亡其他即時支拂ヲ必要トスルモノハ前二項ヲ適用セス

第一項ノ支給期日休日ニ相當スルトキハ順次繰下クルモノトス

第三十六條 人頭割當ニ依リ作業セシメタル場合ハ其ノ出來高ノ歩合ニ應シ給料ヲ算定支給ス

前項割當外ノ業務ヲ爲サシメタルトキハ之ニ相當スル金額ヲ増給ス 但シ係員ノ補助ヲ爲シタル備人ハ之ヲ人頭割

ニ算入セス

第三十七條 備人ヲ使役スル係員ハ第四號様式ノ帳簿ヲ備ヘ記帳整理シ第五號様式ニヨリ給料支給期五日前ニ部長ニ報告スヘシ

第五章 懲 戒

第三十八條 備人本規定ニ違背シ又ハ不都合ノ所爲アリタルトキハ懲戒ヲ加フ

第三十九條 懲戒ヲ分チテ左ノ四種トス

- 一 戒 飭
- 二 退 場
- 三 減 給

四 解 職

第四十條 減給ハ給料ノ三分ノ一以内トシ其日數ハ三十日ヲ限度トス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

昭和 年 月 日		支給科目 項		目	
部長		課長		係	
臨時備人採用(解備)報告	氏名	年齢	摘	要	
採用月日	職名	支給日額	氏名	年齢	摘
解備月日	職名	支給日額	氏名	年齢	摘

第二號様式

誓 約 書

私儀今般御市何々(職名)ニ御採用相成候ニ就テハ備人規程ヲ遵守シ誠實ニ勤務可致本人身上ニ關スル一切ノ事項ハ證人ニ於テ連帶ヲ以テ引受ケ其責ニ任シ聊モ御迷惑相懸ケ申間敷保證人連署誓約書差出候也

第七條 職工人夫ノ始業及終業時限ハ左ノ通りトス

自四月 一 日 午前七時始業 自十一月 一 日 午前七時三十分始業
至十月三十一日 午後五時終業 至三月三十一日 午後四時三十分終業

喫飯時間ハ正午ニ於テ三十分 休憩時間ハ午前午後ニ於テ各一回十五分宛トス

第八條 前日ニ所要ノ職工人夫ノ員數ハ監督員ニ於テ之ヲ指定シ前日中ニ供給者ニ通知スヘシ

工事上ノ都合ニ依リ臨時ニ職工人夫ノ必要ヲ生スルトキハ指定外ニ之ガ供給ヲ命スルコトアルヘシ

第九條 職工人夫ハ毎朝始業時限十分前ニ工事現場ニ出頭シ監督員ノ檢閲ヲ受ケ終業時限後同一ノ手續ニ據リ檢閲ヲ受クヘシ

第十條 職工人夫出頭ノトキハ始業時限ニハ就業シ得ル様準備シ終業時限後工事場ノ跡片付ヲ爲シ監督員ノ檢査ヲ受クヘシ

第十一條 職工人夫ノ賃金ハ契約ノ定ムル所ニ依ル

第十二條 工事上ノ都合ニ依リ職工人夫ニ規定時間外ニ就業ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テハ一時間ニ付一日賃金ノ百分ノ十ノ割合ヲ以テソノ使役セシ時間ニ應シタル賃金ヲ支給スヘシ

第十三條 非常ノ勞働又ハ特別ノ困苦ヲ要スル業務ニ使役シタルトキハ監督員ノ見込ニヨリ一日賃金ノ三割以内ノ増額ヲ支給スルコトヲ得 徹夜就業セシメタルトキハ翌日五時間以内ニ於テ早退セシムルコトヲ得

第十四條 供給者若クハ世話役ニシテ職工人夫ト共ニ勞働スルモノニハ賃金ヲ支給ス

第十五條 工事上ノ都合又ハ監督員ノ見込ニ依リ工事ヲ人頭ニ分割シ施行セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ割當ヲ受ケタル部分ヲ成就セサル間ハ終業時限ニ至ルト雖モ退場スルヲ許サス若シ之ヲ成就スルニ至ラスシテ退場ヲ認可シタルトキハ其ノ出來高ノ歩合ニ應シ其ノ賃金ヲ支給スヘシ

前項ノ場合ニ於テ割當ノ部分ヲ成就シタルトキハ隨時退場セシメ又ハ更ニ割當以外ノ仕事ヲ爲サシメ之ニ相當スル賃金ヲ支給スルコトヲ得

第十六條 供給者又ハ世話役ニシテ其ノ義務ヲ怠リ若クハ監督員ノ指揮命令ニ背戾シ又ハ必要ナル職工人夫ヲ差出シ得サルトキハ之カ供給ヲ停メ又ハ世話役ノ交代ヲ命スルコトアルヘシ

第十七條 職工人夫始業時間ニ遅レ出頭シタルトキハ當日就業スルコトヲ許サス 但シ監督員ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限りニアラス職工人夫疾病又ハ其ノ他ノ事故ニ因リ中途退場セムトスルトキハ供給者又ハ世話役ヲ經テ監督員ノ許可ヲ受クヘシ

職工人夫ニシテ怠慢ナルモノ勞働ニ堪ヘサル者若クハ品行不良ナルモノ又ハ監督員ノ指揮命令ニ背戾シタルモノ又ハ他ノ職工人夫ノ動作ニ妨害アリト認メタル者アルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ 但シ退場ヲ命セラレタル職工人夫ハ爾後再ヒ之ヲ差出スコトヲ得ス

前各項ノ場合ニ於ケル賃金ハ監督員ノ見込ニ依リ之ヲ支給シ又ハ支給セサルコトアルヘシ

第十八條 工事現場ニ於テ職工人夫ノ使用スル諸器具ハ所要ニ應シ供給者之ヲ處辨スヘシ 但シ特殊ノ機械器具若クハ從來ヨリ貸付スル慣例アルモノハコノ限りニ在ラス

第十九條 貸付ヲ受ケタル器具機械ハ供給者ニ於テ之ヲ管理シ日々使用後ハ監督員ノ檢査ヲ受ケ指定ノ場所ニ格納スヘシ

前項ノ器具機械ハ監督員ノ許可ヲ得ルニ非サレハ他ノ工事場又ハ供給者相互間ニ轉貸スヘカラス

第二十條 故意怠慢ニ因リ工事及工用器具材料ニ損害ヲ及ホシタルトキハ供給者ハ之ガ辨償ノ義務アルモノトス

第二十一條 供給者ハ職工人夫出頭員數及第一號様式ニ依リ認帳ヲ甲乙二通作製シ毎日退場前其ノ日出頭員數及ヒ用途ノ要領ヲ記帳シ監督員ノ認印ヲ受ケ一通ハ監督局ニ提出シ一通ハ自ラ之ヲ保管スヘシ

供給職工人夫賃請求書

一金

内 譯

名 稱	人員	一人一日	金 額	用 途	供 給 期 間	備 考
				何々工所用	自 年 月 日 至 年 月 日	

右及請求候也

年 月 日

住 所

供給者 何

某

豊橋市長

殿

物品出納規程

(昭和二年六月二十三日訓令第九號
昭和二年九月十五日訓令第二號改正
昭和三年一月四日訓令第一號改正
同三年三月二十日訓令第三號改正)

第一章 總 則

- 第一條 本規程ニ於テ物品ト稱スルハ文書有價證券及工用材料ヲ除キタル備品消耗品其他一切ノ動産ヲ謂フ
- 第二條 物品ノ出納ハ年度ヲ以テ區分スヘシ
- 第三條 物品ノ保管及其ノ出納ヲ掌ル者ヲ物品出納吏トシ收入役之ヲ擔任ス

第四條 市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ各課及各工區及鐵管試驗所ニ物品取扱主任ヲ置キ物品ノ受拂及監守ノ責ニ任セシム

第五條 物品取扱主任ハ市長之ヲ任免ス

第五條 前條ニ依リ物品取扱主任ヲ命シタルトキハ之ヲ物品出納吏ニ通報スヘシ其ノ交代シ又ハ代理ヲ置キタル場合亦同シ

第六條 物品出納吏物品取扱主任交代ノ場合ハ速ニ其ノ保管ニ係ル物品ノ受授ヲ了シ最終記帳ノ上合計高及交代月日ヲ記載シ且ツ前任者後任者連署ヲ以テ市長ニ報告スヘシ

第七條 物品出納吏、物品取扱主任死亡其ノ他ノ事故ニ依リ自ラ引繼ヲ爲スコト能ハサル場合ハ他ノ吏員ニ命シ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

第八條 物品取扱主任ヨリ物品出納吏ニ提出スル書類ハ總テ主務課長ヲ經由スヘシ

第二章 出 納

第九條 物品出納吏ハ市長ノ命令アルニアラサレハ物品ヲ出納スルコトヲ得ス

第十條 物品ノ購入、生産及其他物品出納吏ノ保管ニ屬スルヲ納トシ消耗賣却、亡失、廢棄其他生産ニ對スル消費ノ爲メ保管ヲ離ルルヲ出トス

第十一條 物品出納吏ハ前條ノ保管ニ屬スヘキ物品ヲ接受スルトキハ第十九號様式ノ受入傳票ニ依リ物品ノ拂出ヲ要求スルトキハ第二十號様式拂出傳票ニ依リ決裁ヲ受ケ關係帳簿ヲ整理スヘシ

第十二條 物品取扱主任ニ於テ物品ノ交付ヲ受ケムトスルトキ若ハ修理ヲ要スル物ニアルトキハ第一號様式ノ物品請求傳票又ハ第二號様式ノ修理傳票ヲ發行シ物品出納吏ニ請求スヘシ

第十三條 物品出納吏ニ於テ物品ヲ交付セントスルトキハ直接扱ニ係ルモノハ備品請求簿消耗品出納簿ニヨリ物品取扱主任ニ交付スルモノハ第十七號様式ノ物品送付票ヲ發行シ第十八號様式ノ物品受領票ヲ徴スヘシ物品取扱主任ヨリ物品出納吏ニ對シ返納スル場合亦同シ

第十四條 交付ヲ受ケタル物品ニシテ不用ニ歸シタルモノ又ハ使用ニ堪ヘサルモノアルトキハ物品取扱主任ハ第三號様式ノ返納傳票ニ現品ヲ添ヘ物品出納吏ニ返納スヘシ

第十五條 物品出納吏ニ於テ賣却又ハ棄却ヲ要スヘキ物品アルトキハ審査ノ上其ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ處分ニシテ工用ニ係ルモノハ工務課經理員ノ検査ヲ經テ之ヲ爲スヘシ

第十六條 物品出納吏又ハ物品取扱主任ハ左ノ帳簿ヲ備ヘ物品ノ出納ヲ整理スヘシ

- 一、備品臺帳 第四號様式(出納吏所屬)
- 二、共用品書留簿 第五號様式 (同)
- 三、在庫品書留簿 第六號様式 (同)
- 四、消耗品出納簿 第七號様式 (同)
- 五、貸出品書留簿 第八號様式 (同)
- 六、共用品現在簿 第九號様式(物品取扱主任所屬)
- 七、切手葉書收支簿 第十號様式 (同)
- 八、消耗品受拂簿 第十一號様式 (同)
- 九、備品請求簿 第十四號様式(出納吏所屬)
- 一〇、備品返納簿 第十五號様式 (同)
- 一一、備品保管簿 第十六號様式(出品取扱主任所屬)

前各號ノ外必要ニ應シ補助簿ヲ設クルコトヲ得

第十七條 第十六條ノ帳簿ハ其證憑書類ニ基キ遲滞ナク登記シ證憑書類ハ順次編綴整理スヘシ

第三章 保管責任

第十八條 貯藏物品ハ物品出納吏、供用物品ハ物品取扱主任、専用ノ物品ハ各自之ヲ保管スヘシ

第十九條 物品出納吏ハ既ニ交付シタル物品ト雖モ取締上ニ關シテハ總テ監督ノ責任アルモノトス

物品取扱主任ノ各自保管物品ニ於ケル亦同シ

第二十條 本規程第十九條ニ定メタル保管ノ責アル者其ノ物品ヲ故意又ハ怠慢ニ依リ亡失又ハ毀損シタルトキハ賠償ノ責ニ任スヘシ直接保管ノ責ナキモノト雖故意又ハ怠慢ニ依リ物品ヲ亡失毀損シタルトキ亦同シ

第二十一條 物品ヲ亡失毀損シタルトキハ物品取扱主任ニ於テ直ニ保管者若クハ當事者ヨリ事由書ヲ徴シ第十二號様式ニ依リ物品出納吏ヲ經テ市長ニ報告スヘシ

第二十二條 物品出納吏前條ノ報告ヲ受ケタルトキ若ハ自己保管ノ物品ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ其ノ事實ヲ詳具シ市長ノ判決ヲ受ケ處理スヘシ

第四章 計算検査

第二十三條 物品取扱主任ハ毎年三月三十一日現在ニ於ケル保管備品ノ現在高ヲ四月七日迄ニ物品出納吏ニ報告スヘシ

第二十四條 物品出納吏ハ毎年度施行シタル物品ノ出納計算書ヲ調製シ四月末日迄ニ第十三號様式ニ依リ市長ニ報告スヘシ

第二十五條 貯藏物品ハ取締アル場所ニ收藏シ品種ヲ區分シ検査照合ニ便ナラシムヘシ

第二十六條 市長毎年度一回以上物品出納ノ整否及現品ヲ検査スヘシ物品出納吏又ハ物品取扱主任交代シタルトキ亦同シ

附 則

本規程ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

第一號樣式

物品傳書請求票 (符元)

第	昭	和	年	月	日	項	位	數	量	豫	定	價	格	備	考	第	鐵	管	工	試	事	驗	區	場																	
																									號	課	長	係	長	師	技	任	主								
品	名	細	別	單	名	數	量	豫	定	價	格	備	考	品	名	細	別	單	名	數	量	豫	定	價	格	備	考	品	名	細	別	單	名	數	量	豫	定	價	格	備	考

物品請求傳書票

本請求書之通り交付相成可候也

第二號樣式

物品修理請求傳票

第三號樣式

第	昭	和	年	月	日	項	位	數	量	豫	定	價	格	備	考	第	鐵	管	工	試	事	驗	區	場																	
																									號	課	長	係	長	師	技	任	主								
品	名	細	別	單	名	數	量	豫	定	價	格	備	考	品	名	細	別	單	名	數	量	豫	定	價	格	備	考	品	名	細	別	單	名	數	量	豫	定	價	格	備	考

(複寫二枚)

物品返納傳票

第六章 第一節 豊橋市臨時水道部

物品出納計算書
(備品又、消耗品) 昭和 年 度

品目	摘要	單位	單價	受			拂			在			備考							
				越	買入	其他	消	賣	失	現	在	高								
				計	計	計	計	計	計	計	計									
										一工區	二工區	三工區	四工區	試驗場	本部	其他	計	在庫	計	金額

第十三號樣式

第十四號樣式

備品請求簿

物品出納	會計	請求	交付	請求	品名	數量	事由	請求者	摘要
吏	計	月	月	課長	品名	數量	事由	氏名	摘要
納	係	日	日	所屬	品名	數量	事由	印者	摘要
				印					

第十五號樣式

備品返納簿

物品出納	會計	返納	返納者	品名	數量	事由	由	返納者	摘要
吏	計	月	所屬	品名	數量	事由	氏名	印者	摘要
納	係	日	課長	品名	數量	事由	印者	印者	摘要
			印						

第十六號樣式

備品保存簿

品目	形質	單位	年月日	證憑		摘要		交付受高		返納拂高		現在高		專用拂高		共同拂高		殘高		備考
				番號	要	號	量	號	量	號	量	號	量	號	量	號	量			
				格	價	格	價	格	價	格	價	格	價	格	價	格	價	格	價	

物品購買手續

(昭和二年六月二十二日 訓令第一三號)

第一條 水道部ニ屬スル備品消耗品及工用機械器具並ニ工事材料ノ購買ハ豊橋市物品購入規程及工事執行規程並ニ全施行細則ノ外本手續ニ據リ取扱フヘシ

第二條 物件ノ購買ヲ要スルトキハ所要ノ日ヨリ少クモ二週間以前ニ物品購買ニハ第一號様式ノ物品購買請求書ヲ物品出納吏ヨリ材料ニ在リテハ材料取扱手續第五號様式ノ材料請求書ニ「要購買」ト記入シ材料出納吏ヨリ主務係ニ請求スヘシ

特殊ノ物件ニ對シテハ前項請求書ニ圖面仕様書及標本ヲ添付スヘシ

本請求書ヲ以テ購入調書ト爲スコトヲ得

第三條 主務係ニ於テ前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ豫算ニ照合シ審算ノ上購買ノ手續ヲ爲スヘシ

第四條 工用物件ハ一廉千圓以上ノ見積價額ノモノハ豊橋市工事執行規程ニ準據シ千圓未満ニシテ隨意契約ニ據ル

モノハ當業者三名以上ヨリ見積書ヲ徴シ直ニ納入下命方ニ付決裁ヲ經ヘシ

第五條 物品ハ一廉百圓以上ノ見積價額ノモノハ豊橋市物品購入規程ニ準據シ百圓未満ノモノハ隨意契約ヲ以テスルコトヲ得コノ場合ハ當業者三名以上ヨリ見積書ヲ徴シ前條ノ手續ヲナスヘシ

第六條 左ノ場合ニ於テハ見積書ヲ省略スルコトヲ得

一、二名以上ノ當業者ナキトキ

一、特種ノ物品ヲ購入スルトキ

一、生産者ヨリ直購入ヲ要スルトキ

一、特ニ急施ヲ要シ見積書ヲ徴スル暇ナキトキ

一、工用物件ニシテ五十圓未満ノ場合

第七條 隨意契約ニ依リ物件ヲ購買セムトスルトキハ其ノ標本雛形圖面製作方法契約書案等ヲ定メ見積ヲセムトスル者ヲシテ熟覽セシムヘシ

第八條 隨意契約ノ場合ニ於テハ請求書若クハ見積書ヲ以テ契約書ニ代用シ又ハ契約保證金ヲ免除スルコトヲ得

第九條 隨意契約ノ場合ニシテ契約書ヲ要セサルモノハ第二號様式ニ依リ納入下命通知書ヲ發行シ甲片ハ原簿トシテ

主務課ニ保存シ乙片ハ現品ト共ニ物品出納吏又ハ材料出納吏ニ送付シ出納簿記帳ノ證憑書トシ丙片ハ物品出納吏又

ハ材料出納吏ノ現品受領ノ捺印ヲ爲シ供給者ニ交附シ代金請求書ト共ニ提出セシムヘシ

第十條 物件ノ購買決定シタルトキハ契約書ノ謄本又ハ第三號様式ノ購買決定通知書ヲ請求者竝ニ關係課ニ送付スヘシ

第十一條 物件供給ノ請負人ヲシテ物件ヲ納付セシムルトキハ第四號様式ノ納付書ヲ差出サシムヘシ

第十二條 納入物件ニ對シテハ検査員ニ於テ見本仕様書其他ノ規格ト照合シ第五號様式ノ検査票及報告書ヲ調製シ前

條ノ納付書ト共ニ部長ニ報告スヘシ

第十三條 検査員ニ於テ物件ノ検査ヲ行フトキハ供給人ヲシテ其ノ検査ニ立會ハシムヘシ若シ供給人自己ノ都合ニ依

リ現場ニ立會ハサルトキハ検査ノ結果ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得サル旨豫メ契約シ置クヘシ

第十四條 納入物品検査ノ結果不合格ト決定シタルモノハ其ノ理由ヲ附シ直ニ供給人ヲシテ引取ラシムヘシ

前項ノ不合格ノ引換品ハ市長ニ於テ更ニ期限ヲ定メテ納入セシムヘシ

第十五條 納入物品ニシテ契約ノ規格ニ多少不合ノ場合アリト雖モ實用ニ適スト認メタルトキハ検査員ハ請求者ノ意

見ヲ徴シ其ノ旨部長ニ報告シ指示ヲ受クヘシ

第十六條 物件ノ供給人ヨリ納期ノ延期ヲ申出テタルトキハ其ノ理由ヲ審査シ意見ヲ附シ市長ノ決裁ヲ受クヘシ

(第二號樣式) 乙片

昭和 年 月 日 現品受領

請求第 號分 款 納期日 昭和 年 月 日 現品受領

乙第 號 納期日 昭和 年 月 日 納入場所

書命下入納

品目	形質	單位	數量	單價	金額	額	摘	要
計金								

右納付可仕仍テ請書差上候也
昭和 年 月 日 住所 供給人 氏 名

昭和 年 月 日 現品受領

請求第 號分 款 納期日 昭和 年 月 日 納入場所

丙第 號 納期日 昭和 年 月 日 納入場所

書命下入納

品目	形質	單位	數量	單價	金額	額	摘	要
計金								

右納付可有之候也
昭和 年 月 日 住所 供給人 氏 名

昭和 年 月 日 現品受領

請求第 號分 款 納期日 昭和 年 月 日 納入場所

丙第 號 納期日 昭和 年 月 日 納入場所

物品(工事用材料)購買決定通知書

(第三號樣式)

豊橋市長

(第四號樣式)

物件納付書

昭和 年 月 日 現品受領

請求第 號分 款 納期日 昭和 年 月 日 現品受領

乙第 號 納期日 昭和 年 月 日 納入場所

書命下入納

品目	形質	單位	數量	單價	金額	額	摘	要
計金								

右之通り納付候也
昭和 年 月 日 住所 供給人 氏 名

昭和 年 月 日 現品受領

請求第 號分 款 納期日 昭和 年 月 日 納入場所

丙第 號 納期日 昭和 年 月 日 納入場所

物品(工事用材料)購買決定通知書

(第三號樣式)

豊橋市長

職名	氏名	就職年月日	退職年月日
市長	田部井勝藏	大正十五年八月五日	
助役	横田忍	大正十五年八月二十四日	
顧問	西大條覺	大正十四年五月一日	
水道部長(助役)	横田忍	昭和二年三月二十三日	
技師長(土木課長)	長崎敏音	昭和二年三月二十三日	
庶務課長(助役)	横田忍	昭和二年三月二十三日	
工務課長(土木課長)	長崎敏音	昭和二年三月二十三日	
庶務係長(主事)	竹村吉之助	昭和二年五月十八日	昭和四年十月十九日
庶務係書記	三上勝江	昭和二年三月二十三日	
全	大瀧豊米	昭和四年十二月二十一日	
全	手島半次郎	昭和二年五月二十三日	
全	高城萬壽吉	昭和二年四月十六日	
全	酒井正次	昭和二年十二月二十一日	
全	伊藤圓重	昭和二年六月十四日	昭和三年五月二十五日
全	成瀬百之吉	昭和三年二月二十一日	
全	山口定吉	昭和四年五月一日	
全	和氣斷三	昭和二年五月二十八日	昭和四年一月十八日

全	杉浦 茶	昭和二年十二月一日	昭和五年二月三日
全	田中 眞一	昭和二年六月一日	
會計係長書記	白井靜太郎	昭和二年三月二十六日	
全	伴 蕃	昭和二年三月二十三日	昭和四年十月十九日
全	竹内 仙市	昭和四年四月二十三日	
全	加藤 正一	昭和二年九月十日	
工務係長(技師)	奈良茂樹	昭和二年三月二十日	昭和五年一月十八日休職
工務係技手	河野不踰規	昭和二年五月十六日	
全	氣 駕 修次	昭和三年九月十四日	
全	林 清	昭和二年四月一日	
第一工事區主任技手	石井 多三	昭和二年四月四日	昭和四年七月二十三日
全	齋藤 源造	昭和二年五月十一日	昭和四年十一月十四日
第二工事區主任技師	志谷 百中	昭和二年三月二十日	
全	吉田 清吾	昭和二年四月十八日	
全	山崎 賢郎	昭和二年六月十三日	
全	小川 賢茂	昭和二年三月二十日	昭和三年八月十一日
全	宮崎 繁作	昭和二年四月三十日	
第三工事區主任技手	熊野 久作	昭和二年四月十六日	

昭和二年四月七日第一回委員會を開きしより昭和四年十二月に至るまで通じて二十六回開會せり。左に當初以來の審査決定せられたる件名を記す。

工事施行に關するもの 七十五件

- 一、豊橋市臨時水道部事務所建設ノ件 (昭和三、四、七)
- 一、水道鐵管試驗場並ニ置場敷地々盛、及周圍鐵條柵、並ニ通用門築造工事ノ件 (ノ二、四、六)
- 一、セメント倉庫新築工事ノ件 以上(ノ二、六、三)
- 一、鐵管布設事務所新築工事ノ件
- 一、鐵筋混凝土管製造ノ件
- 一、送水場内排水暗渠築造ノ件
- 一、工事係員詰所新築工事ノ件
- 一、水道部電話交換機据付及配線ノ件 以上(ノ二、六、三)
- 一、鐵管試驗場、及附屬建物新築工事ノ件 (ノ二、七、四)
- 一、配水池堀鑿工事ノ件
- 一、瀘過池堀鑿工事ノ件
- 一、淨水場土塙築造工事ノ件
- 一、淨水場唧筒場堀鑿工事ノ件
- 一、送水場内接合井及唧筒場堀鑿工事ノ件 以上(ノ二、八、三)
- 一、水道部専用私設電話工事ノ件
- 一、水源集水埋渠築造工事ノ件
- 一、第三十號國道二百五十耗配水鐵管布設工事ノ件
- 一、四百五十耗配水幹線及枝管一部配水鐵管布設工事ノ件
- 一、五百耗配水幹線及配水枝管一部鐵管布設工事ノ件 以上(ノ二、九、六)
- 一、第一工事區事務所兼倉庫其他新築工事ノ件
- 一、第二工事區給水場事務所、倉庫其他新築工事ノ件
- 一、送水場唧筒井築造工事ノ件
- 一、第一號及第三號區域配水鐵管布設工事ノ件
- 一、送水場内接合井一部築造工事ノ件 以上(ノ二、一〇、二、四)
- 一、四百耗配水幹線及第六號區域配水鐵管布設工事ノ件
- 一、第五號區域配水鐵管布設工事ノ件
- 一、淨水池内排水設備工事ノ件
- 一、淨水場引入鐵管及引入口設備工事ノ件

一、瀘過池ヨリ淨水場唧筒場ニ至ル送水鐵管布設工事ノ件 以上(昭和三、一、一〇)

- 一、瀘過池築造工事ノ件
- 一、給水場配水池築造工事ノ件
- 一、給水場排水設備工事ノ件
- 一、牟呂用水旭橋附近鐵管伏越其他工事ノ件 以上(ノ三、二、七)
- 一、送水本管布設外四廉工事ノ件
- 一、專用道路附近蟬川鐵管伏越其他工事ノ件
- 一、昭和三年度第一號區域配水鐵管布設工事ノ件 以上(ノ三、三、三)
- 一、調整井築造工事ノ件
- 一、送水唧筒場築造工事ノ件
- 一、水源接合井築造工事ノ件 以上(ノ三、四、二)
- 一、送水本管布設工事ノ件
- 一、第二號區域配水鐵管布設工事ノ件
- 一、三百耗補助幹線一部其他鐵管布設工事ノ件
- 一、送水場土塙築造工事ノ件
- 一、送水場内盛土工事ノ件
- 一、淨水場送水場部電盤購入据付及配線工事ノ件 以上(ノ三、六、八)
- 一、淨水場唧筒場新築工事ノ件
- 一、第三號區域及第四號區域配水鐵管布設工事ノ件
- 一、配水本管ノ一部、及ベンチュリーメーターチューブ室築造工事ノ件
- 一、淨水場唧筒室量水器室新築工事ノ件
- 一、三百耗補助幹線ノ殘部其他工事ノ件 以上(ノ三、八、一〇)
- 一、分水井築造工事直營施行ノ件 (ノ三、九、六)
- 一、第五號區域配水鐵管布設其他工事ノ件
- 一、第六號區域配水鐵管布設其他工事ノ件 以上(ノ三、二、三)
- 一、電話交換機修繕工事ノ件 (ノ三、三、三)
- 一、配水支管布設工事ノ件
- 一、自淨水場至給水場送水本管布設工事ノ件
- 一、瀘過池及調整井堀鑿工事ノ件 以上(ノ四、一、三)
- 一、第七號區域及第八號區域配水鐵管布設其他工事ノ件
- 一、牟呂踏切外三ヶ所鐵道橫斷配水管布設工事ノ件
- 一、瀘過池築造工事ノ件
- 一、調整井築造工事ノ件

- 一、自給水場至市道、専用道路築造、及蟬川橋梁架設工事ノ件
以上(昭和四、三、四)
- 一、配水池覆蓋上部盛土及周圍溝並階段築造工事ノ件
以上(昭和四、四、八)
- 一、神田川橋梁架設工事ノ件
- 一、送水場宿舍新築工事ノ件
- 一、第一工事區事務所兼倉庫取毀、及送水場事務所新築工事ノ件
- 一、淨水場事務所新築工事ノ件
- 一、給水場周圍整備並、自淨水場至給水場、専用道路築造工事ノ件
以上(昭和四、九、二)
- 一、船町其他配水管布設工事ノ件
- 一、淨水場公舎新築工事ノ件
- 一、豊川鐵管橋架設工事ノ件
- 一、下地町配水鐵管布設其他工事ノ件
- 一、豊橋市水道水源地對岸護岸工事ノ件
- 一、豊橋市水道水源地入口寄洲保護工事ノ件
以上(昭和四、一〇、三)

物品購入に關するもの 二十五件

- 一、工事材料器械購入ノ件

- 一、水道鑄鐵直管購入ノ件
- 一、水道用異形管購入ノ件
- 一、水道阻水弁消火栓購入ノ件
- 一、拾馬力電動機直結捲揚器購入ノ件
- 一、拾貳封度軌條及附屬品購入ノ件
- 一、工事用排水ポンプ購入ノ件
以上(昭和五、五、二七)
- 一、自動車及サイドカー購入ノ件
(昭和五、七、四)
- 一、材料購入ノ件
(昭和五、八、三)
- 一、混凝土和機購入ノ件
- 一、淨水場濾過池唧筒場混凝土用砂利砂購入ノ件
- 一、ロータローラー購入ノ件
以上(昭和五、九、六)
- 一、配水管用區劃量水装置弁及異形管購入ノ件(昭和五、九、三)
- 一、ベンチユリメータートリベントメーター購入ノ件
- 一、淨水場内排水用混凝土管購入ノ件
以上(昭和五、一〇、二四)
- 一、昭和三年度所要消火栓阻水弁及異形管等購入ノ件
- 一、スカリアファイヤー購入ノ件
- 一、配水池築造用鐵筋購入ノ件
- 一、濾過池築造用鐵筋購入ノ件
以上(昭和五、一一、一〇)

- 一、昭和三年度所要鉛購入ノ件
(昭和三、二、七)
- 一、送水場唧筒購買ニ關スル件
- 一、淨水場唧筒購買ニ關スル件
以上(昭和三、三、三)
- 一、昭和三年度所要セメント購入ノ件
(昭和三、四、二)
- 一、水位標示器購入ノ件
(昭和三、九、六)
- 一、濾過池及調整井築造用鐵筋購買ノ件
(昭和四、一、三)

其他 雜件 十件

- 一、配水管敷設事務所及セメント倉庫用地借入ノ件
(昭和四、二、六)
- 一、鐵管試驗場敷地借入ノ件
- 一、豊橋市水道給水條例改正ノ件
- 一、豊橋市外水道給水條例改正ノ件
- 一、豊橋市水道部設置規程
- 一、同 水道部吏員給料支給規程
- 一、同 水道部吏員旅費支給規程

視察に關するもの 六件

- 一、福岡市地方水道事業視察員囑託ノ件
(昭和四、四、六)
- 一、東京市大阪市水道視察員囑託ノ件
(昭和五、五、七)
- 一、セメント抜取立會ノ件ニ付、委員一同、田原町三河セメント會社ニ集合
(昭和五、八、五)
- 一、鐵管試驗場視察ノ爲委員一同花田町絹田全場ニ集合
(昭和五、九、六)
- 一、水源地工事視察ノ爲委員一同出張
(昭和五、九、三)
- 一、水源地淨水場給水場及鐵管試驗場視察ノ爲委員一同出張
(自昭和五、一〇、一五
至昭和五、一〇、二〇)

第三節 工事施行

材料取扱 物件に關する訓令は左の如し。

材料取扱手續

昭和二年六月二十三日 訓令第一六號

柳生橋倉庫並鐵管試驗場物件出納事務取扱手續

昭和二年九月二十七日 訓令第二三號

豊橋市臨時水道部材料取扱手續

(昭和二年六月廿日訓令第一六號)

第一條 本規程ニ於テ材料ト稱スルハ工事費支辨ニ屬スル工用器具器械ヲ除キタル諸品ヲ謂フ

第二條 材料ノ保管及其ノ出納ハ材料出納吏之ヲ擔任ス

材料出納吏ハ工務課長ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 工事區其ノ他必要ト認ムル工事現場ニ材料取扱主任ヲ置キ材料ノ受拂及監守ノ責ニ任セシム

材料取扱主任ハ市長之ヲ任免ス

第四條 材料出納吏ハ左ノ帳簿ヲ備ヘ材料ノ出納ヲ整理スヘシ

一、材料出納簿 第一號様式

鐵管類ハ他ノ材料ト區分シ整理スヘシ

材料取扱主任ハ左ノ帳簿ヲ備ヘ材料受拂ノ事實ヲ登記スヘシ

一、材料受拂簿 第二號様式

鐵管類ハ他ノ材料ト區別シ整理スヘシ

一、材料生産整理簿 第三號様式

一、材料亡失毀損整理簿 第四號様式

前各項ノ外補助簿ヲ設クルコトヲ得

第五條 材料取扱主任ハ第五號様式ニ依リ所要材料ヲ材料出納吏ニ請求スヘシ

第六條 材料出納吏材料ノ交付ヲ受ケタルトキハ第六號様式ニ據リ材料送付書ヲ發スヘシ

第七條 材料取扱主任材料ノ交付ヲ受ケタルトキハ第七號様式ニ據リ領收證ヲ發スヘシ

第八條 材料取扱主任ハ毎月第二號様式ニ準シ材料受拂月報ヲ調製シ翌月七日迄ニ材料出納吏ニ提出スヘシ

第九條 材料出納吏ハ毎月第一號様式ニ準シ材料出納月報ヲ調製シ翌月十日迄ニ市長ニ提出スヘシ

第十條 材料出納吏ハ毎年度經過後三十日以内ニ第八號様式ニ依リ材料出納計算書ヲ調製シ市長ニ提出スヘシ

第十一條 材料ノ亡失毀損シタルトキハ材料取扱主任ハ其ノ事由ヲ詳記シ第九號様式ニ依リ材料出納吏ヲ經テ市長ニ

報告スヘシ

材料出納吏前項ノ報告ヲ受ケタルトキ若クハ自己保管ノ材料ヲ亡失毀損シタルトキハ其ノ事實ヲ詳具シ市長ノ決裁

ヲ受ケ所理スヘシ

第十二條 工用上不用ニ歸シタルモノ又ハ使用ニ堪ヘサルモノアルトキハ材料取扱主任ハ第十號様式ニ依リ材料出納

吏ニ返納スヘシ

第十三條 材料出納吏其ノ保管材料ヲ所定以外ノ費目ニ流用セムトスルトキハ第十一號様式ニ依リ振替ノ手續ヲ爲ス

ヘシ

第十四條 現場ニ於テ製作變形シタルモノ又ハ一日工事ニ使用シタル材料及事工施行ノ結果生産シタル物件アルトキ

ハ第十二號様式ニ依リ材料出納吏ニ引渡スヘシ

前項ノ材料ヲ工事ニ使用セムトスルトキハ第六條ノ手續ヲ爲スヘシ

附 則

本手續ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

費目 _____

材料出納簿

(第一號樣式)

年 月 日	證 憑 番 號	品 形 單 價	入			出			備 考								
			受 前 月 高 金 額	本 買 數 量	月 入 金 額	共 他 金 額	計 金 額	拂 本 月 高 區 一 工		本 月 交 付 高 區 三 工	本 月 交 付 高 區 四 工	高 區 試 驗	其 他 生 產	計 數 量	高 價 額		

品目別 _____

材料受拂簿

(第二號樣式)

年 月 日	證 憑 番 號	單 價	受			高			拂			高			備 考		
			前 月 越 高 金 額	本 月 受 高 金 額	其 他 金 額	計 金 額	本 月 高 區 一 工	本 月 高 區 二 工	本 月 高 區 三 工	本 月 高 區 四 工	其 他 生 產	計 數 量	高 價 額				

費目 _____

生產整理簿

(第三號樣式)

月 日	生 產 ノ 種 別	製 材		作 料		變 勞		形 力		生 產		備 考	
		名 稱	使 用 數 量	名 稱	金 額	名 稱	使 用 數 量	名 稱	單 價	名 稱	數 量		金 額

費目 _____

品名

(第四號樣式)

年 月 日	摘 要	單 價	亡 失			毀 損			備 考	
			亡 數	發 見 量	差 引 處 分 數 量	毀 損 數	復 舊 處 分 數 量	差 引 處 分 數 量		

材料出納計算表

(第八號樣式)

費目	品目	形質	單位	單價	受		拂		高		高		摘要	
					前年度	本年度	本年度	本年度	其他	計	其他	計		數量
					入	入	高	高	其他	計	其他	計		
					入	入	高	高	其他	計	其他	計		
					入	入	高	高	其他	計	其他	計		
					入	入	高	高	其他	計	其他	計		
					入	入	高	高	其他	計	其他	計		
					入	入	高	高	其他	計	其他	計		
					入	入	高	高	其他	計	其他	計		
					入	入	高	高	其他	計	其他	計		
					入	入	高	高	其他	計	其他	計		

(第九號樣式)

元購入費目	品目	形質	單位	數量	單價	金額	金額	事由

年 月 日
市 長 宛
材 料 取 扱 主 任

材料返納書

(第十號樣式)

第	號	年	月	日	元請求費日	項	目	工事名	材料取扱主任	係長

材料費目振替票

(第十一號樣式)

市長	助役	部長	課長	材料出納吏	市長	助役	部長	課長	材料出納吏	原課長

第三號樣式

品目		形質		單位		納入者			
年	月	日	摘要	契約數量	搬入數量	檢査合格數	拂出數量	殘高	備考

備考

物品出納吏所屬ニ保ルモノニシテ號數ノ附シアルモノハ摘要欄ニ記載スヘシ

第四號樣式

物品材料出庫報告票									
物品出納吏 殿					柳生橋倉庫主任 (鐵管試驗場主任) 殿				
第	號	項	目	第 工事區分 (鐵管試驗場分)					
品	目	形質	單位	數量	摘要	契約締結月日	納入者		

契 會計係 第一號樣式

(第 號) 保管物品材料請求書

柳生橋倉庫主任 殿 (鐵管試驗場主任)				第 工事區材料取扱主任 殿 (鐵管試驗場材料取扱主任)					
請求	年	月	日	項	目	契約月日	納入者		
品	目	形	質	單	位	數	量	摘	要

上記物件正ニ受領候也
年 月 日

第 工事區材料取扱主任 殿
(鐵管試驗場材料取扱主任)

第二號樣式

(第 號) 現品送付書

第 工事區材料取扱主任 殿 (鐵管試驗場材料取扱主任)				柳生橋倉庫主任 殿 (鐵管試驗場主任)				
送付	年	月	日	項	目	契約月日	納入者	
品	目	形質	單位	請求數量	前回送付數量	今回送附數量	殘數	摘要

備考

物品出納吏所屬ニ保ルモノニシテ號數ノ附シアルモノハ摘要欄ニ記載スヘシ

施工手續 工事執行に當りて取るべき手續は左の規程細則に従ふは勿論なるが特に臨時水道部工事に就ては更に訓令の條項に依り良好の成績を期するを要す。

豊橋市工事執行規程

大正十三年 第四六號議決

豊橋市工事執行規程施行細則

全十三年告示 第二四號

豊橋市臨時水道部工事施行手續

昭和二年六月二十三日 訓令第一五號

豊橋市工事執行規程

(大正十三年第四六號議決)

第一條 工事執行ノ方法ハ直營及請負トス

第二條 左ニ掲クル場合ニ於テハ直營ト爲スコトヲ得

- 一、急施ヲ要シ請負ニ付スルノ暇ナキトキ
- 二、請負契約ヲ締結スルコト能ハサルトキ
- 三、特ニ直營ト爲スノ必要アリト認ムルトキ

第三條 請負ハ一般競争入札ニ付スルモノトス

第四條 左ニ掲クル場合ニ於テハ三名以上ヲ指名シ競争入札ニ付スルコトヲ得

- 一、急施ヲ要シ一般競争入札ニ付スルノ暇ナキトキ
- 二、一般競争入札ニ付スルモ入札人又ハ落札人ナキトキ
- 三、特ニ指名競争入札ニ付スルノ必要アリト認ムルトキ

第五條 左ニ掲クル場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一、急施ヲ要シ競争入札ニ付スルノ暇ナキトキ

二、競争入札ニ附スルモ入札人又ハ落札人ナキトキ

三、豫定價格千圓未満ノ工事ナルトキ

四、特ニ隨意契約トナスノ必要アリト認ムルトキ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ入札人若ハ請負人又ハ其ノ代理人トナルコトヲ得ス

- 一、無能力者
- 二、破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨濟ヲ了ヘサル者
- 三、六年ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者
- 四、六年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者
- 五、入札又ハ請負ニ關シ不正ノ行爲アリタル後二年ヲ經過セサルモノ

第七條 一般競争入札ニ付セムトスルトキハ入札ニ必要ナル事項ヲ入札期日ヨリ少クとも五日前ニ公告スルモノトス

第八條 入札人ハ左ニ掲クル要件ヲ具備スルコトヲ要ス

- 但シ市長ニ於テ相當ト認ムル學識經驗ヲ有スル技術者ヲシテ工事ヲ擔當セシムルモノニ在リテハ此ノ限りニアラス
- 一、引續キ二年以上土木請負業ニ従事スルコト
- 二、其ノ他市長ニ於テ必要ト認ムル要件

第九條 入札ヲ爲サムトスル者ハ入札金額ノ百分ノ三以上ノ入札保證金ヲ納付スヘシ但シ指名競争入札又ハ豫定價格二千圓未満ノ工事ニ付テハ之ヲ減免スルコトヲ得

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル入札人ハ之ヲ無効トス

- 一、本規程、本規程ニ基キテ發スル細則又ハ市長ノ定ムル入札條件ニ違反シタルトキ

- 二、入札又ハ其ノ代理人二人以上ノ入札ヲ爲シタルトキ
- 三、入札人協定シテ入札ヲ爲シタルトキ
- 五、入札ニ際シ不正ノ行爲アリタルトキ

第十一條 入札中豫定價格以内ニシテ豫定價格ノ三分ノ二ヲ下ラサル最低價格ノ入札ヲ爲シタル者ヲ以テ落札人トス但シ設計付入札ニ在リテハ設計及入札金額ニ依リ落札人ヲ定ム

同一ノ入札アリタルトキハ抽籤ヲ以テ落札人ヲ定ム落札人ナキトキハ直ニ再入札ニ付スルコトヲ得

第十二條 落札人ハ落札ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ市長ト請負契約ヲ締結シ契約書ヲ作成スルモノトス

落札人前項ノ期間内ニ請負契約ヲ締結セサルトキハ市長ニ於テ其ノ落札ヲ無効ト無スコトヲ得

第十三條 請負人ハ請負金額ノ百分ノ十以上ノ契約保證金ヲ納付スヘシ但指名競争入札又ハ隨意契約ノ方法ニ依リ請負契約ヲ締結スル場合ニ在リテハ之ヲ減免スルコトヲ得

第十四條 入札保證金及契約保證金ハ國庫證券、本市債證券、勸業債券、農工債券、拓植債券、興業債券、其他市長ニ於テ適當ト認ムル有價證券ヲ以テ代用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ本市債證券ハ其ノ額面金額ニ依リ其ノ他ハ時價十分ノ八ヲ以テ之ヲ換算ス

第十五條 入札保證金ハ入札終了後之ヲ還付ス但シ落札人ニ對シテハ契約保證金納付ノ際之ヲ還付ス

契約保證金ハ工事完成後之ヲ還付ス但シ工事ノ性質上市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ相當期間其ノ全部又ハ一部ヲ保留スルコトヲ得

第十六條 請負人ハ市長ノ許可ヲ得スシテ工事ノ施行ヲ他人ニ委託スルコトヲ得ス

第十七條 請負人ハ工事ノ執行ニ付市長ノ指揮監督ニ從フモノトス

第十八條 請負人ハ工事竣功シタルトキハ直ニ検査ヲ受クヘシ

第十九條 請負人天災事變其ノ他正當ノ事由ニ依リ契約期間内ニ工事ヲ竣功スルコト能ハサルトキハ市長ニ期間ノ延長ヲ求ムルコトヲ得

第二十條 契約期間内ニ工事ヲ竣功セサルトキハ遅延日數一日ニ付請負金額千分ノ一ノ違約金ヲ徴收ス

前項ノ違約金ハ請負金額中ヨリ之ヲ控除ス

第二十一條 左ニ掲クル場合ニ於テハ市長ハ契約ヲ解除スルコトヲ得

- 一、契約期間内ニ工事竣功ノ見込ナキトキ
- 二、工事ノ施行ニ付不正ノ行爲アリタルトキ
- 三、正當ノ事由ナクシテ市長ノ指揮監督ニ從ハサルトキ
- 四、本規程、本規程ニ基キテ發スル細則又ハ契約ニ違反シタルトキ
- 五、市長ニ於テ工事施行上必要アリト認ムルトキ

第二十二條 前條ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ工事ノ既成部分ニ對シ市長ニ於テ相當ト認ムル金額ヲ交付ス契約無効ノ場合亦同シ

第二十三條 入札ニ付不正ノ行爲アリタルトキ又ハ第十二條第二項ノ規定ニ依リ落札其ノ効力ヲ失ヒタルトキハ入札保證金ハ市ノ所得トス

第二十一條ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ契約保證金ハ市ノ所得トス請負人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リ契約無効トナリタル場合亦同シ

第二十四條 市長ハ請負人ニ對シ工事ノ出來形ニ相當スル金額ノ十分ノ八以内ノ假拂ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 本規程ニ規定セサル事項ハ市長之ヲ定ム

第二十六條 本規程ハ工事ニ要スル物件ノ購入借入又ハ勞力供給ノ場合ニ之ヲ準用ス

豊橋市工事執行規程施行細則

(大正十三年告示第二四號)

第一章 工 事

第一條 一般競争入札ニ付スヘキ工事ハ市長ニ於テ官報、市公報、新聞紙、又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ左ノ事項ヲ公告ス

- 一、入札ニ付スヘキ事項
- 二、設計書、仕様書、圖面及契約書案等ヲ示スヘキ場所
- 三、入札及開札ノ場所日時
- 四、以上各號ノ外必要ナル事項

指名入札ニ付スヘキ場合ニ於テハ前項各號ニ掲タル事項ヲ豫メ入札人ニ提示ス

第二條 入札人ハ工事執行規程第八條第一號ニ定ムル要件ニ該當シ尙引繼キ二年以上直接國稅若ハ府縣稅年額五圓以上ヲ納ムル者タルヲ要ス

必要アリト認ムルトキハ市長ニ於テ前項納稅額ヲ加重シ又ハ經歷ニ制限ヲ付スルコトアルヘシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スト認ムル者ハ其自己ノ行爲タルト代理人ノ行爲タルト問ハス爾後二年間入札人又ハ請負人タルコトヲ得ス

- 一、競争ノ際漫ニ價格ヲ競上クルノ目的ヲ以テ連合シタル者
- 二、落札ヲ條件トシ他ノ者ニ金錢ヲ授受シ又ハ授受セムトシタル者
- 三、競争ノ加入ヲ妨害シ若ハ競落者ノ契約履行ヲ妨害シタル者

四、落札ノ通知ヲ受ケ契約ヲ締結セサル者

五、契約履行ノ検査監督ニ際シ市吏員ノ職務ノ執行ヲ妨ケタル者

六、契約ヲ履行スルニ當リ故意ニ之ヲ粗雑ニ爲シタル者

七、工事執行規程第二十一條第二號乃至第四號ノ規程ニ依リ契約ヲ解除セラレタル者

八、他人ノ工事進行ヲ妨害シタル者

九、其ノ他不正行爲アリト認メラレタル者

十、前各號ノ一ニ該當スト認メラレタル後二年ヲ經過セサル者ヲ代理人トシテ使用シタル者

前項各號ノ一ニ該當スル行爲ヲ他人ノ代理人トシテ爲シタル者亦同シ

第四條 入札ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ニ關スル市區町村長ノ證明書ヲ豫メ提出スヘシ

- 一、工事執行規程第六條第一項第一號乃至第四號ニ該當セサル身分證明書
- 二、第二條ノ事項ニ關スル證明書

前項ノ證明書ヲ提出シタル者ニ對シテハ其ノ會計年度中更ニ證明書ヲ提出セシメサルコトヲ得

第五條 代理人ヲ以テ入札ヲ爲サムトスル者ハ入札前其ノ委任狀ヲ提出スヘシ

第六條 入札書ニハ第一條第一號ノ事項、見積金額及入札人ノ住所氏名ヲ明瞭ニ記載シ捺印ノ上封緘スヘシ(第一號書式)

入札書ハ之ヲ引換變更若ハ取消スコトヲ得ス

第七條 入札保證金ヲ要スル場合ニ於テハ入札當日保證金ヲ納付シ其ノ領收證ヲ入札前ニ提出スヘシ

第八條 入札及入札保證金ヲ郵便ニ附シテ提出セムトスルトキハ書留トナスヘシ(第二號書式及第三號書式)

第九條 入札書ノ封緘中ニハ保證金其ノ他ノ書類ヲ封入スルコトヲ得ス

第十條 入札人又ハ其ノ代理人ハ開札ノ際參觀スルコトヲ得

第十一條 市長ハ入札ニ付シタル事項ノ豫定價額調書ヲ封緘シ開札ノ場所ニ備ヘ置クモノトス

第十二條 落札ノ通知ヲ受ケタル者ハ工事執行規程第十二條ニ規定スル期間内ニ契約書ヲ提出シ契約保證金ヲ要スルモノニ在リテハ同時ニ之ヲ提供スヘシ

第十三條 隨意契約ヲ爲ストキハ設計書、仕様書、圖面及契約書案等ヲ示シ見積書ヲ徵ス

市長ニ於テ其ノ見積金額ヲ相當ト認ムルトキハ期日ヲ定メテ契約書ヲ提出セシム

前項ノ場合ニ於テ契約保證金ヲ要スルトキハ同時ニ之ヲ提出セシム

第十四條 入札保證金及契約保證金ヲ記名證券又ハ記名證券ヲ以テ代用スル場合ニ於テハ賣却承諾書及委任狀ヲ添付スヘシ

第十五條 請負ニ關スル權利義務ハ市長ノ承認ヲ得スシテ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

第十六條 保證金ヲ市ノ所得トシ又ハ契約ノ解除ハ書面ヲ以テ之ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ請負人其ノ書面ノ受領ヲ拒ミ又ハ其ノ住所及居所共ニ知レサルトキハ市公報新聞紙其ノ他ノ方法ニ依リ公告スルヲ以テ送達シタルモノト見做ス

第十七條 工事執行規程第二十四條ノ規定ニ依ル工事ノ出來形歩合ニ對スル假拂ノ回数ハ左ノ制限ニ依ル

請負金額 五百圓以上千圓未満

一回

同 五千圓未満

二回

同 一萬圓未満

三回

一萬圓以上五千圓ヲ加フル毎ニ一回ヲ増ス

第十八條 建築工事ニ對シテ假拂ヲ請求セムトスルモノハ市長ニ於テ相當ト認ムル火災保險會社ト請負額以上ニ該當スル保險契約ヲ締結シ其ノ權利讓渡ノ手續ヲ履行スルヲ要ス

第十九條 工事執行規程第二十條ノ規定ニ依リ徵收スヘキ違約金ニシテ請負金額中ヨリ控除スルコト能ハサルトキハ契約保證金ヲ以テ之ニ充テ尙不足アルトキ之ヲ追徵ス

工事執行規程並本則ノ規定ニ依リ請負人ノ負擔ニ屬スヘキ費用ニ付キ亦同シ

第二十條 工事執行規程並本則規定ニ依リ市長ノ爲シタル處分ニ對シテハ異議ヲ申立テ又ハ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第二十一條 請負人實地工事ニ着手セムトスル時ハ三日以前ニ其ノ旨市長ニ届出ツヘシ市長必要アリト認ムルトキハ前項ノ届出ヲ待タズ直ニ工事ニ着手セシメ又ハ工事工程表ヲ提出セシムルコトヲ得

第二十二條 工事ニ要スル物件ハ豫メ係員ノ検査ヲ受クヘシ

検査ニ合格セサルモノハ検査員ニ於テ期限ヲ指定シ之ヲ他ニ搬出セシム請負人ニ於テ前項検査員ノ命ニ從ハス又ハ指定ノ期間内ニ履行スルノ見込ナキトキハ市長ニ於テ自ラ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ執行セシメ其ノ費用ヲ負擔セシム

第二十三條 請負人ハ其ノ使役スル者ノ行爲ニ付一切ノ責ニ任ス其ノ行爲工事ニ障害アルカ又ハ不適當ト認ムルトキハ其ノ使役ヲ停止シ又ハ退去セシムルコトアルヘシ

請負人ハ第三條ニ該當スル者ヲ工場ニ於テ使用スルコトヲ得ス

第二十四條 請負人ハ常ニ工場ニ在リテ工場ニ關スル一切ノ事ヲ處理スヘシ請負人事故アル時ハ市長ノ承認ヲ受ケタル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得但シ代人ヲ不適任ト認メタルトキハ其ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ

第二十五條 工事ニ要スル物件ヲ市長ヨリ交付セラレタル時ハ請負人ハ之ヲ保管ノ責ニ任スヘシ

第二十六條 市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ工事ノ増減變更停止若ハ中止ヲ命スルコトアルヘシ此ノ場合ニアリテハ請負人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項工事ノ増減變更ノ爲竣功期日ノ伸縮ヲ要スルトキハ更ニ之ヲ定ム

本條第一項ニ依リ工事ノ増減變更ノ爲請負額ノ更正ヲ要スルトキハ總設計價額ヲ以テ總契約價額ヲ除シ之ニ變更設計價額ヲ乘シテ得タル金額ヲ以テ變更契約額ト爲ス

第二十七條 工事變更ノ結果請負金額ヲ増加シタル場合ニ於テ契約保證金カ制限ニ滿タサルトキハ市長ハ其ノ不足額ヲ追納セシムルコトヲ得

第二十八條 工事ノ竣功検査前ニオケル既成部分及材料ノ滅失毀損其ノ他總テノ損害ハ請負人ノ負擔トス

第二十九條 工事ノ竣功検査ヲ受ケムトスル時ハ請負人ニ於テ其ノ旨市長ニ届出ツヘシ

請負金ハ工事竣功検査ノ上請負人ノ請求ニヨリ之ヲ下附ス

第三十條 工事ノ施工年度ニ亘ルモノハ各年度毎ニ前條ノ手續ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 工事カ仕様書ニ違ヒ若ハ不完全ト認ムルトキハ補足又ハ改築ヲ命スヘシ請負人ニ於テ之ヲ拒ミタルトキハ市長ニ於テ自ラ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ執行セシメ其ノ費用ヲ分擔セシム

第三十二條 擔保期間内ニ於テ工事ニ瑕疵ヲ發見シ又ハ滅失毀損シタルトキハ請負人ハ市長ノ指定スル期間内ニ之ヲ修補スヘシ但シ天災地變其ノ他ノ不可抗力ニ因リ生シタルモノト認ムルトキハ其ノ義務ヲ減免スルコトアルヘシ

請負人ニ於テ前項ノ義務ヲ履行セス又ハ履行スルモ指定ノ期限内ニ完了スルノ見込ナキトキハ市長ニ於テ自ラ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ執行セシメ其ノ費用ヲ負擔セシム

第二章 工服用物件及勞力ノ供給

第三十三條 工服用物件ノ供給人ハ指定ノ場所ニ其ノ物件ヲ取揃ヘ市長ニ納付書ヲ提出スヘシ前項ノ物件ニシテ検査ノ結果不合格ノモノアルトキハ供給人ハ直ニ之ヲ搬出シ指定ノ期限内ニ其ノ代替品ヲ提供スヘシ

第三十四條 職工人夫ノ供給人ハ市長ノ豫メ指定スル人員ヲ現場ニ出シ勞役ニ従事セシムヘシ

市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ人員ヲ臨時ニ増減スルコトアルヘシ

第三十五條 市長ニ於テ職工人夫其ノ勞務ニ堪ヘス又ハ不都合アリト認ムルトキハ其ノ使役ヲ停止スルコトアルヘシ

第三十六條 職工人夫ノ勞務ノ時間ハ市長ノ定ムル所ニヨル

但シ市長ハ都合ニ依リ臨時ニ其ノ時間ヲ變更スルコトアルヘシ

前項但書ノ場合ニ於テハ所定ノ時間割ニ從ヒ其ノ賃金ヲ増減ス

第三十七條 職工人夫ハ日々現場ニ於テ就業ノ前後係員ノ点檢ヲ受クヘシ但シ必要アルトキハ臨時ニ点檢スルコトアルヘシ

第三十八條 職工人夫ニシテ本市ノ器具機械其ノ他ノ物品ヲ紛失セシメ又ハ故意ニ之ヲ毀損シタルトキハ總テ供給人ヲシテ其ノ損害ヲ賠償セシム

第三十九條 供給人ハ職工人夫就役簿ヲ備ヘ日々其ノ氏名ヲ記載シ係員ノ檢閲ヲ受クヘシ

第四十條 工服用物件及勞力ノ供給ニ關シテハ本章ニ規定スルモノ、外總ヘテ前章ノ規程ヲ準用ス

附 則

本則ハ豊橋市工事執行規程施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第一號書式)

入 札 書

一金何程也

但何々工事(工事用材料)(勞力供給)見積價額

右豊橋市工事執行規程及全施行細則並ニ一件書類熟覽ノ上入札候也

昭和何年何月何日

住 所

市 長 宛

注意 文字ハ明確ニ書シ改竄シタル部分ハ捺印ヲ要ス一、二、三十八壹貳拾ヲ用ユヘシ

(第二號書式)

請 頁 者 氏

六八六 名 〇

表

豊橋市役所臨時水道部經理係宛

(何々入札書)

書 留

裏

〇注意 封筒ニハ三個以上緘印ヲ捺スヘシ

特 別 會 計

納 付 書

一金 但

右 納 付 候 也

昭 和 年 月 日

郡 市 村 町 字 番 地

契 入 約 札 保 證 金

特 別 會 計

納 付 書

一金 但 右ニ對シ左ノ有價證券ヲ以テ代納ス

額面 圓也 圓也 圓也

額面 圓也 圓也 圓也

額面 圓也 圓也 圓也

右 納 付 候 也

昭 和 年 月 日

郡 市 村 町 字 番 地

契 入 約 札 保 證 金

枚 枚 枚

特 別 會 計

寄 託 通 知 書

一金 但

右 保 管 ノ 爲 メ 納 付 セ シ メ 候 也

昭 和 年 月 日

郡 市 村 町 字 番 地

契 入 約 札 保 證 金

豊橋市金庫御中

豊橋市收入役

特 別 會 計

寄 託 通 知 書

但 左 工 事 ニ 對 ス ル 契 約 保 證 金 代 納 物 件

額面 圓也 圓也 圓也

額面 圓也 圓也 圓也

額面 圓也 圓也 圓也

右 保 管 ノ 爲 メ 納 付 候 也

昭 和 年 月 日

郡 市 村 町 字 番 地

契 入 約 札 保 證 金

枚 枚 枚

豊橋市金庫御中

豊橋市收入役

特 別 會 計

領 收 書

一金 但

右 領 收 候 也

昭 和 年 月 日

郡 市 村 町 字 番 地

契 入 約 札 保 證 金

特 別 會 計

領 收 書

但 右 工 事 ニ 對 ス ル 入 札 契 約 保 證 金 代 納 物 件

額面 圓也 圓也 圓也

額面 圓也 圓也 圓也

額面 圓也 圓也 圓也

右 領 收 候 也

昭 和 年 月 日

郡 市 村 町 字 番 地

契 入 約 札 保 證 金

枚 枚 枚

豊橋市臨時水道部工事施行手續

(昭和二年六月二十三日訓令第一五號
昭和二年九月十日訓令第二十一號改正)

第一章 總 則

第一條 水道布設工事施行ニ關シ別段ノ規程アルモノノ外本手續ニ依ルヘシ

第二條 報告書其他市長ニ提出スヘキ書類ハ總テ左ノ順序ヲ經ヘシ

主任 技師 係長 課長 技師長 部長

第三條 工事ヲ施行セムトスルトキハ第一號様式ニ依リ設計圖仕樣書圖面ヲ作製シ經伺ノ手續ヲナスヘシ 工事ニ關

スル測量調査並ニ試験ヲ施行セムトスルトキ亦同シ

第四條 設計變更ヲ要スルトキハ當該主任ハ第二號様式ニ依リ變更設計書ヲ作成シ其ノ理由ヲ詳具シ經伺ノ手續ヲナ

スヘシ

第五條 工事施行ノ結果殘餘ヲ生シタル材料ヲ他ノ工事ニ使用セムトスルトキハ同一費目内ノ場合ハ第三號様式ニ依

リ材料振替ノ手續ヲ爲シ費目ノ異リタル場合ハ一旦材料ヲ出納吏ニ返納シ更ニ請求ノ手續ヲ爲スヘシ

第六條 工事施行決定シタルトキハ工務係長ハ工事擔當員ヲ定メ工務課長ニ報告スヘシ

第七條 工事ニ着手シタルトキハ當該主任ハ直ニ第四號様式ニ依リ市長ニ報告スヘシ

第八條 工事請負人又ハ工事材料及勞力ノ供給人其ノ義務ヲ履行セス若ハ履行スル見込ナシト認ムルトキハ係員ハ其

ノ理由ヲ具シ市長ノ指揮ヲ請フヘシ

第九條 工事擔當員ハ第五號様式ノ工事日記簿ヲ備付ケ左記事項ノ大要ヲ記載シ時々工務係長ノ査閲ヲ受クヘシ

一、年 月 日 天候

二、工事ノ出來高

三、職工人夫ノ使役員數

四、工事材料ノ受授及使用數量

五、生産品ノ數量及處理方法

六、工事ニ關シ外部ト交渉シタル顛末

七、工事上ノ事故其他必要ト認メタル事項

第十條 工事擔當員ハ第六號様式ニ依リ工事日表ヲ工事區主任ニ工事區主任ハ第七號様式ニ依リ工事成績月報ヲ作成

シ翌月十日迄ニ市長ニ報告スヘシ

第十一條 工事竣功後ハ直チニ精算書ヲ作成シ施行ニ關スル記事ノ要領及成工圖ヲ添ヘ之ヲ提出スヘシ

精算書ハ第二號様式ニ準スヘシ

第十二條 工事ノ都合上中止ヲ必要トスル場合ハ當該主任ハ其ノ事由ヲ記載シ工務課長ニ上申シ之レカ指揮ヲ受クヘ

シ中止ヲ解除セムトスルトキ亦同シ

天災事變ニ因リ工事ノ進行ヲ妨ケラレタルトキ工事擔當員ハ其ノ事實ヲ速カニ課長ニ報告スヘシ

第十三條 工事上ノ都合ニ依リ就業時間ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ記載シ工務課長ニ報告スヘシ

第十四條 工事竣功シタルトキハ直ニ八號様式ニ依リ竣功報告書ヲ市長ニ提出スヘシ

第十五條 前條ノ報告アリタルトキハ課長ハ經理係員ニ命シ當該主任立會ノ上竣功検査ヲ爲サシム 但シ請負工事ノ

場合ニアリテハ請負人ヲ立會セシムルコトヲ要ス

第十六條 竣功検査ヲ了シタルトキハ第九號様式ニ依リ立會員連署ノ竣功調書ヲ作成シ市長ニ提出スヘシ竣功検査ノ

結果設計書仕樣書若ハ圖面等ニ符合セサル廉ヲ發見シタルトキハ當該主任ニ其ノ旨ヲ通知シ別ニ意見書ヲ技師長ニ

提出スヘシ

第十七條 工務課長ハ毎年度内ニ於ケル工事既済部分ニ付キ第十號様式ニ依リ竣功報告ヲ調製シ四月末日迄ニ市長ニ提出スヘシ

第十八條 傭人ニシテ工事ノタメ死傷シタルトキハ當該主任ハ應急ノ措置ヲ爲シ現認書ニ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ市長ニ報告スヘシ

第十九條 工事施行ノタメ通行禁止又ハ制限ノ必要アルトキハ其ノ禁止又ハ制限スヘキ範圍、期間、場所等ヲ記載シ略圖ヲ添ヘ工務課長ニ具申シ指揮ヲ請フヘシ

第二章 直營工事

第二十條 工務課長ハ第十一號様式ニ依リ豫算總括簿ヲ備付ケ當該主任ハ工事設計豫算差引簿ヲ備付ケ常ニ工費ノ整理ヲナスヘシ

第二十一條 直營工事ノ設計書ニハ各工事細別毎ニ材料勞力ヲ仕譯シ尙設計總額ニ對スル材料費勞力費雜工ノ區分ヲ爲スヘシ

第二十二條 工事擔當員ハ第十二號様式ニ依リ所要材料ヲ材料取扱主任ニ請求スヘシ
材料取扱主任材料ノ交付ヲ爲ストキハ第十三號様式ニ依リ材料送付票ヲ發スヘシ工事擔當員之ヲ受ケタルトキハ第十四號様式ノ領收票ヲ發行スヘシ

第二十三條 工用上不用トナリタル材料アリタルトキハ第十五號様式ニヨリ材料取扱主任ニ返納スヘシ
材料ヲ亡失毀損シタルトキハ其事由ヲ詳具シ當該主任ヲ經テ材料取扱主任ニ報告スヘシ

第二十四條 工事擔當員又ハ物品取扱主任ハ材料及器具機械ヲ毎日退場前ニ取片付ケ之カ保管ヲ爲シ其ノ持運ト易キ

モノニ對シテハ鎖鑰ヲ施シタル場所ニ格納スヘシ

第二十五條 課程率ヲ定メ人頭割ヲ以テ工事ヲ施行スル場合ハ工務課長ノ承認ヲ受クヘシ

第三章 請負工事

第二十六條 當該主任ハ工事請負人ヨリ第十六號様式ノ工事着手届ヲ提出セシメ第七條ノ報告書ト共ニ之ヲ市長ニ提出スヘシ

第二十七條 當該主任ハ請負人立會ノ上設計書仕様書圖面ニ基キ工事ニ使用スル材料ノ検査ヲナスヘシ 但シ當該主任故障アルトキハ他ノ吏員ニ於テ施行スルコトヲ得検査ニ合格シタル材料ニハ相當ノ記標ヲ付シ其ノ品目員數ヲ認帳ニ記入セシメ検査員之ニ捺印スヘシ工務課長ニ於テ特ニ検査員ヲ指定シタル場合ニ在リテハ本條ヲ適用セス

第二十八條 請負人ヨリ工事竣功期限ノ延長ヲ出願シタルトキハ當該主任ハ其ノ事實ヲ調査シ之ニ意見ヲ添ヘ市長ニ提出スヘシ

第二十九條 請負人ヨリ請負金額ノ一部支拂ノ請求アリタルトキハ請負金額ノ三分ノ一以上既済シタル場合ニ限り支拂フコトヲ得

前項ノ場合ニハ經理係員ハ當該主任立會ノ上出來形ノ検査ヲ爲シ第十七號様式ニ依リ調書ヲ作製シ市長ニ報告スヘシ
第三十條 工事竣功シタルトキハ當該主任ハ請負人ヨリ第十八號様式ノ竣功届ヲ提出セシムヘシ
工事竣功後精算ノ結果請負金額又ハ其ノ内譯ニ異動ヲ生シタル場合ハ當該主任ハ第二號様式ニ準シ異動調書ヲ作成スヘシ

第三十一條 前二條ニ依ル請負金請求書ハ第十九號及第二十號様式ニ依ル

附 則

本手續ハ公希ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號樣式

起事由	一金	內	內譯	一金	金	金
設計大要說明	技師長	工務課長	工務係長	技師	主任	設計者
款	項	目	種	別	種	別
昭	和	年	月	日	期	工
市	長	殿				
工	事	設	計	書	日	提
出						

設計大要說明	內	譯	名稱	材料	長	徑末口厚巾	單位	員數	數量	單價	計金	摘要

材料振替票

第三號樣式

材料取扱主任殿

昭和 年 月 日

工事區主任

請求工事名

振替工事名

品目	目	形	實	單位	數	量	單	價	金	額	振	替	事由

第四號樣式 工事着手報告

- 一、工事名 直營又ハ請負人何某
- 一、設計金額 金
- 一、請負金額 金
- 一、着手 昭和 年 月 日
- 一、竣功期限 昭和 年 月 日
- 一、工事擔當員

右報告候也 昭和 年 月 日

工區主任

